

林泰輔の「朝鮮史」研究の内容と意義

權 純 哲*

Hayashi Taisuke's Studies on the Korean History, *Chosensi*
: On Its Contents and Historical Meaning

KWON Soon Chul

はじめに

本稿は、林泰輔（1854～1922）の学問的歩みと「朝鮮史」研究についての考察と、彼の一連の著書の書誌的考察をおこなった前稿「林泰輔の『朝鮮史』研究」（本紀要第44巻第2号）に引き続き、林の「朝鮮史」研究の内容とその意義を考察しようとするものである。取りあげる林の著書は、『朝鮮史』（1892、1901再版）、『朝鮮近世史』（1901、1902訂正再版、1912）、『近世朝鮮史』（1905）、『朝鮮通史』（1912、1944）である。

近代的「朝鮮史」の嚆矢と評される林の『朝鮮史』では、太古・上古・中古の歴史が記述されていて、同時代の学術状況のなかでその内容が持つ歴史的意義を考察するのが、本稿の第一目的である。

また、のちの『朝鮮近世史』によって実質的な完成をみる林自身の「朝鮮史」研究だが、その9年の間にあった東学農民乱と日清戦争、その後、激変する国際情勢と国内の混乱のなか、世に出た『朝鮮近世史』と『近世朝鮮史』そして『朝鮮通史』が持つ学術的意義、そして同時代

的意味を考察するのが、第二の目的である。

したがって、本稿においては、まずこれらの著書の内容を紹介しながら検討を加え、その後、林の「朝鮮史」研究が持つ史学史上の意義について論じていく。

なお、前稿で予告した韓国語訳『東国史略』との比較については、稿を改めて論じることにしたい。

第一章 林泰輔の「朝鮮史」研究の内容

1. 『朝鮮史』

『朝鮮史』（1892）は、地理、人種、歴代沿革と政体について述べている総説に続いて、〈太古史・上古史・中古史〉の時代区分による記述になっている。後述する『朝鮮近世史』（1901）は、残されていた近世を叙述したものである。このような〈太古・上古・中古・近世〉構成は、那珂通世の『支那通史』（1888-90）における〈総説、太古・上古・中古・近古〉¹、市川瓊次郎・瀧川龜太郎著『支那史』（1889-90）の〈総叙、上古史・中古史・近古史〉²、松井廣吉の『新撰大日本帝国史』（1890）の〈総論、上古

* クォン・スンチョル

埼玉大学教養学部教授、韓国思想史

史・中古史・近世史・今代史>とも類似している。林の『朝鮮史』は、西洋近代史学の時代区分や歴史叙述に倣った東洋史の先駆的例の一つである。

以下、『朝鮮史』記述の特徴を整理していくが、『朝鮮史』の全体像は、本文末に載せた《附表1》の『朝鮮史』目次を通してうかがうことができるので、参照されたい。なお、『朝鮮史』本文の欄外上部にある本文の小見出しに当たる頭書は〔 〕をつけて引用する。

(1) 総説

総説では、地理、人種、歴代沿革と政体について述べている。

A 地理：まず、「朝鮮又高麗ト稱ス。亞細亞洲東北ノ半島國ナリ。西經九度六分ニ起り、十五度八分ニ至リ、我日本東京ヲ以テ零度トナス。北緯三十三度十分ニ起り、四十三度ニ盡く。面積大約一萬四千方里ニシテ殆ド我邦十分ノ六ニ居ル。人口大約一千零五十一萬八千九百餘人ナリ」(句読点一部変更：權。以下同) という地理的位置について、東京を経度の基点にした説明が注目される。「又高麗ト稱ス」とは、日本での別称コマを指すとも考えられるが、むしろ西洋でのCorea/Koreaのこと³と思われる。

つぎに、境域について「境域、西ハ支那東海ニ臨ミ、北ハ滿洲ノ盛京省・吉林省及ビ露領渾春ニ連リ、鴨綠〈ヤール〉江・長白〈シャンシャン〉山・豆満江〈トマンガン〉ヲ以テ界トナシ、東南ハ日本海ヲ隔テ、我邦ト相對シ、其釜山浦ヨリシテ對馬ニ至ルコト、直徑僅二十餘里ニ過ギズト云フ」(〔 〕はルビ：權。以下同) とあり、清朝と国境未確定の間島問題があるにもかかわらず、豆満江をもって境界としている点、北における「露領渾春」の存在、日本の対馬と僅か「十餘里」という点が注目される。

そして、全国の八道、道の州府郡縣という地

方行政組織について述べ、「王都ハ京畿道漢城〈ハンジョン〉府ニ在リ、之ヲ京城ト稱ス。朝鮮語京城ヲ「セウール」ト云フ。王都ノ義ナリ。新羅ノ初、國ヲ徐耶伐ト號セシヨリ、後人王都ヲ徐伐ト云ヒ、遂ニ轉ジテ徐苑〈セウル〉トナリト云フ」といい、ソウルという固有語の由来にも言及する。

また、港湾について「港灣ハ、元山咸鏡道。釜山慶尚道。仁川京畿道。ヲ以テ外國通商ノ地トス」とあるが、1876年修好條規により開港された釜山、1880年通商章程による元山、そして1882年に開港された仁川には、日本人居留地が設けられ、日本との貿易が活発になっていた⁴のである。続いて、「蓋朝鮮ハ、東西南ノ三面皆海ニ濱スト雖、大抵東岸は斷崖絕壁多クシテ、良埠頭ニ乏シク、西南ハ嶋嶼羅列、浦港環曲シテ、頗其趣ヲ異ニスト云フ」とは、當時日本が行っていた朝鮮海岸測定・海図作成などの活動報告からの伝聞かもしれない。

気候については、「緯度上ヨリ之ヲ言ヘバ、我邦ト甚ダ異ナラズト雖、氣候ハ頗寒冷ナリトス。蓋國內山多クシテ平地少シ。故ニ平和ナラズ」とした後、「大抵夏酷タ暑クシテ冬酷タ寒シ。夏期ハ室内ニ於テ洋蠟自彎曲シ、冬期ハ麥酒氷結シテ玻璃瓶ヲ破ル。北方豆満江ノ如キハ、氷合スルコト六箇月ニ及ブト云フ。三南ノ地ハ、氣候尤中和ト稱スレドモ、寒暖屢變ジ易シ、夏時ノ如キハ、大雨殊ニ多クシテ、冥霧四方ニ寒ガリ、咫尺ヲ辨ゼザルノ日多シ」という。夏は室内の「洋蠟」が曲がるほど、冬は「麥酒」の「玻璃瓶」が凍破するほどとは、現地調査報告あるいは當時経験談の伝聞によるものであろう。また《物産畧表》にも「右ノ表中〇ヲ附シタルハ、產額ノ最多キモノナリ。然レドモ從來精密ノ調査ヲナシタル者ナケレバ、唯其大概ヲ示スニ過ギズ」という表注があり、当時の現地実情を伝えている。

B 人種：人種については「蒙古種ニシテ、頗

日本人ニ類シ」とした上、「北邊ノ山間ニ住スル者ハ、頗強悍ニシテ、南部中央ノ人ハ、性質寛ニシテ鈍ナリ」と南・北の住民の気質の相違を指摘し、その歴史的経緯について、つぎのように述べる。

往古ヨリ此地ニ住居セシ土人ハ、何ノ種族ナリシヤ詳カナラザレドモ、我紀元前四百年ヨリ紀元四五百年ニ至リテ、漢人種頗其北部ニ進入セリ。其後六百年頃ニ至リテ、長白山ノ西北扶餘ノ地ニ住居セシ種族、漸ク南方ニ出テ、朝鮮半島ノ土人ヲ驅逐又ハ征服シテ、終ニ全土ヲ占有ス。扶餘は即今の満洲盛京省開原縣ニシテ、モト北夷橐離國橐又索、或ハ橐ニ作ル。按ニ橐離ト高句麗トハ音相近ク、橐離ト高麗トハ聲相通ズ。然レバ其後ニ至リテ、高句麗又ハ高麗ト稱セシハ、其舊名ニ循ヘシモノナルベシ。ヨリ出ヅ。橐離ハ内蒙古科爾沁(コルチン)左翼ノ界内ニアリト云フ。一説ニ、扶餘ハ満洲吉林省ニシテ、長白山ト松花山(スンガリ)トノ間ニアリ、橐離ハ又松花山ノ北ニ在リト。其孰レカ是ナルヲ知ラズト雖、橐離ノ蒙古地方ナルコトハ疑ナシ。舊史相傳フ、高句麗東明王ノ南ニ奔シテ掩護水ヲ渡ルヤ、魚鼈並ビ浮ビテ梁ヲナスト。然レドモ、或ハ橐離ヨリ扶餘ニ至ルノ時ニ在リト云ヒ、或ハ扶餘ヨリ高句麗ニ至ルノ時ニアリト云フ。其説怪誕ニシテ且異同アリ、固ヨリ深ク信ズルニ足ラズト雖、亦以テ人種ノ北部ヨリ漸ク南方ニ進ミシコトヲ證シベシ。コノ種族ハ、即現今朝鮮人ノ始祖ナリ。惟支那トノ關係ハ、太古ヨリ今日ニ至ル迄、絶ユルコトナケレバ、其漢人種ト混淆錯雜セシコト知ルベシ。

(小文字は割注、〈 〉はルビ。ゴシック体、句読点変更：権。以下同)

朝鮮半島には昔、種族未詳の「土人」が住んでいたが、日本紀元前四百年前から約八九百年

間、その北部に漢人種が進入した。紀元六百年ごろ、扶餘(満州盛京省開原県)に居を構えた種族が南下し、「土人」を駆逐または征服し、朝鮮全土を占有したという。「高句麗」または「高麗」と称したのは、この種族の出身地「橐離」と音や声が通じるからだと説明する。そして、高句麗始祖東明王に関する史伝の諸説については、「怪誕ニシテ且異同アリ、固ヨリ深ク信ズルニ足ラズ」としつとも、「人種ノ北部ヨリ漸ク南方ニ進ミシコトヲ證シベシ」と解釈し、この種族を「現今朝鮮人ノ始祖」と結論付ける。ここに「韓族」への言及がない点に注意されたい。

このように「朝鮮ハ國ヲ建ルコト尤尚シ」が、「其疆域支那ニ接近スルニ由テ、常ニ其牽制ヲ受ケ、支那人或ハ來リテ王ト爲リ、或ハ其地ヲ以テ郡縣トナシ。又本國人ノ王タル者モ、大抵支那ニ於テ封爵ヲ受ケ、朝貢ヲ勤メ、事大ノ禮ヲ修メザル者甚鮮シ」とし、その地政学的関係から「朝鮮ハ殆ド支那ノ屬國タルモノゝ如シ」という。

C 歴代沿革の概略と政体：まず、歴代沿革について、朝鮮に亡命してきた箕子が国王になってから<箕子→衛滿→漢四郡→二府→新羅・高句麗・百濟→高麗→朝鮮>の順に記され、「支那人の制」した「太古」に継ぎ、争乱のやまなかた新羅・高句麗・百濟の三国時代(上古)、契丹や女真の侵略、蒙古の制圧を受けた高麗(中古)、そして明・清に対し「臣事」した朝鮮(近世)という王朝歴史の概略が述べられている。国の体制が最初に整ったものとして箕子の朝鮮を認めているのである。参考のために、関係部分を引用しておく。

昔殷ノ亡ブルニ當リテ、箕子避テ朝鮮ニ王トナリ、相傳フルコト凡九百年ニシテ、準ニ至リ、燕人衛滿ノ爲メニ逐ハレ、衛氏代リテ之ヲ治ルコト、凡八十餘年ニシテ、漢ノ武帝ノ

爲ニ亡ボサル。武帝其地ヲ分チテ四郡トナシ。昭帝又合シテ二府トナス。蓋箕子ヨリ此ニ至ル迄、千有餘年間ハ、皆支那人ノ制スル所ト爲ル。其後新羅・高句麗・百濟ノ三國、相繼ギテ興リ、爭亂息マズ。高句麗・百濟ハ凡七百年ニシテ皆滅亡シ、新羅獨存シテ殆ド千年ノ久キヲ保チ、其間朴・昔・金ノ三氏更々王位ヲ繼ギ、ヨク小康ノ治ヲ致セリ。其衰フルヤ、甄萱・弓裔ノ徒、各一方ニ割據ス。王建初弓裔ニ從ヒシガ、終ニ自立シテ王トナル。是ヲ高麗トス。高麗國ヲ傳フルコト、凡五百年。當時契丹・女眞北方ニ興リ、或ハ其侵凌ヲ受ケ、或ハ與ニ和好ヲ結ビ、蒙古之ニ繼ギ支那ヲ統一スルニ及ビテ、其制壓ヲ受ルコト益甚シ。而シテ内ニハ權臣常ニ跋扈シテ、王室安カラズ。然レドモ是時ニ當リテ、文化ノ進歩ハ、蓋新羅ノ比ニ非ズ。其末世ニ至リ、李成桂等ヲシテ遼東ヲ征セシム。成桂軍ヲ回シテ威望益々重ク、遂ニ高麗ニ代リテ王位ニ登リ、國號ヲ復シテ朝鮮ト云ヒ、明ニ服事スルコト尤慎ミ、世宗ニ至リ、國內治平、文物隆興セシガ、其後宣祖、日本豊臣氏ノ侵凌ヲ蒙リ、社稷殆ド亡ントス。救援ヲ明ニ乞ヒ、纔ニ之ヲ恢復シテ和ヲ講ズ。幾クモナクシテ、満清、崛起シ兵ヲ發シテ來リ攻ム。遂ニ之ニ降服シ、是ヨリ朝貢ノ禮ヲ修メ、國王ノ代立ニハ、必ズ其冊命ヲ受ク。明亡ビテ清之ニ代ルニ及ビテ、歷世臣事怠ルコトナシ。顯宗・英宗ノ頃ヨリ、貴族ノ間、黨派起り、互ニ其權勢ヲ争ヘリ。然レドモ當時ハ唯國內ノ紛擾ノミナリシガ、今王ニ至リテ、佛國及ビ米國ト兵端ヲ開キ、又日本ト葛藤ヲ生ゼリ。尋デ日本及ビ英・獨・露・伊・佛・米等ノ諸國ト條約ヲ訂結シ、獨立國ノ名位ヲ存スト雖、其實支那ノ羈制ヲ受ルコトハ、前日ヨリ甚シク、露國ノ之ヲ窺フコト、亦一朝一夕ノコトニ非ズ。蓋其地東洋ノ咽喉ニ當リ、大國ノ注視ス

ル所トナル。而シテ李氏國ヲ開キショリ、既ニ五百年ヲ經テ、内政整ハズ、紀綱漸ク紊ル。國勢ノ危急、此ニ至リテ極マレリ。

ちなみに、この歴代沿革は、『東国通鑑』がく檀君→箕子→四郡→二府→三韓を「外紀」と區別したのに対して、区別せずく檀君→箕子→四郡→二府→三韓→三国（新羅・高句麗・百濟）→新羅紀→高麗紀とした『東国史略』によるものと思われる。この『東国史略』が『三国史記』と『高麗史』、『東国通鑑』とともに林において主な史料である。

『歴代一覧』は、「新羅百濟諸王ノ名字ト王號ト二様ナラサル者ハ、唯王號ノ欄ニ書ス。又上世ハ舊史備ハラズシテ詳ナラザルコト多シ。今皆之ヲ闕ク」という注記の下にく新羅・高句麗・百濟→高麗→朝鮮の「王號・姓氏・名字・父及輩行・母・在位年數・年齢・后妃」を整理したものである。ここに、朝鮮の歴代王朝の沿革の概略をもうかがうことができる『歴代王都表』を引用しておく。

最後、政体については、建国以来、君主政・郡県制であるとし、つぎのようにいいう。

政體ハ、建國以來君主政治ニシテ、國王萬機ヲ上ニ總ベ、百官之ヲ下ニ輔ケ、郡縣ノ制ヲ布ク。然レドモ王ト稱シテ帝ト稱セズ。薨ト稱シテ崩ト稱セズ。臣下ノ其君ニ於ル殿下ト稱シテ陛下ト稱セズ。蓋支那ニ對シテ一等ヲ降シテ、王國ノ禮ヲ用ヒシナリ。年號ノ如キモ、歷朝大抵支那ノ制ニ從フ。而シテ現今支那帝ノ朝鮮王ヲ遇スルノ禮ハ、兵部尚書ノ位階ニ準ズト云フ。其交際ノ關係ニ於ル此ノ如シ。豈眞ノ獨立國ト爲スニ足ンヤ。

对中国関係において「一等」降格して「王国の礼」を用い、また中国年号の使用などを指し、

《歴代王都表》

建都年代	都名	今名	年数
○朝鮮箕子	平壤又王儉	平安道平壤府	九百餘
○朝鮮衛滿	同		八十七
○高句麗東明王元	卒本扶餘	平安道成川府	三十九
瑠璃王廿二	国内尉那巖	義州	二百六
山上王十三	丸都又安寸忽	寧遠郡劍山	三十八
東川王廿一	平壤		九十一
故國原王十二	丸都		一
同十三	平壤東黃城	平壤木覓山	八十四
長壽王十五	平壤		百五十九
平原王廿八	長安		八十三
同	平壤		
			合計七百五
○百濟溫祚王元	河南慰禮	忠清道稷山縣	十三
同十四	漢山	廣州	三百七十五
近肖古王廿六	北漢山	楊州	百四
文周王元	熊津	公州	六十三
聖王十六	泗沘(マ)又南扶餘	扶餘縣	百二十三
			合計六百七十八
○新羅朴赫居世元	辰韓	慶尚道慶州	九百九十二
○高麗太祖十九	開州	京畿道開城府	二百九十六
高宗十九	江華	江華府	三十七
元宗十一	開城		二十
忠烈王十六	江華		二
同十八	開京	開城府	九十
辛禡八	漢陽	漢城府	一
同九	松京	開城府	七
恭讓王二	漢陽		一
同三	松京		一
			合計四百五十六
○朝鮮太祖元	漢城		五百我紀元二千五百五十一年迄

独立国としての体をなしていないと指摘する。

以上、朝鮮の全体像が簡略に示されている、このような総説は、当時日本で一般的であった各国史の体裁であるが、特徴として、つぎのことが指摘できる。

- ① 東京を基点とした経度表記や、日本紀元による年代表記に見られる自国中心主義
- ② 当時収集可能な情報を伝えている現状認識の喚起
- ③ <橐離→扶餘→高句麗>の北方より南方へ移住し「朝鮮半島の土人を驅逐・征服」した種族が「現今朝鮮人の始祖」であるとする「朝鮮人種由来」説
- ④ 「眞の独立国」の体をなしていない「支那

の属国」のようだという对中国関係を基にした朝鮮観

⑤ 内政の不備や紀綱の紊乱と国勢の危急という朝鮮国内外の情勢への言及
なお、つぎにみる「太古史」において、林は「三韓ハ又自ラ別種」と断言しているが、総説において「韓族」への言及がない。当時はやっていた「國史」の古代史記述に登場する「韓」との混乱を避けようとしたためであろうか。これについては、第二章で検討することにしたい。

(2) 「太古史」

「太古史」は、《附表1》の『朝鮮史』目次でみるように、「開國ノ起源」「箕氏ノ東來及ビ衰替」「衛氏ノ興亡及びビ郡縣」「三韓ノ建國」「政

治及ビ風俗」の五章構成となる。

A まず、開国の起源について、林は、檀君の朝鮮建国神話を取りあげる。以下、その全文である。

朝鮮開國ノ起原ハ、尤茫邈タリ。相傳フ。初君長ナシ、神人アリ。檀木ノ下ニ降ル。國人立テゝ君トス。是ヲ檀君ト云フ。國ヲ朝鮮ト號シ、平壤平安道平壤府。ニ都ス。支那唐堯ノ時ニ當ル。其後千四十八年ヲ歴テ、商ノ武丁八年ニ至リテ、阿斯達山黃海道文化縣九月山。ニ入テ神トナルト。其説荒唐ニシテ、遽ニ信ズベカラズ。然レドモ大約我紀元前五六百年頃、即商ノ末ニ當リテ、其北部平安道ノ地ニハ、人民既ニ住居セシモノナルベシ。

東國史略ニ、檀君姓ハ桓氏、名ハ王陰。初神人桓因ノ子桓雄アリ。徒三千ヲ率キテ、太伯山（平安道妙香山）神檀樹ノ下ニ降ル。之ヲ神市在世理ト云フ。子ヲ化生ス。號シテ檀君ト曰フ。非西岬河伯ノ女ヲ娶り、子ヲ生ム。扶婁ト曰フ。禹ノ南ニ巡狩シ諸侯ヲ塗山ニ會スルトキ、扶婁ヲ遣シテ朝セシム。其薨ズルヤ松壤（平安道成川府）ニ葬ル。世ニ傳フルコト、凡一千五百年ト云ヘリ。故ニ或人曰ク、桓ハ神〈カム〉ナリ。桓因ハ神伊弉諾ノ畧、桓雄ハ神須佐之男ノ畧、神市在世理ノ市在ハ須佐ニテ、即須佐之男ナルベシ、檀君ハ太祈〈タキ〉ニテ、素盞鳴尊ノ子五十猛〈イタケシ〉神ナリ。蓋素盞鳴尊、其ノ子五十猛神ヲ帥キテ、新羅國ニ到リ曾戸茂梨ニ居リシト、我國史ニ見エ、又五十猛神ハ一名ヲ韓神ト云ヒタレバ、事實大畧符合セリト。此説亦牽強ニ近シ。姑ク附シテ参考ニ供ス。

檀君の朝鮮建国神話を「荒唐ニシテ、遽ニ信ズベカラズ」としつつも、「我紀元前五六百年頃、即商ノ末ニ當リテ其北部平安道ノ地ニハ、人民既ニ住居セシモノナルベシ」といい、朝鮮における人民居住の事実を反映しているものと解釈する。これは、前述の種族未詳の「土人」のことであろう。

だが、ここで注目したいのは、割注の内容である。とくに林が参考に供するために紹介した『東国史略』に対する「或人」のつぎのような解釈である。

- ① 神人<桓因→桓雄>の「桓」は「神〈カム〉」であり、それぞれ<神伊弉諾→神須佐之男>の略である。
- ② 「神市在世理」の「市在」は「須佐」で、即ち「須佐之男」である。
- ③ 「檀君」は「太祈〈タキ〉」で、「素盞鳴尊」の子である「五十猛〈イタケシ〉神」である。

このように、漢字表記を固有語に読み直した時の音の類似性に基づく解釈により、『日本書紀』での「素盞鳴尊、其ノ子五十猛神ヲ帥キテ、新羅國ニ到リ曾戸茂梨ニ居リシ」とこと「五十猛神ハ一名ヲ韓神ト云ヒタ」こととも「事實大畧符合セリ」というのである。この「或人」とは、国学者落合直澄（1840～1891）であり、「亦牽強ニ近シ」その説とは、彼の『帝国紀年私案』の「檀君」条に確認することができる。

これについても、第二章で検討することにしたい。

B 「箕子東來」⁵（第二章）においては、「紀元前四百三十年ニ當リ殷ノ紂王、淫虐日ニ甚シ、太師箕子、佯狂シテ奴トナル。周ノ武王、紂ヲ伐テ之ヲ亡スニ及ビテ、箕子、中國ノ五千人ヲ率キテ、地ヲ朝鮮ニ避ケ、平壤ニ都ス。其民ヲ導クニ德化ヲ以テシ、禮讓ノ風漸ク行ハレ、朝鮮、是ニ於テ始テ興ル。其境域ハ、大抵今ノ黃海道以北、及ビ満洲南部ナリ。其後周衰ヘテ、燕支那直隸省。自ラ王ト稱シ、東ノ方地ヲ略セントス。朝鮮侯名未詳。之ヲ見テ亦自ラ王ト稱シ、兵ヲ起シテ燕ヲ伐ントス。大夫禮諫メテ之ヲ止ム。乃禮ヲシテ燕ニ説カシム。燕モ亦終ニ攻メズ」とはじまる〔箕子朝鮮王トナル〕に続き、〔箕子秦ニ服屬ス〕〔衛滿済水ヲ渡ル〕〔箕子馬韓ニ奔

ル】で終る。そして「衛氏ノ興亡及ビ郡縣」(第三章)の【衛滿王儉ニ都ス】【漢武帝朝鮮ヲ討ツ】

【衛氏亡ブ】【漢武帝四郡ヲ立ツ】【昭帝二府ヲ立ツ】【漢貊東北沃沮高句麗等ノ部落アリ】と続く。

C 「三韓ノ建國」(第四章)では、まず「朝鮮ノ南部、即半島ノ漢江以南ニ當リテ、馬韓・辰韓・弁韓アリ、之ヲ三韓ト云フ。初辰國ト稱ス。馬韓最大ナリ、共ニ其種ヲ立テ、辰王トス。月支國其地未詳。ニ都シ、韓地ヲ統一ス。其起原詳カナラザレドモ、大約我紀元以前ニ在テ、人民既ニ蕃殖セシモノゝ如シ」とい、起原不詳としながらも日本紀元以前に「辰国」が存在したと、三韓の起源に言及する。

「今ノ全羅・忠清・京畿」の地にあった馬韓は、朝鮮から亡命してきた箕氏が王となり、百濟により滅んだという。すなわち「箕準ノ衛滿ニ破ラルゝニ及ビテ、其餘衆數千人ヲ將井テ海ニ入り、馬韓ノ金馬郡全羅道益山郡。ニ居リ、自立シテ韓王トナリ、武庚王ト號ス。又朝鮮ノ相歎谿卿モ、右渠ヲ諫メテ用ヒラレズ、去テ辰國ニ來ル。民之ニ隨フ者二千餘戸アリト云フ。其後箕氏ノ統、相承クルコト二百餘年ヲ經テ、我紀元六百九年、百濟王溫祚ノ爲メニ滅サル」と。

「今ノ慶尚道」にあった辰韓については、政治的には馬韓人が王になり、その勢力下にあつたというものの、三韓中に最も文化的に進んでおり、鉄貿易の中心であったことを明らかにする。すなわち「秦ノ時ニ當リテ、人民苦役ヲ避テ、韓國ニ徙ル。馬韓ノ人、東界ノ地ヲ割キテ、之ニ與ヘテ居ラシム。是十二國中ノ一ナリ。故ニ或ハ之ヲ名ヅケテ秦韓トス。其流移ノ人ナルヲ以テ、常ニ馬韓ノ爲メニ制セラレテ、自ラ立ツコトヲ得ズ。相繼ギテ王タル者ハ、皆馬韓人ナルト云フ。三韓中ニ在リテ智識尤開發シテ、鐵ヲ以テ貨ヲ造り、漢・馬韓及ビ日本ト貿易ノ業ヲモナシコトアリ」と。そして、追加記事

【天日槍我邦ニ歸化ス】において、つぎのような日本との関係を述べる。

新羅ノ王子天ノ日槍、國ヲ弟知古ニ譲リテ、我邦ニ歸化セシハ、蓋此時ニアリ。按ニ槍ノ歸化、書紀ハ垂仁天皇三年トシ、播磨風土記ハ、大國主ノ神ノ世トス。今其時世ヲ的知スルコト能ハズト雖、必ズ垂仁以前一二百年ノ間、即秦人、韓ニ歸スルノ後ニ在ルベシ。其新羅ト稱スルモノハ、即十二國中ノ斯盧ナリ。而シテ其携フル所、寶玉・名鏡・刀・槍等アリ。亦以其智識ノ開發セルヲ證スベシ。

「今ノ慶尚道ノ南邊ニシテ、辰韓ト雜居セリ」とする弁韓をも含めて三韓の位置について異説の存在をも注記し、文献資料の乏しいものの、秦の流民により開明するようになったという。すなわち「蓋三韓ノ存立ハ、我紀元五六百年ニ至ルト雖、世尚鴻荒ニ屬シテ、文獻ノ徵スベキモノナク、歷年世數皆考フベカラズ。惟辰韓ノミ稍開明ニ趣キシ者ハ、秦民流亡ノ徒其多數ヲ占ルガ爲メナルベシ」と結ぶ。

以上、「三韓」については、起原不詳としながらも日本紀元以前の「辰国」の存在や北方からの多数の「秦民」「朝鮮人」の流入による「智識」の「開發ノ開明」に言及している。

D 「政治及ビ風俗」(第五章)においては、「太古ノ所謂朝鮮ノ地ハ、其境域廣大ナルニ非ザレドモ、部落各地ニ分レ、且往來交通ノ便ナクシテ、箕子ノ政化ハ、未ダ必シモ邊隅ニ及バズ。其風俗モ亦各異ナル所アリ」と、まず箕子東来による「支那」文化の伝来と部落独自の風俗の存在について述べ、つぎのように漢との戦争や漢の郡縣支配下での制度、風俗、文化の様相を説明する。

箕子ノ其民ヲ治ルヤ、之ニ教フルニ禮義田蠶ヲ以シ、井田ノ制ヲ行ヒ、又八條ノ禁ヲ制シ、

相殺ス者ハ、當時ヲ以テ殺ヲ償ヒ一、相傷フ者ハ、穀ヲ以テ償ヒ二、相盜ム者ハ、男ハ没入シテ、其家ノ奴トナシ、女ハ婢トナス三ノ類アリト云ヘリ。其後數百年ヲ經テ、大夫アリ博士アリ、衛氏ノ時ニ至リテハ、相アリ將軍アリト雖、官職ノ詳ナルコト知ルベカラス。然レドモ衛氏ノ如ギハ、漢ノ軍ニ抗敵シテ、二年ヲ支フルニ至レバ、百般ノ制度モ亦必ズ稍備ハリシモノナルベシ。其漢ニ服屬シテ郡縣トナルニ及ビテハ、法禁漸ク多クシテ六十餘條アルニ至レリ。

以上ハ皆支那人ノ治メシ所ナレバ、其支那ノ政治ニ依倣セシコト論ナシ。然レドモ、高句麗以下ノ如ギハ、必ズ固有ノ習俗ニ因リシモノ多カルベシ。

そして、朝鮮各地に存在した濱、貊、東・北沃沮、高句麗などの部族の「固有の習俗」についても詳細に紹介している。

「太古史」の最後には、「蓋朝鮮ノ太古ニ於テハ、北部トノ關係尤多シトス。然レドモ三韓ハ又自ラ別種ニシテ、其朝鮮ニ於ルハ、全ク交渉ナキニ非ズト雖、更ニ南方ニ向ヒテ、我邦ニ通ゼシコト多キガ如シ」と述べ、〔朝鮮三韓ト我邦トノ關係〕において、つぎのように総括している。

今上文ノ述ブル所ニ就テ、太古我邦ト三韓朝鮮トノ關係ヲ歴擧センニ、①檀君ノ五十猛ノ神タルコトハ、事渺茫ニ屬スルヲ以テ、姑ク之ヲ措クモ、②辰韓ノ我ト貿易ヲ爲シ、③天日槍ノ歸化セシガ如キハ、昭々タル事蹟ト云ベシ。④其官名ニ臣智ト云フハ國史ニ所謂叱知ナリ、邑借（オサ）ハ蓋乎佐ニシテ、即長（ヲサ）ノ義ナリ。オトヲトハ音相近シ。是皆彼我互ニ相證スベシ。⑤又高句麗ニテハ、婚姻ノ約束已ニ定レバ、婿ハ女家ニ就テ宿スト云ヒ、濱ニテハ、疾病死亡スル時ハ、舊宅ヲ棄テゝ更

ニ新居ヲ作ルト云ヒ、馬韓ニテハ、瓔珠ヲ重ンジテ衣ニ綴リテ飾トシ、或ハ頸ニ懸ケ耳ニ垂ルト云ガ如キハ、我太古ノ風俗ト頗相似タリ。⑥又馬韓及ビ弁韓ニテ、文身ノ者アリシハ、其倭ニ近キガ爲メナリト云フハ、武内宿禰ノ蝦夷ノ風俗ヲ述ベテ、椎結文身ト云ヘルニヨク合ヘリ。所謂倭トハ、蓋蝦夷ヲ指シテ云フモノナルベシ。⑦更ニ我史籍ニ就テ考フレバ、素盞鳴尊・稻冰命ハ、皆新羅ノ國主トナルト云ヒ、忍穗耳尊ハ辛國ヨリ來ルト云ガ如キコト、亦鮮カラズ。是ニ由テ之ヲ觀レバ、太古ニ在テ、兩國互ニ往來シテ、其關係ノ緊接ナリシコト疑ナシト雖、載籍闕略シテ、其詳カナルコト知ル可ラザルハ、豈惜ムベキコトニ非ズヤ。

（番号：権）

「載籍闕略」の多い「太古史」の中、まず「彼我互ニ相證」できる事実として、「辰韓ノ我ト貿易」、「天日槍ノ歸化」、官名の「臣智=叱知」「邑借（オサ）=乎佐：長（ヲサ）ノ義」をあげており、また「我太古ノ風俗ト頗相似」例として、「婚姻」「疾病死亡」の風習、「瓔珠」装飾の習慣、「文身」の風習を紹介する。そして「我史籍」にみえる代表的事例として、「新羅ノ國主」とする「素盞鳴尊」と「稻冰命」、また「辛國ヨリ來ルト云う「忍穗耳尊」の存在を示し、「兩國互ニ往來シテ、其關係ノ緊接ナリシコト」の証しと説明する。

「朝鮮」は「太古」において北部との関係が多く、「又自ラ別種」である「三韓」は「朝鮮」と交渉がなかったのではないが、むしろ日本との関係が多かったことを、以上の例をもって論証しようとしているのである。

以上の「太古史」では、建国神話、箕子・衛満の朝鮮、漢の郡県、諸部族、そして三韓までを述べている。

(3) 「上古史」

「上古史」は、漢による「朝鮮」滅亡より統一新羅に至るが、いわゆる「三国」時代がその中心をなす。「漢、朝鮮ノ地ヲ分チテ郡縣トナシトヨリ後、幾クモナクシテ、新羅・高句麗・百濟ノ三国、並ビ起リテ、鼎足ノ勢アリ」とし、「三国の分立」より始まる。

A 「三國ノ分立」(第一章)

三国のうち、「其立ツコト最先ナル者ハ新羅ナリ」とし、新羅・高句麗・百濟の順に、国家の始まりについて述べている。

まず、新羅についてである。「新羅ハ、本辰韓ノ地ナリ。是ヨリ先キ、秦・漢・朝鮮ノ遺民、東海ノ濱ノ山谷ニ分居シテ六村トナル。是ヲ辰韓ノ六部トス」といい、「秦漢朝鮮ノ遺民」による「辰韓ノ六部」が、新羅建国の母体となる。そして「高墟ノ村長蘇伐公、一人ノ嬰兒ヲ養フ。稍長ジテ岐嶷ナリ、六部ノ人立テゝ君トナス。是ヲ朴赫居世ト云フ。舊説ニ赫居世初大卵ヨリ生ル。其卵瓠ノ如シ。方言ニ瓠ヲ朴ト云フ。故ニ朴ヲ氏トス。我紀元六百零四年ニ當レリ」と、朴赫居世による建国を述べる。3代国王となる昔脱解については、「脱解ハ、モト多婆那國ノ人ナリ。其國倭國の東北一千里ニアリト云フ。或曰、多婆那國ハ、即我但馬國ナリト」という割注をつけて、日本との関係をも明らかにしたのち、国家体制が安定化するまでについて、つぎのようにいう。

脱解ノ時ニ當リテ、始メテ百濟ノ來侵アリト雖、其志ヲ逞ウスルヲ得ズ。九年我紀元七百廿五年。國號ヲ雞林ト改ム。雞林ノ稱此ニ始ル。俗ニ傳フ。城西ノ始林ニ、金櫃樹梢ニ掛リテ、白鶴其下ニ鳴ク。脱解其櫃ヲ開クニ、一小男兒ヲ獲タリ。因テ金闕智ト名ヅケ、始林ヲ改メテ雞林ト云ヒ、且國號トナスト。闕智ハ小兒ヲ云フナリ。婆娑ニ至リテ、精ヲ勵マシ治ヲ爲シ、兵革ヲ練リ城壘ヲ繕メ、民ニ農桑ヲ勸メ、老ヲ問ヒ穀ヲ賜ヒ、田野多ク荒ルゝ時ハ其吏ヲ

黜ケ、水旱蝗災ニハ其窮ヲ賑ヒ、專ラ恭儉ヲ務メテ殷富ヲ致スヲ期ス。是ヲ以テ伽耶德ニ懷キ、百濟和ヲ請ヒ、悉督江原道三陟府。押督慶尚道慶山縣。ノ諸國モ亦盡ク讐服セリ。再傳シテ逸聖ニ至リ、政事堂ヲ置キ、堤防ヲ修メ、田野ヲ闢キ、民間ノ金銀珠玉ヲ用フルコトヲ禁ジテ、專ラ先王ノ遺法ヲ行ヘリ。此ノ如ク、新羅ハ賢君相繼ギテ興リ、心ヲ政治ニ用ヒシカバ、國本益鞏固ナリキ。

つぎに、「新羅赫居世ノ立チヨリ後二十一年我紀元六百二十四年」に建国する高句麗である。「高句麗ハ、即古朝鮮ノ地ナリ。其北ニ國アリ、扶餘ト云フ。扶餘王金蛙ノ子、骨表奇偉、年甫メテ七歳ニシテ、自ラ弓矢ヲ作リテ之ヲ射ルニ、發シテ中ラザルナシ。扶餘ノ俗、善ク射ルヲ謂テ朱夢（スム）ト云フ。故ニ之ニ名ヅク。朱夢、又鄒牟ト書ス。兄弟其材能ヲ忌ミテ、之ヲ殺サントス。朱夢禍ヲ恐レテ東南ニ走リ、卒本扶餘平安道成川府。或云、卒本扶餘ハ、今ノ朝鮮ノ地ニ非ズシテ、鶴綠江ノ西ニアルベシ。卒本又忽本ニ作ル。ニ至リ、沸流水上ニ都ヲ定メ、國ヲ高句麗ト號シ、高ヲ以テ氏トス」と述べたのち、その発展ぶりについてつぎのようにいいう。

蓋扶餘人種ノ南ニ遷ルコトハ、已ニ朱夢以前ニ在リ、卒本扶餘ノ如キ、亦其一ナリ。然レドモ朱夢ノ國ヲ立ルニ及ビテ、四方來リ附ク者頗多シ。…沸流…靺鞨…苅人其地未詳。蓋平安道ノ東境、若クハ咸鏡道ノ南境ニアルベシ。北沃沮ヲ伐テ之ヲ滅ボス。瑠璃王ハ、鮮卑内蒙ゴル沁（コルチン）南境。ヲ降シ。梁貊其地未詳。蓋平安道ノ南境ニアルベシ。ヲ滅ボシ。漢ノ王莽、高句麗ノ兵ヲ發シテ、匈奴ヲ伐タシムレドモ、其命ニ逆ヒシカバ、漢更ニ嚴尤ヲ遣シテ來リ擊タリム。王尚從ハズ。却リテ漢ノ邊地ヲ侵スコト益甚シ。太武神王ニ至リテ、扶餘ト戰ヒテ、其王

ヲ殺シ。蓋馬其地未詳。蓋鴨綠江ノ西北ニ在ルベシ。句茶其地未詳。樂浪ヲ取リテ、疆域ヲ拓キ、勢尤強盛ナリシガ…

つぎに百濟についてである。「百濟王溫祚ハ、高朱夢ノ子ナリ。初メ朱夢卒本扶餘ニ至リ、其王ノ女ヲ妻トシ、二子ヲ生ム。長ヲ沸流ト曰ヒ、次ヲ溫祚ト曰フ」と始祖の出自を明らかにし、その後、三国関係の中で百濟の状況について、つぎのようにいいう。

抑百濟ハ、内旱魃アリテ、飢民高句麗ニ流亡シ、外靺鞨・樂浪ノ侵寇アリテ、戰鬪連年息マズ。彼ノ新羅ノ德厚ク化洽ネキ者ニ比スレバ、其國勢膏壌ノ差アリ。高句麗ハ更ニ強盛ニシテ、頗四隣ヲ并呑セリ。是時ニ當リテ、三國皆創業ニ屬シ、各疆土ヲ開拓スト雖、互ニ侵寇争奪シテ、國力ヲ疲弊セシムルニ至ラズ。唯百濟多婁王ノ時、數次新羅ノ邊境ヲ侵擾セシニ過ギザルノミ。

このようにして、三国の国力競争と争乱へ展開されていく。

B 鼎立した三国の状況を述べた(第二章)後、「三國ノ争亂及ビ新羅ノ隆興」(第三章)で、[新羅ノ文化ハ三國ノ上ニ出ヅ] とし、つぎのようにいいう。

三國ノ争亂既ニ此ノ如シ。然ルニ新羅ハ其間ニ在リト雖、徒ニ力ヲ戰鬪に費スノミニ非ズシテ、又頗心ヲ内治ニ用ヒタレバ、文化ノ進歩ハ、迥ニ二國ノ上ニ出デタリ。抑新羅ハ始祖ヨリ以來、或ハ斯羅ト稱シ、或ハ斯盧ト云ヒ、國名未ダ定マラズ。又居西干・次次雄・尼師今・麻立干等ノ稱ヲ用ヒシコト、凡二十餘代ナリシガ、智大路ニ至リテ、新羅國王ト稱シ、法度ヲ制シ、州・郡・縣ヲ定メ、其薨

ズルニ及ビテ、謚シテ智證ト曰フ。國號ヲ定メ王ト稱シ謚ヲ立ル、皆此ニ始ル。我紀元一千二百年代。法興王ハ律令ヲ頒チ、官制ヲ定メ、年號ヲ稱シ。眞興王之ニ紹ギ、百般ノ制度觀ルベキ者多シ。眞平王ノ時ニハ、官制益備ハリテ、綱紀愈整フ。王薨ジテ善徳・眞徳ノ二女主、相繼ギテ位ニ即ク。善徳ハ眞平王ノ長女ニシテ、王嗣ナキヲ以テ立ツ。是ヲ女子王統ヲ承クルノ始トス。我紀元一千二百九十二年。眞徳モ亦眞平王ノ母弟國飯ノ女ナリ。是時屢百濟ノ攻撃ニ遭フト雖、未ダ骨テ挫折セズ。武烈王ノ立ニ及ビテ、國運益隆盛ニ趨ケリ。蓋眞平王以來、使ヲ隋唐ニ遣シテ其權心ヲ結ビ、高句麗・百濟ノ侵凌スルヲ患ヒテ頻ニ救援ヲ乞フ。是亦隋・唐ノ兵ヲ二國ニ用フルコトヲ誘導スル所以ナルベシ。

C 「隋唐ノ來侵」(第四章)に続く「百濟・高句麗ノ滅亡」(第五章)では、唐と新羅の連合軍により、百濟を滅亡させた後、「唐其地ヲ分チテ五都督府（熊津、馬韓、東明、金漣、德安）ヲ置キ、各州縣ヲ統ベ、渠長ヲ擢ンデト都督・刺史・縣令トシ、劉仁願ヲシテ之ヲ理メシム。百濟是ニ於テ亡ブ」と、唐による占領体制が敷かれたことを述べる一方、百濟復興運動につき、つぎのようにいいう。

其後宗室福信等、浮屠道琛ト周留城全羅道全州ノ西ニ在リ。ニ據リテ兵ヲ起ス。是時王子扶餘豐ハ日本ニ質タリ、迎ヘ立テト王トシ、唐將劉仁願ヲ熊津城ニ圍ム。福信權ヲ專ニシ、豊ト寢ク相猜フ。豊之ヲ斬リ、使ヲ高句麗及ビ日本ニ遣シテ師ヲ乞ヒ、唐ノ兵ヲ拒グ。然レドモ新羅ト唐ト之ヲ攻ムルコト益急ナリ。豊遂ニ逃レテ高句麗ニ奔ル。劉仁軌仁願ニ代リテヨク其後ヲ治ム。唐又百濟王ノ子隆ヲシテ熊津ノ都督トシ、仁軌及ビ新羅ト同ク誓ハシム。

《三国殺君表》

新羅 五十六王・九百九十二年		高句麗 二十八王・七百〇五年		百濟 三十王・六百七十八年	
殺サレタル君ノ名	殺シタル君ノ名	殺サレタル君ノ名	殺シタル君ノ名	殺サレタル君ノ名	殺シタル君ノ名
實聖	訥祇	慕本王	杜魯	責稽王	貊兵
		次大王	明臨答夫	汾西王	樂浪刺客
		故國原王	百濟	辰斯王	國人
		安藏王	國人	蓋齒王	高句麗
		榮留王	泉蓋蘇文	文周王	解仇
				東城王	苟加
惠恭王	宣德王			聖王	新羅金武力
哀莊王	憲德王				
僖康王	閔哀王				
景哀王	甄萱				

然レドモ其地稍ク新羅ノ爲メニ并セラレテ、百濟遂ニ絶ユ。

高句麗の滅亡後も同様に、唐によって「安東都督府ヲ平壤ニ置キ、薛仁貴ヲ以テ都督トシ。五部・百七十六城・六十九萬餘戸ヲ分チテ、九都督府・四十二州・百縣トシ、都督府之ヲ統ヘ、高句麗將帥ノ功アル者ヲ擢ンデ、都督・刺史・縣令トシテ之ヲ治ム」支配体制が構築され、「其後唐高臧ニ開府儀三司遼東都督ヲ授ケ朝鮮王ニ封ジ、又其子孫ヲモ封ジタリシガ、部民漸ク分散シテ、高氏ハ遂ニ亡ビタリ」と、復興運動の未然防止が謀られたことをも紹介している。さらに、高句麗の滅亡については、つぎのようなコメントを付けている。

蓋高句麗ハ、國力強盛ナラザルニ非ズ。故ニ蓋蘇文ノ暴戾ナルモ、上下一致スル時ハ、唐ノ太宗ノ神武ト雖、之ヲ滅ボスコト能ハズ。其死スルニ及ビテヤ、骨肉相謀リ、衆情携貳シテ、遂ニ一老將ノ爲メニ亡ボサル。然レドモ遠ク其原因ヲ尋ヌレバ、驕侈侮慢、好ヲ鄰國ニ失フコト一日ニ非ズ。亦其滅亡ヲ促ス所以ナリ。

なお、三国間の戦乱のみならず、各国内政においても権力の不安定さを如実に表すべく、林は《三国殺君表》を作成する。「三國鼎立ノト

キ、國王ノ其臣ニ弑セラレ、或ハ敵國ノ爲メニ殺サレタルモノ、上ニ掲ゲタルカ如シ。而シテ新羅ノ惠恭王以下ノ四王ハ、皆一統ノ後ニ在リ。之ヲ世數年代ニ比較シテ考フレバ、亦以テ其國治亂ノ梗概ヲ想見ルベシ」という表注をも付けている。林の研究姿勢をうかがえる事例として、ここに引用しておく。

D 「上古史」のなかで注目すべきことに、「駕洛任那及ビ耽羅」（第六章）がある。駕洛国建国については、まず「三國鼎立ノ時ニ當リテ、南方ニ國アリ、駕洛ト云フ。駕洛ハ初九干アリ。我刀、汝刀、彼刀、五刀、留水、留天、神天、神鬼、五天。各其衆ヲ統ベテ酋長トナリ。山野ニ聚居シテ君臣位號ナカリシガ、我紀元七百〇二年ニ至リテ、金首露ト云ヘルモノアリ、龜峯ニ登リ、駕洛ノ九村ヲ望ミ、遂ニ其地ニ至リテ國ヲ開キ、號シテ伽耶ト云フ。慶尚道金海府。日本紀ノ所謂加羅ナリ。蓋駕洛・伽耶・加羅ハ、皆同語異譯ニシテ、金首露以前ニ駕洛ノ稱アリシニハ非ルベシ。後改メテ金官トス。其他五人アリ、各五伽耶ノ主ト爲ル。阿羅伽耶慶尚道咸安郡。日本紀ノ所謂安羅ナリ。古寧伽耶慶尚道咸昌縣。星山伽耶慶尚道星州。大伽耶慶尚道高靈縣。日本紀ノ所謂任那ナリ。小伽耶慶尚道固城縣。是ナリ。其地新羅ノ西南ニアリ、東ハ黃山江ニ抵リ、東北ハ伽耶山ニ至リ、西南ハ海ニ濱シ、西北ハ智異山ニ界ス。總稱シテ亦駕洛ト云フ」といい、「今ノ慶尚道ノ西南ニシテ、蓋太古弁韓ノ地」と紹介する。

とくに、日本と関係深い「大伽耶、又ハ任那

ト云フ。其事蹟彼史ニ載スル所甚ダ詳カナラズ。始祖伊珍阿鼓王一云内珍朱智。ヨリ道設智王ニ至リ、凡十六世五百二十年ニシテ、我紀元一千二百二十二年、新羅ノ眞興王之ヲ滅ボシ、其地ヲ以テ大伽耶郡トナス。姓氏錄ニハ、任那國王ニ賀室王、爾利久牟王、龍主王、佐利王、牟留知王、豊貴王、等ノ名見エタレドモ、其世次年代詳カナラズ」といい、大伽耶と日本との関係について、つぎのようにいう。

大伽耶ハ、我崇神帝ノ時、蘇那曷叱知ヲ使トシテ鎮將ヲ乞フ。帝塩乘津彦ヲ遣シテ鎮守トス。又王子阿羅斯等モ我ニ來朝セシガ、道ニ迷ヒテ垂仁帝ノ時ニ至リテ始メテ謁見ス。帝其國ニ還ラシメ、且國名ヲ改メテ任那ト曰フ。蓋阿羅斯等道ニ迷ハズシテ至ラバ、先帝御間城（ミヤキ）天皇即崇神帝。ニ仕フベキヲ以テ其御名ヲ負ハシメタリト云フ。神功皇后ノ時ニハ、國王ノ外、更ニ日本府アリ、比自体（ヒシホ）慶尚道昌寧縣。南（アリヒシ）加羅蓋小伽耶ナルベシ。喙（トク）國其地未詳。安羅・多羅慶尚道陜山郡。卓淳（トクシュ）慶尚道金山郡ニ直旨川アリ。恐クハ其近傍ナルベシ。加羅ノ七國皆之ニ属ス。後益附近ノ小國ヲ并セ、總テ任那ト云フ。重臣常ニ駐劄シテ諸韓ノ事ヲ統制ス。然レドモ屢新羅ノ爲メニ侵サレテ、土地漸ク蹙マル。我繼体帝、近江毛野ヲ遣シテ新羅ニ諭シテ其侵地ヲ反サシム。毛野綏御ノ才ナク、其事成ラズ。又百濟ニ命ジテ興復ヲ圖ラシム。府帥河内直等、反リテ新羅ニ交通シテ與ニ力ヲ協セズ。國勢益衰フ。其後新羅ノ爲メニ滅ボサルトニ及ビテハ、紀男麻呂、河邊瓊岳等ヲ遣シテ新羅ヲ討ジ、任那ヲ滅ボスノ罪ヲ問ヒ、之ヲ興復セントシリシガ、終ニ其功ヲ奏スルコト能ハザリキ。蓋駕洛ト云ヒ任那ト云ハ、皆一部落ヨリシテ、他ノ部落ヲモ併セテ總稱セシモノニテ、唯彼我稱呼ノ同ジカラザルノミ。其境域ニ至リテハ、大抵相異ナルコトナク、皆同種族ノ住居

セシモノナレドモ、國力甚ダ微弱ニシテ、常ニ新羅・百濟及ビ日本ノ諸國ニ牽制セラレ、後終ニ新羅ノ爲メニ併セラレテ、皆郡縣トナル。

内容は、以下のように要約することができよう。

- ① 大伽耶が、御間城天皇の名前「ミヤキ」に因んで国名を任那と改めた。
 - ② 神功皇后の時に、日本府があつて、七国が属していた。
 - ③ 後に附近の小国を合併し総称して任那といい、常に重臣が駐在し統制した。
 - ④ 後に新羅に滅んだ。
- 周知のように、『日本書紀』の「任那日本府」記事にのっとった記述になつてゐる。
- ついでに、駕洛国始祖である金首露に関する解説を引用しておく。

按ズルニ、金首露ハ後漢ノ建武十八年我紀元七百〇二年。龜峰ニ登リ、駕洛ノ九村ヲ望ミ、遂ニ其地ニ至リテ、國ヲ開キ、伽耶ト号スト曰フ。其漂流シテ他國ヨリ來リ、駕洛ノ地ニ占拠セシモノゝ如シ。其他五人ノ五伽耶ノ地ニ主トナルハ、皆首露ニ隨從セシモノナルベシ。然レドモ、舊史首露ハ何ノ所ノ人ナルヲ知ラズト云フ。今其國ヲ名ヅケテ伽耶ト云ヒ、其他ニモ伽耶、多羅等ノ名アルヲ見レバ、或ハ印度地方ヨリ來リシ者ニハ非ザル歟。之ヲ印度ノ古言ニ徵スルニ、象ヲ伽耶ト云ヒ、野干狐ノ類。ヲ悉伽羅ト云ヒ、鯨ヲ摩伽羅ト云ヒ、鹹海ヲ娑伽羅ト云フ。山ニ伽耶山・柘迦羅アリ、木ニ多羅・多迦羅アリ、人名ニ曇迦羅・波羅頗迦羅・釋迦彌多羅・舍利弗迦羅アリ、而シテ地名ニ佛陀伽耶・伽耶城・僧伽羅今ノ錫蘭。那迦羅アリ、其他路伽耶・毗迦羅・沙毗迦羅・補特伽羅等ノ言語、勝テ數フベカラズ。然レバ朝鮮ノ伽耶・多羅等ハ、蓋印度ノ語ニシテ、耽羅・百濟（クタラ）ノ如キモ、亦恐ク

ハ其語源ヲ同ウセシ者ナルベシ。

又駕洛國記ニ曰ク、東漢ノ建武二十四年、金首露七年。我紀元七百〇八年。駕洛ノ許皇后、阿踰陀國印度ノ北部ニアリ。今ノ「アウド」ナリ。ヨリ海ヲ渡リテ至ル。望ミ見ルニ紺帆茜旗海ノ西南隅ヨリシテ北ヲ指ス。首露王宮ノ西ニ於テ、幔殿ヲ設ケテ之ヲ候ス。至ルニ及ビテ、迎ヘテ幔殿ニ入り、輦ヲ同クシテ闕ニ還リ、立テ後トス。東國輿地勝覽ニ曰ク、許皇后、或云フ、南天竺國王ノ女ナリト。此二説ニ據レバ、許氏ノ印度ヨリ來リシコト明カナリ。然レドモ阿踰陀ハ、印度ノ北部ニアリテ摩揭陀近旁ナレバ、上古ノ所謂中天竺ニシテ南天竺ニハ非ズ。但古代ノ傳説ニハ、北ヲ南トシ西ヲ東トスルガ如キハ、常ノコトナレバ、怪ムニ足ラズ。蓋金首露已ニ印度ヨリ來リ住ス。故ニ其夫人モ亦繼デ至リシモノナルベシ。然ラバ首露ノ印度人ナルコトハ、益疑ナキ者ノ如シ。抑當時印度ト支那トハ、交通未ダ大ニ開ケザレバ、印度人ノ朝鮮へ來リシコトハ、固ヨリ支那ノ陸地ヲ經過セシ者ニハ非ズシテ、印度ヨリ直ニ海ヲ渡リテ、朝鮮ノ南部へ通ゼシ者ニテ、許氏ノ來リシ時、海ヲ渡リテ、海ノ西南隅ヨリシテ北ヲ指スト云ガ如キハ、其航路ヲ證スルニ足ルベシ。是ニ由テ之ヲ觀レバ、駕洛地方、即チ朝鮮南部ノ開ケタルコトハ、夙ニ印度ノ風化ヲ蒙リタル者ニテ、高句麗地方、即チ朝鮮北部ノ偏ニ支那文明ノ餘光ニ賴ル者ト、固ヨリ同ジカラザルコトアルベシ。此説前人ノ未ダ道破セザル所ニシテ、考證頗煩雜ニ涉ルノ恐アリ。將ニ他日ヲ俟テ之ヲ詳論セントス。故ニ今其大略ヲ述ブルコト此ノ如シ。

すなわち林は、「前人未道」の朝鮮南部におけるインド文化の影響を論証しようとした、その根拠として①首露の夫人、許皇后がインド人だと

する記録、②国名「加羅」や他の地名の印度語由来という解釈を示しているのである。

そして、首露もインド人であるとし、つぎのような《駕洛王世系》を示す。

①金首露（在位157）→②居登（54）→③麻品（38）→④居叱彌（55）→⑤伊戸品（61）→⑥坐知（14）→⑦吹希（30）→⑧銘知（41）→⑨鉗知（39）→⑩仇衡（12）

ここに林は、「按ズルニ、金首露在位ノ年數ノ如キハ甚ダ疑ハシ。而シテ三國史記ニハ、又伽耶國嘉悉王アリ、南齊書ニハ、加羅王荷知ノ名モ見エタレバ、右ノ世系ノ中、必ス誤謬アルベシ。然レドモ據リテ以テ之ヲ正スベキモノナシ。今姑ク舊史ニ從フ」と考証した補注をつけている。

E 「支那及ビ日本ノ關係」（第七章）のなか、主に日本との関係についてみてみたい。

まず、高句麗の場合、「支那ニ次ギテ其關係尤多キハ日本ナリ。高句麗廣開土王ノ時ニ當リテ、日本ハ新羅・百濟ヲ破リシニ因テ、王ハ之ヲ救ヒテ與ニ戰フ。日本紀應神帝七年ニ、高麗人ヲシテ韓人ノ池ヲ作ラシムト云ヘルハ、是時ノ捕虜ナルベシ。長壽王ノ時使ヲ遣スト雖、日本其表文ノ無禮ナルヲ以テ納レズ。其後遂ニ使聘ヲ通ジ、或ハ僧徒ヲシテ入朝セシム。寶藏王ノ時我孝德帝ノ朝。ニ至リテ、朝貢尤屢ナリ」といい、「朝貢」關係になったことを述べつつも、「然レドモ其國北方ニアリテ、日本ヲ距ルコト遠ケレバ、關係モ亦自ラ少ナクシテ、百濟新羅ノ頻繁ナルガ如キニハ至ラザリキ」と地理上、百濟・新羅との違いを明らかにする。

つぎに、百濟は、「百濟ハ近肖古王ノ時、我神功皇后新羅ヲ征服セショリ、始メテ日本ニ服屬シ、屢方物ヲ獻ジテ、朝貢絶エザリシ」以来、日本との政治的関係がより密接になっていく。すなわち、「辰斯王ニ至リテハ其禮ヲ失ヘリ。故

ニ應神帝紀ノ角等ヲ遣シテ之ヲ責ム。國人王ヲ弑シテ謝ス。紀ノ角等阿花ヲ立テゝ王トス。阿花王亦朝貢セズ。因リテ東韓ノ地ヲ奪フ。是ヨリ王ハ太子直支ヲ遣シテ質ト爲シ、先王ノ好ヲ修ム。王薨ズルニ及ビテ、直支尚日本ニ在リ、太子ノ仲弟訓解、國政ヲ攝シテ太子ノ還ルヲ待ツ。季弟碟禮訓解ヲ殺シ、自立シテ王トナル。直支其訃ヲ聞テ痛哭シテ歸ント請フ。應神帝兵ヲ以テ直支ヲ送ル。既ニ國界ニ至ル。鮮忠迎ヘテ謂ヒ曰ク、大王世ヲ棄テ、碟禮兄ヲ殺シテ自立ス。願クハ太子早ク之ガ計ヲ爲セト。直支日本ノ兵ヲ以テ自ラ衛リ、海嶋ニ據リテ之ニ備フ。國人碟禮ヲ殺シ、迎ヘ立テゝ王トス」と。そして「其後蓋歎王ハ、女ヲ送リテ婚ヲ爲シ、又其弟昆石君ヲ質トス。而シテ王ハ終ニ高句麗ノ爲メニ殺サルゝモ、社稷ノ亡ビザルハ、實ニ日本ノ保護ニ賴ルト云フ」と、日本の保護下で王朝が維持されていたことを強調する。このような関係は、唐・新羅との戦争や滅亡後の王朝復興への軍事的支援と続き、ついに復興運動の失敗後の「將相以下日本ニ歸化スル者頗多シ」ことに展開する。そして、「蓋阿花王以來ハ、深ク日本ニ服從シ、日本亦使ヲ遣シ師ヲ出シテ之ヲ保護シ、王位ノ廢立ヲモ左右セシコトアリテ、其内政ニ關セシコト尤大ナリト云フベシ」と両国関係を総括する。

耽羅との関係については、「百濟亡ブルノ明年我紀元一千三百二十一年。日本ノ使津守吉祥、唐ヨリ還ルヤ、途暴風ニ遇ヒ、耽羅ニ漂着ス。耽羅王其至ルヲ悦ビ、遂ニ王子阿波岐ヲシテ之ヲ送リ、且方物ヲ獻ゼシム。是ヨリ後凡四十年間、屢日本ニ朝貢セリ。蓋其國本百濟ニ屬シ、百濟ノ唐及ビ新羅ニ亡ボサルゝヤ、日本兵ヲ出シテ之ヲ救援ス。是ヲ以テ耽羅ハ新羅ニ臣タルヲ願ハズシテ、我ニ屬セント欲セシ者ナルベシ」と述べる。

最後、新羅との関係については、三国の軍事

的競争がある間に日本が深く関与していくのだが、日本とは「朝貢」と「質」の関係であったと、つぎのようにいいう。

建國以來、交通既開ケ、彼我互ニ移住シ、瓠公昔解脱ノ日本ヨリ新羅ニ至リ、迎烏細鳥ノ新羅ヨリ日本ニ來ルノ類。又邊郡ヲ擾サルゝコト屢ニシテ、日本ノ新羅ニ寇セシコトハ、朴赫居世八年以後頗多シ。往來頗繁ナリシガ、其後我神功皇后、大ニ兵ヲ擧ゲテ之ヲ攻ム。王力敵セズシテ服屬シ、未斯欣ヲ以テ質トシ、且毎歲調賦ヲ貢ス。後ニ使者朴堤上ヲ遣シテ、誑キテ其質ヲ取り、堤上遂ニ焚殺セラル。神功皇后ノ征韓ハ、其何王ノ時ナリシヤ詳カラナズ。未斯欣ハ蓋我國史ノ微叱許智ニシテ、其質子タルハ、必ズ此時ノ事ナルベシ。是時百濟モ亦使ヲシテ日本ニ朝貢セシム。新羅其貢物ヲ奪フ。是ヲ以テ我將荒田別等、百濟ヲ帥キテ之ヲ伐チ、比自体等ノ七國ヲ平定ス。是ヨリ以來、屢朝貢ヲモ修メシガ、其闕貢ヲ責ムルコト亦已マズ。或ハ兵ヲ用フルニ至ル。慈悲王ハ我ヲ畏レテ援ヲ高句麗ニ借ル。既ニシテ之ヲ疑ヒ、其兵ヲ殺ス。高句麗長壽王、師ヲ興シテ來リ攻ム。王救ヲ任那ニ乞フ。我鎮將膳班鳩等之ヲ救フ。然レドモ未ダ好ヲ我ニ結ブニ至ラズ。故ニ雄略帝、又紀小弓等ヲシテ之ヲ伐タシム。眞興王ノ任那ヲ滅ボスニ及ビテハ、大ニ釁隙ヲ開キ、我將紀男麻呂等ト任那ニ戰フ。眞平王ノ時、推古帝又境部臣ヲシテ五城ヲ拔カシム。其干戈ヲ交フルコト此ノ如シト雖、朝貢スルコト尚怠ラズ。而シテ眞德女王元年我孝德帝大化三年。金春秋ヲ以テ質トナシヨリ、武烈王ノ初ニ至ル迄、質子ヲ交代セシム。當時新羅ハ頗強盛ニシテ、師ヲ唐ニ乞ヒ、百濟ヲ并呑セント欲シ、日本ハ又百濟ヲ救ヒテ新羅ヲ討ゼシガ、終ニ和好ニ歸シテ、統一ノ後ニハ屢調物ヲ貢シ、當時ノ調物ハ、金銀銅鐵刀旗綾羅綿絹布皮狗馬驥駱駝等ニシテ、別ニ皇后皇太子及ビ親王ニ、金銀

綾羅等ヲ獻ズル例ナリキ。使聘常ニ往來セリ。景德・惠恭ノ時我聖武及ビ光仁ノ朝。ニ至リテ、日本ハ調ヲ土毛或ハ信物ト稱シ、朝ヲ修好ト稱シ、舊章ニ非ルコトヲ責メテ之ヲ拒メリ。是ヨリ使節來往稍ク疎ニシテ、國家ノ交際ハ絶エタリ。然レバ其初ノ朝貢ト稱セシ者ハ、對等ノ禮ヲ用ヒザリシコト明カナリ。其後張保皐・甄萱ノ徒、使ヲ遣スコトアリシト雖、亦皆之ヲ受ケザリキ。

(下線：權)

以上のように林は、「神功皇后の征韓」を史実と記述し、その後、和・戦を繰り返すなか、朝貢関係が確立していく、遂には外交の断絶に至る様子を描いているのだが、むしろ年代未詳として推測的解釈を示した割注の存在が注目される。たとえば「祇摩尼師今11年」のこととし、さらに「神功皇后」を「卑弥呼」とした主張がすでに存在し、当時関連した議論も活発であったからである。

F 「新羅ノ統一」（第八章）では、まず「新羅既ニ唐ト力ヲ併セテ百濟・高句麗ヲ滅ボス。唐皆其地ヲ分チテ都督等ノ官ヲ置キテ治メタリシガ、新羅漸ク百濟ノ地ヲ取リテ之ヲ有シ、又高句麗ノ叛衆ヲ納ル。唐屢之ヲ責メテ已マズ。新羅モ亦服セズシテ、遂ニ兵ヲ接フルニ至ル。是ヲ以テ唐怒リテ王ノ爵ヲ削リ、劉仁軌ヲシテ來リ討タシム。王乃チ使ヲ遣シテ其罪ヲ謝ス。然レドモ終ニ高句麗ノ南境ニ至ル迄ヲ州郡トセリ」と、高句麗と百濟の旧領有をめぐる唐との軍事的対立をも乗りこえて、旧高句麗南境までの領有を確実にしたことを述べる。

そして、「蓋武烈・文武ノ時ニ當リテ、金庾信之ヲ輔翼シ、忠ヲ盡シカヲ竭シ、唐及ビ百濟・高句麗ノ間ニ周旋シテ、ヨク統一ノ業ヲ成シ、芻童牧堅ニ至ルマデ、亦皆其功ヲ稱誦セザル者ナカリキ」と、金庾信の功績と述べる一方、「抑高句麗・百濟ハ、其國ヲ立ルコト新羅ニ後レ、

而シテ其亡ブルコト之ニ先チ、新羅獨存シテ、其後尚二百六十餘年ノ國脉ヲ保ツモノハ何ゾヤ。土地ノ廣狹ヲ以テスレバ、高句麗・百濟ハ皆大ニシテ、新羅ハ殆ド其半ニ居レリ、甲兵ノ衆寡ヲ較ブルモ、亦必ズ二國ニ及バザルナリ。故ニ侵凌ノ禍ヲ蒙ルコト虚日ナシ。然リト雖、之ヲ二國ニ比シテ勝ル者アリ。曰ク人和ナリ、曰ク地利ナリ」と統一新羅の国力の要因として「人和」と「地利」をあげる。さらに具体的にはつぎのようにいう。

新羅ハ其君仁ニシテ民ヲ愛シ、其臣忠ニシテ國ニ事フ。其法戰死ノ人ハ、厚ク之ヲ葬リテ、爵賞ノ賚ハ、一族ニ及ブ。是故二人皆忠信ヲ重ンジ、節義ヲ崇ビ、戰ニ臨ミテハ、進死ヲ榮トシ、退生ヲ辱トス。百濟ノ亡ブルヤ、惟階伯アリ、高句麗ノ亡ブルヤ、一人ノ節ニ死スル者ナシ。新羅ハ麗・濟兵ヲ構ヘテヨリ王事ニ死スル者、數フルニ違アラズ。貴山、等項、讚徳父子、奚論、訥催、東所、竹々、丕寧子父子、金欽運、穢破、狄得、寶用那、盤屈、官昌、匹夫、阿珍金、素那、金令胤、驃徒、夫果、脱起、仙伯、悉毛ノ徒ハ、皆死節ノ臣ニシテ、尤章々タル者ナリ。是二國ノ決シテ及バザル所ナリ。

又其地利ヲ論ゼンカ。新羅ハ今ノ慶尚道ニシテ、氣候溫和、土地肥沃ナリ。高句麗瘠薄寒冷ノ比ニ非ズ。又百濟ノ如ク水旱ノ患ナシ。而シテ其國境ニハ山岳重疊シテ、外寇ヲ防禦スルニ於テ、甚ダ便ナリ。且其地勢ノ支那ニ於ル、二國ヲ以テ藩屏ト爲シム者ノ如クニシテ、其凌壓ヲ受クルコト亦尠シ。是強大ナル者先亡ビテ、弱小ナル者反リテ存スル所以ナルベシ。

G 「新羅ノ衰亡」（第九章）と「泰封及ビ後百濟」（第十章）では、王家貴族による国王弑害が続き、王位継承が乱れ、衰乱が極まる中、後三

国へ分裂していく様子が描かれている。前掲の『三国殺君表』をも参照。

景哀王ノ時、後百濟ノ甄萱、猝ニ王都ニ入ル。時ニ王出デゝ鮑石亭ニ遊ビテ置酒娛樂ス。忽チ兵ノ至ルヲ聞テ、倉卒爲ス所知ラズ。王夫人ト走リテ城南ノ離宮ニ匿レ、侍從・臣僚・宮人・伶官皆陥没セラル。萱王ヲ索メテ自盡セシメ、強テ王妃ヲ辱カシメ、王ノ族弟金傅ヲ立テゝ王トシ、王ノ弟孝廉・宰臣英景ヲ虜ニシ、盡ク子女・百工・兵仗・珍寶ヲ取りテ歸ル。高麗王之ヲ聞キテ、使ヲ遣シテ弔祭セシム。傳位ニ即ク。是ヲ敬順王トス。王四方ノ土地盡ク他ノ有ト爲リ、國弱ク勢孤ニシテ自ラ安ンズルコト能ハザルヲ以テ、高麗ニ降ランコトヲ謀ル。王子獨不可トシテ曰ク、當ニ忠臣義士ト民心ヲ収合シテ死ヲ以テ守ルベシト。王聽カズ。終ニ書ヲ齎シテ降ヲ高麗ニ請ハシム。高麗王降書ヲ受ケテ使ヲシテ報ゼシム。王百僚ヲ率ヰテ王都ヲ發シ、香車寶馬、連亘スルコト三十里、開京京畿道開京府。ニ入ル。高麗王郊ニ出デゝ迎ヘ勞シ、柳花宮ニ館シ、妻ハスニ長女樂浪公主ヲ以テシ、庭見ノ禮ヲ行ヒ、封ジテ樂浪王トシ、新羅國ヲ除キテ慶州トシ、賜テ食邑トス。始祖赫居世ヨリ是ニ至リテ、朴氏十王・昔氏八王・金氏三十八王、合セテ五十六王、凡九百九十二年ニシテ亡ブ。文武王ノ時、高句麗・百濟ヲ亡ボシテ統一セシヨリ二百六十八年ニシテ、我紀元一千五百九十五年ナリ。國人モト新羅ノ世ヲ分チテ三代トス。始祖ヨリ眞德女王ニ至ル迄二十八王ヲ上代ト云ヒ、武烈王ヨリ惠恭王ニ至ル迄八王ヲ中代ト云ヒ、宣德王ヨリ敬順王ニ至ル迄二十王ヲ下代ト云フ。蓋國運ノ昇降、政治ノ盛衰、其界限大略此ノ如クナルベシ。

この千年続いた王国の最後を述べる記事は、

『三國史記』によっている。

H 「渤海」(第十一章)は、日本との関係が深かつたこともあるが、これを朝鮮史の中で取りあげている点は、注目に値する。参考のために、その記述を引用しておく。

新羅統一ノ後、北方ニ國ヲ立ルモノアリ。渤海ト曰フ。渤海ハ本粟末靺鞨ノ部落粟末河ニ依リテ居ル者ニシテ、粟末河ハ今ノ松花江(スンガリ)ナリ。ニシテ、高句麗ノ北ニアリ。上古ノ初ヨリ屢々三國ヲ侵凌セシコトアリシガ、高句麗ノ亡ブルニ及ビテ、餘衆稍ク之ニ歸シテ、遂ニ其地ヲ并セ、我紀元一千三百七十三年新羅聖德王十二年ニ至リテ、其酋祚榮、姓ハ大氏、自ラ震國王ト號シ、國勢益盛ナリシガバ、唐ノ睿宗、祚榮ヲ拜シテ左驍衛大將軍渤海郡王トス。是ヨリ始メテ靺鞨ノ號ヲ去り、專ラ渤海ト稱シタリ。其後武藝・仁秀ノ如キハ、益境宇ヲ開キ、其他南ハ新羅ニ接シ、東ハ海ヲ窮メ、西ハ契丹ニシテ、五京・十五府・六十二州アリ。肅慎・濊・貊・沃沮・高句麗・扶餘・挹婁・率賓・拂涅・鐵利・越喜ノ故地ヲ并有シ、大抵今ノ平安道、咸鏡道ノ西境、及ビ満洲盛京吉林ノ二省ニ當レリ。又諸生ヲ唐ニ遣シテ、文物制度ヲ學バシメ、政府ノ組織ハ、大抵唐制ヲ模倣シテ、官ニ宣詔省・中臺省・政堂省アリテ、左右相・左右平章・侍中・常侍・諫議アリ。又左ニ六司忠仁義部、右ニ六司智禮信部アリテ、各郎中員外アリ。武官ニハ左右衛大將軍ノ屬アリ。其服章ニモ、亦紫緋淺緋綠及ビ牙笏金銀魚ノ制アリト云フ。

武藝又我紀元一千三百八十七年聖武帝神龜四年。寧遠將軍高仁義ヲシテ日本ニ來聘セシメヨリ以來、屢使ヲ遣シテ、方物ヲ貢シ、恭順ノ禮ヲ修メ、我亦之ニ報聘シテ、來往常ニ絶ユルコトナカリキ。

是時契丹ノ太祖阿保機、西北方支那直隸省承德府、

及ビ内蒙古東部。ニ興リ、我紀元一千五百七十六年新羅神德王五年。自ラ天皇王ト號シ、勢頗強盛ニシテ、四方ヲ并呑スルノ志アリシガ、一千五百八十六年、新羅景哀王三年、契丹天顯元年。諸部ノ兵ヲ率ヰテ、扶餘城ヲ拔キ、其守將ヲ殺シ、進ミテ忽汗城満洲吉林省ニアリ。ヲ圍ム。渤海王大諲譲、戦敗シテ遂ニ降ル。阿保機乃チ渤海ヲ改メテ東丹國トシ、其子突欲ヲ人皇王トシテ之ヲ鎮メシム。祚榮ノ王ト稱セシヨリ、凡十四王二百四十四年ニシテ渤海亡ビタリ。是ニ於テ其世子大光顯、及ビ將軍申德・禮部卿大和鈞等、其餘衆ヲ率ヰテ、前後高麗ニ奔ル者、數萬戸ナリト云フ。

そして、『渤海王世系』、『渤海府州表』を載せている。

I 「制度」(第十二章)と「教法文学及ビ技藝」(第十三章)では、まず高句麗の官爵を紹介しつつも、「隋書・唐書皆官十二級アリト云ヘリ。而シテ其名各異ナリ」と中国史書との相異を指摘し、また「其名本國ノ史ニ見エザル者多ケレバ、盡ク信ジ難シ」と『隋書』や『唐書』の記す官名への疑問を呈する。新羅の場合も、『梁書』『南史』に官名の紹介があるが、「我國史ニ干岐ト云ヘル者ト同ジカルベシ。然レドモ本國ノ史皆之ヲ載セズ。今其何ノ時ナルヲ詳カニスルコト能ハズ」と。そして「右ノ表中舉グル所ハ、法興・眞平以後漸次三備ハリシモノナレバ、其間多少ノ沿革ナキニ非ズ。此他官職ノ卑小ナル者ニ至リテハ、名稱紛錯勝テ記スペカラサル者アリ。今唯其大畧ヲ示スノミ」という表注をついた『新羅官制表』を掲載している。

一方、三国の宗教（教法）について「教法ノ三國ニ行ハレシモノハ、儒教・佛教及ビ道教ナリ」とし、いわゆる三教の存在を明らかにする。そして「儒教ハ、箕子以來、已ニ高句麗ノ地ニ傳ハリシト雖、國內ニ播布スルニ至ラズ。殆ド

千年ヲ經過セシガ、高句麗ノ興ルニ及ビテ、稍萌芽ヲ發シ」とし、小獸林王二年の太学の設立をあげて述べる。百濟の場合は、「其始ヲ詳カニセズト雖、近肖古王二十九年我紀元一千〇三十四年。高興ヲ博士ト爲シ、其後又博士王仁及ビ論語ヲ日本ニ送ル。或ハ曰ク、博士等ヲ始メテ我邦ニ貢セシハ、阿花王ノ時ニ在リト。百濟ノ王仁及ビ論語ヲ我邦ニ貢セシコト、古事記ハ肖古王ノ時ニ在リトス。蓋近肖古王ヲ指スモノナルベシ。然レドモ近肖古王以下六王ノ年代ノ書紀ト韓史ト百二十年ノ差アリテ干支ノ符合セルニ據リテ之ヲ推セバ、正ニ阿花王ノ時ニアリテ、直岐と直支トノ事モ相合シ。且近肖古王ノ時博士ヲ置キヨリ三十年ノ後ニアレバ、稍事理ニ近キモノト如シ。唯彼我ノ史各年代ノ錯誤アレバ、詳カニ知リ難シ」と、博士制度の受容とその日本への伝来の事実を紹介しているのだが、さらに「又我日本紀ニ引用セル百濟記・百濟新撰・百濟本記ハ、必ズ其國人ノ手ニ成リシ者ナルベケレバ、當時頗發達ノ運ニ向ヒシコト知ルベシ。然レドモ高句麗・百濟文學ノ度ハ、新羅ニ比スレバ、稍及ハザリシ者ノ如シ」と百濟文化の日本への影響を明らかにするとともに新羅文化を最も高く評価している。

ちなみに、割注にある紀年上の120年の差は、本居宣長の『古事記伝』での指摘以来、周知のことであるが、古代日韓関係史実をめぐっては1888年、那珂通世の「上古代考」(最初は1878年に漢文にて発表)⁷により活発な議論があったのである。

仏教については、林が駕洛との関係から南方仏教の直接伝来の可能性を示していることを指摘しておく。すなわち、「按ズルニ、我紀元七百年ノ頃ニ當リテ、印度人ノ駕洛ヲ開キタルコト、既ニ第六章ニ論ゼシガ如クナラバ、當時朝鮮ノ南部ニハ、佛教モ亦已ニ傳來セシモノナルベシ。然レドモ考證未ダ備ハラズ。故ニ本文ハ姑ク舊説ニ從フ。其他工藝風俗ノ如キモ、亦皆之ニ倣へ」と。

J 「風俗」(第十五章)のところでは、當時学界の注目を集めていた「廣開土王ノ碑」について「廣開土王ノ碑ハ、滿洲盛京省懷仁縣洞溝ニアリ。モト土中ニ埋没セシガ、今ヲ距ルコト八九年前之ヲ掘出セリ。其前後廣サ五尺六七寸、両側四尺五寸、高サ一丈八尺餘ニシテ其下尚幾尺アルヲ知ラズ。又此碑ノ傍ヨリ、堅八寸幅四五寸許ニテ、奇形ナル一箇ノ瓦ヲ得タリ。其側面ノ左右ニ、願大王之墓安如山固如丘ノ十一字アリト。蓋墓誌銘ノ類ナリ。其他コノ近傍古墳數百アリ。土人之ヲ高麗墳ト稱ス。皆柱ヲ地下ニ立テ、石ヲ用ヒテ疊造ス。將軍墳ト稱スル者ノ如キハ、尤廣大ニシテ堅牢ナリト云フ。蓋皆高句麗時代ノ遺墳ナルベシ」と割注⁸をつけて解説している。

また「服制」について、百濟と新羅が服色をもって貴賤の区別を示す制度導入が、中国より早かつたことと、「韓衣」は百濟より日本にもたらされたものの、服色による貴賤の区別が日本にはなかったことをあげて疑問を呈している。すなわち、割注にして「按ズルニ、支那ニテ紫緋綠青ヲ命服トナスコトハ、隋煬帝大業六年ニ始マリテ、其制遂ニ唐ニ定マル。而シテ百濟ノ古爾王二十七年ハ大業六年ヨリ先ジコト三百五十年、新羅ノ法興王七年ハ、先ソコト九十年ナリ。大抵三國ノ文物ハ、支那ヨリ傳來セルコト多シ。獨衣服ノ制ノミ之ニ先ツコト此ノ如キハ何ゾヤ。且百濟近肖古王ノ時、縫工ヲ我邦ニ貢シ、我邦ニテ其制ヲ用フ。之ヲ韓衣ト云フ。長袖ニシテ襴アリ。是後朝臣ハ皆青揩衣ヲ用ヒ紅紐ヲ著ケ、貴者ノ服ハ錦衣ノ褲アリ、賤者ハ布袍ノ褲ヲ用ヒテ、尊卑制アリト云フ。亦未ダ服色ヲ以テ貴賤ヲ別ツコトアラズ。若シ果シテ百濟ニテ紫緋青ヲ以テ品位ヲ別チシコトアラバ、我何ゾ之ニ倣ハザルノ理アランヤ。甚ダ疑フベキニ似タリ。姑ク記シテ博雅ノ考正ヲ俟ツ」と考証した結果を述べている。

また「百濟國琳聖冠」を図にして載せ、「冠ノ制作ハ、荒布ヲ塗リ固メ、黒絹ニテ包ミ、高サ四寸五分、径前後六寸三分、左右五寸五分許。(第一圖)別ニ黒馬尾ニテ編ミタル扇面形ノ如キ物ヲ廻ラシテ、背面ニテ結ブ。(第二圖)蓋烏羅冠ノ類ナルベシ」と説明している。

(4) 中古史

「中古史」は、高麗時代を当てているが、ここでは、内容の紹介は略し、参考になると思われる《倭寇表》(第十一章)を《附表2》として引用しておいたので、参照されたい。林は、倭寇の侵略事例とともに外交や国防において倭寇対策に腐心する高麗の状況を詳細に紹介した後に「抑倭寇ノ及ブ所ハ、南邊ノ州縣尤甚シク、蕭然トシテ人烟斷絶シ、西ハ海西渙江ヨリ、東北ハ洪原北青ノ境ニ至ルマデ、其禍ヲ被ラザル所ナク、殆ド高麗ノ全土ヲ蹂躪スルニ至レリ。高麗衰亡ノ原因ヲ舉グレバ、倭寇モ又必ズ其一二居ラザル可ラザルナリ」と結び、末尾に「高麗史ニアリテ通鑑ニナキハ右傍ニ一ヲ加ヘ、通鑑ニアリテ高麗史ニナキハニヲ加フ」という表注を付し、朝鮮史料の倭寇例を整理した表を載せているのである。倭寇が朝鮮人の日本に対する悪いイメージの最大原因を成していたゆえに、なおさら林の《倭寇表》の存在が注目されるのである。

また、対馬に現存する「佛像圖」(第十四章)を「此佛像ハ對馬國上縣郡樺根村觀音堂ニ在リ、今十六體ヲ存ス。木理堅緻ニシテ五葉松ニ似タリ。全體淡茶褐色ヲ帶ビ、面部粉彩ノ痕ヲ存ス。重量最モ低シ。傳ヘ云フ、朝鮮李氏建國ノ後、深ク佛法ヲ擯斥シ、高麗ノ佛像ヲ海ニ投ゼシガ、我後花園帝享徳中、對馬國佐須浦ニ漂到セシモノナリト」との説明とともに紹介している。

この二つの例は、林が紹介する日朝間の交流

史のなかで異彩なものとして、その意味深さを感じるのである。

2. 『朝鮮近世史』

上述した『朝鮮史』は、漢字カタカナ文であったのが、『朝鮮近世史』においては、以下の引用にみるように、漢字ひらがな文に変わる。なお、『朝鮮近世史』本文の欄外上部にある頭書は〔〕をつけて引用する。

A 〔朝鮮の名義〕⁹について、なぜか前著『朝鮮史』には関連記述が無い。だが、近世に朝鮮王朝を当てているので、その名義の説明は欠かせられない事柄であったろう。易姓革命後、明に「和寧」と「朝鮮」から選んでもらった「朝鮮」について、本文より一字下げたかたちで以下のような解説が付されている。

朝鮮は、箕子以来の舊號にて、その文字の始めて書籍に見えたるは、戰國策に蘇秦說燕文候曰燕東有朝鮮と云ひ、管子輕重に管子曰發朝鮮之文皮一策也とあるを最古とす。戰國策は其作者を詳にせず、管子も輕重篇の如きは尤疑ふべきものなれども、二書共に周末よりは下らざるべし。是より後、尚書大傳、史記又は山海經等の書に見えたり。其名稱の意義は、史記索隱には以有山水故名とあれども、恐くは傳會の説なるべし。東國輿地勝覽には、居東表日出之地故名朝鮮とあり。後世の説なれども、其國の東方にありしより名づけしと云へることは信に近し。尚書堯典に分命義仲宅嵎夷曰暘谷とあり、この嵎夷は朝鮮なりと云へる説は疑はしきことなれども、其東方にありしより日出の義に取りて、暘谷と名づけしことは明なり。又漢の楊雄が長楊賦に武帝の事を述て、西厭月嶋東征日域とあり、日域とは朝鮮を指したるなり。それより後世に及び

ても、高麗光宗の時、宋の太祖より遣りし制書に高麗國王治日邊鍾粹とあり。然れば、朝鮮の名もこの日域、日邊、又は暘谷と云へるに近きものなるべし。(句読点: 権。以下同)

「朝鮮」という名称の中国古典での用例と「日出」「日域」「日辺」などの解釈例を仔細に紹介しながら、朝鮮地理書『東國輿地勝覽』の記述にあるように「東方」を意味すると説明する。

B 〔學問を奨励す〕に続く〔鑄字所を置き活字を鑄て書籍を印行せしむ〕においては、「この銅製の活字は全く朝鮮人の創意に出でゝ他に模倣せしには非ずといへり」と述べたのち、〔活字板事業の隣邦との比較〕の下に、つぎのような解説を付している。

活字板は、恭讓王四年高麗亡び朝鮮太祖位に即きし年書籍院を置きて鑄字を以て書籍を印行せしこと高麗史百官志に見えたれば、是より先、既に發明せしものあり。且此時の活字は未だ善を盡さず、その後世宗の時に至り再三改鑄して漸く鮮明となれり。されども、之を隣邦に考ふるに、支那にては宋の時、膠泥活字の法ありと雖、字既に精整ならず、明の時、昆陵の人、鉛材を以て活字を作りしことあれども、隆慶頃に至りて太平御覽を印するに五年にして十の一冊を得たりと云へる程にて、清の乾隆の頃に及びて漸く觀るべきものあるに至れり。又我邦にては足利氏の末に木製の活字ありしも、太宗の時よりは遙に後のことなり。而して徳川氏の初に銅製の活字を用ひしは、文禄の役、朝鮮より獲て歸りしものなりと云ふ。されば、太宗の此舉は誠に卓出のことと云ふべし。

一説に朝鮮にては我後醍醐帝の頃、活版を以て印行せしものありと云へども、後醍醐帝は高麗忠肅王の時に當りて太宗より凡八十年前

にあり、此説恐くは誤なるべし。

ここで、林が「誤」とするこの「一説」の正体については未確認であるが、中国と日本と比較の上、朝鮮の活版印刷の先駆に対する林の評価¹⁰は注目に値する。のちに、林は「朝鮮の活版術」(1906) を発表する。

C 〔天文暦象の諸器を製す〕では「王又深く天文暦象の學に用ひ、鄭招・鄭麟趾等に命じて大小簡儀・渾儀・仰釜日晷・日星定時儀・自擊漏を製せしめ、また銅を以て測雨器を製し諸道に頒ちて雨量を測らしめ、曆官を摩尼山・白頭山・漢拏山等に遣して北極の高度を量らしむ」とした後、日本の場合と比較してその先駆性を明らかにする解説を付している。

我邦の徳川吉宗、意を天學に潜め司天臺を建て簡天儀を製し木桶を作りて雨水を測りしものと頗相似たり。然れども世宗元年は我應永廿六年なれば、吉宗の時より先だつこと二百八九十年なり。

D 〔諺文を作る〕では「當時文學技術の進歩、既に此の如し。是に於て新に文字を制するの必要起れり。蓋朝鮮には新羅の薛聰が作りし吏道と云へるものありしが、是たゞ漢文に附隨して之を用ふるに過ぎず。且その古代の制作に出でゝ廣く當時の用を充すに足らざりしかば、世宗二十八年後花園帝文安三年、明英宗正統十一年○鄭麟趾の訓民正音の序には癸亥とあり。癸亥は二十五年なり。蓋二十五年より始まりて二十八年に成りしものなるべし、諺文局を禁中に開き鄭麟趾・申叔舟・成三問等に命じて字母二十八字を作らしむ。初・中・終の三聲あり、之を合せて字を作するものにて、是即ち諺文なり。この後、中宗訓蒙字會を著しゝ時より正宗正音通釋を著しゝ時に至りては、二十七字となり。又今世に至りては、二十五なりて通用せり。之を作る

に就きては、是時、明の翰林學士黃瓚、謫せられて遼東にありしかば、世宗は三問等に命じて瓚を見て音韵を質問せしむること十三回に及びたりと云ふ。されば黃瓚の知識を借りたるものゝ如くなれ共、未だその關係を詳にすることを得ず。思ふに、諺文の組織は蒙古の八思巴文字に本づき、其形體は多少篆文に倣ひしこもありしなるべし。この文字の巧妙にして進歩せしものなることは、文字史上特筆すべきものと云ふ國朝寶鑑・文獻備考・慵齋叢話・朝野輯要・史學雜誌」と述べた後、つぎのような解説をつけ加えている。

明翰林學士黃瓚の傳記は詳ならず、朱彝尊の經義考百五十四に黃氏瓚中庸講義一卷未見楊州府志黃瓚字公獻儀眞人成化甲辰進士官至南京兵部右侍郎とあり、四庫全書総目別集類存目にも雪洲文集十四卷明黃瓚撰とありて、楊州府志と同様の文を載せたたされども、明の成化甲辰二十年は世宗二十八年より三十八年の後にありて、其時進士となると云へば、それより以前に於て翰林學士となりて遼東に謫せらるべき筈なし。或は別人なるか。抑又楊州府志の文に誤謬あるか。余は未だ雪洲文集を見ざれば斷言し難し。又鄭麟趾の訓民正音の序に象形而字倣古篆と云ひ、慵齋叢話成倪・文獻備考李晦光の説・朝野輯要等に倣梵字と云へることあり。されども字體は少しく篆文に似たるも、字母連合して字をなすが如きは全く篆文と同じからず。又當時梵字に精通せし學者ありと云ふも如何あらん。但歴史上より之を觀れば、元代には高麗は全く之に服屬して、國王は往々元都にあり、忠烈王は元の世祖の女を娶り、其後四代も皆元の宗室諸王の女を娶り、元人も常に高麗に來りて衣冠服飾も率ね元の制に従ひたる程なれば、元の世祖の時に作りたる八思巴文字の高麗に傳りしことは、史傳には見えざれ共、蓋疑なかるべし。され

ば諺文はこの八思巴文字に本づきたるには非るかと久しく疑を抱きたりしに、白鳥氏の文字上に於る精詳なる考證史學雜誌八編一號¹¹を得て愈明確なることゝなれり。然らば八思巴文字はもと西藏文字より出で、西藏文字は梵字より出でたれば、成倪、李睆光等の梵字に倣へりと云へるも、全く謂れなきことにも非ざるなり。

又諺文と我神代文字と稱するものゝ酷だ相似たるより、我國學者の中には諺文は我神代文字の彼に傳りしものとなせるものあり。平田篤胤の神字日文傳の如きは之を主張せしが、諺文の來歴愈明なれば、この説は到底成立すること能はず。況や日文傳に載せたる文字の奥書には、對馬國ト部阿比留氏傳之と云へるにても、其彼より我に傳來せしことは疑なからべし。

諺文、すなわちハングル制作の際の影響の有無やその内容を明らかにするため、制作担当学者の訪問を受けたとする黃瓊に関する考証内容と、文字の由来や起源に関する古篆模倣説、梵字模倣説、八思巴文字起源説をも紹介している。引用文の最後にある平田篤胤（1776～1843）の『神字日文伝』（かんなひふみのつたえ）による諺文の神代文字由來說の否定も注目に値する。のちに、林は「朝鮮文字制作に就て」（1911）を発表する。

E 〔日本との關係〕では、足利氏との通好使節の往来があつた一方、対策を講じたものの根絶まで至っていない倭寇について述べる。続いて〔對馬を侵す〕の記述の後、日本史料への疑問を示すとともに、歴史研究における文献記録の照合の重要性を指摘する解説を付している。

此役は、我邦の歴史には大抵蒙古・朝鮮の聯合軍とせり。されども當時、蒙古には阿魯台

と云へる者ありて屢々に抵抗せしが、世宗元年の頃は其瓦刺に迫られしが爲めに、姑く明に服從せし時なれば、安ぞ遠く日本に兵を出すが如き餘力あらんや。朝鮮は明に服事して、是より先、明の蒙古を征せし時には馬を送りて軍用を助けしこもありし程なれば、一時蒙古の已を得ずして明に服從せしこあるにもせよ、其蒙古と聯合して日本を侵すが如きことは決してこれあるべからず。況や朝鮮の書籍にてこの事は、東國輿地勝覽・攷事撮要・芝峰類説・海東名臣錄・國朝寶鑑・文獻備考・朝野輯要等の諸書に散見して謾聞瑣錄最詳なれども、一も蒙古と聯合の記事あることなし。又蒙古にも其徵證あらざれば、舊説の誤れるここと疑なし。

F 史料にみられる紀年の混乱について「世祖は端宗三年乙亥明景泰六年に位に即き、三年を改めて元年とせり。これ端宗を廢したるを以てなり。されども他王の通例は皆先君禪位の翌年より數へて元年となしたれば、正宗の時に至りて之を改め丙子の年より數へたり故に、世祖の紀年には諸書往々一年の異同あり」と解説を付し、紀年改定により歴史書物に同異があることを指摘している。林の考証ぶりがうかがえる例である。

G 〔龜船〕においては、つぎのような解説を付している。

龜船は李舜臣の創造にて、國朝寶鑑に其制、船上舗板如龜脊、上有十字細路容我人通行、餘皆列挿刀錐、前作龍頭口爲銃穴、後爲龜尾々下有銃穴、左右各有銃穴、六藏其底四面發砲、進退縱横捷速如飛とあり。其他、懲毖錄・白沙集・文獻備考・燃藜述等も皆大同小異にて、李忠武全書に記する所、最精しく、且全羅左水營と統制營とに存せし二圖を載せたれども、所謂保護甲板の制を用ひしまでにて、一も鐵

板を用ひしと云へることなし。而して當時日本の軍船は却て鐵板を以て之を包みり。然るに、一千八百八十三年の英國海軍記録は、高麗よりの報告を載せて曰く、高麗の戰船は、鐵板を以て舟を包むこと龜甲の如し。之れを以て日本の木造兵船に當りしを以て奇効を奏せり。其遺物の存するもの「ヨンヨン」と云ふ地にあり。これ世界最古の甲鐵艦にして朝鮮人は實に甲鐵艦の創造者なりと（シカゴ日曜新聞所載）。此説、恐くは誤なるべし。たゞ「ヨンヨン」とは何の地なるや、或は全羅道光陽にてもあらんか、尚考ふべし。

文禄の役のときに活躍した李舜臣の亀船に対する記録に「鐵板」の言及がないことを確認した後、亀船の「世界最古の甲鐵艦にして朝鮮人は實に甲鐵艦の創造者なり」という西洋人の評価に疑問を呈した林の考証の態度に注目されたい。しかし、『朝鮮通史』には、その疑問の記述がない。

H 「壬辰の亂」（第六章）の〔七條の目〕では「七條の目、諸書記する所、多少の出入あり。或は其中三四條のみを掲げしものありて、異同甚だ多し。今、毛利文書・南禪寺舊記等に據れば、曰く明主の女を迎へて日本の后妃に備ふること、曰く勘合の印を定ること、曰く明と日本との大臣誓詞を交換すること、曰く朝鮮の四道を還すこと、曰く朝鮮の王子一人及び大臣を質とすること、曰く朝鮮の二王子を還すこと、曰く朝鮮の大臣累世渝ることなきを誓ふこと、是なり。かの平攘錄・簡易集・燃藜述・朝野輯要等に見えたる入貢封王等の如きは、沈惟敬が唱へたることにて、此時日本より提出せし條件には非ず」と考証した解説を付している。

また、〔蔚山を攻む〕では「時に蔚山は、清正の屯する所なりしも、清正是土木の事を監して西生浦にあり。明軍の之を攻むること急なるに

及びて、始めて西生浦より蔚山の島山城に入れり。然るに其圍益急にして城中は糧食缺乏窮困尤甚しかりしが、三十一年慶長三年、萬曆二十六年黒田長政等の之を援ふに及びて、楊鎬は大に懼れ圍を解て京城に還りしかば、明軍の全力を傾けて之を謀りしもの空しく水泡に屬せり本山覺書・秀吉譜・朝鮮征伐記・松浦日記・黒田家記・朝鮮物語・燃藜述・紫海筆談・懲毖錄・萬曆三大征考・明史」と述べた後、つぎのような解説を付けている。

清正の明軍を防禦せし處は、本邦の記録には大抵蔚山とす。然るに平攘錄・懲毖錄・楊鎬碑・燃藜述・漢陰文稿・朝野輯要等、凡明・韓人の記せしものには皆島山といへり。文献備考によれば、島山は即ち甑城にて、蔚山郡内にありて相距こと遠からざれば、本邦人は概して蔚山と呼びしなるべし。されば清正の苦守せし地は、蓋島山にて蔚山の本城には非るべし。

このように史料における齟齬の存在を明かにするとともに、歴史記述において精確な考証を行っている。

I 政争について「宣祖、薨するに臨み、遺教を傳へんとして大臣を召す。而して李元翼・李德馨・李恒福等至れば、氣絶ゆること已に久しと。此時、光海君は既に冊封せられて世子となりしと雖、宣祖の意は之に屬せず、且晩年に永昌大君璣の生るゝあり。故に柳永慶は之を援立せんとす。又李爾瞻・鄭仁弘等は己が斥けられしを以て深く宣祖を憾み、李山海と謀り脅迫して位を光海に傳へしめんとせしかば、宣祖怒りて之を竄逐せんとして暴に薨ぜり。而して爾瞻・仁弘等は竄逐の命を受け未だ道に就かずして赦されたり。されば宣祖が藥飯に因て薨ぜしとの疑は終に免るゝこと能はざるなり丁戊錄・思翁謾錄・破寂錄・明倫錄・華海彙編・漢陰年譜・南溪集・亮谷集・

青野謙輯」は、政治的陰謀や権力争いの面々を伝える野史による解説を付している。のちに激化していく党派の争いを予告しているようである。

J 「黨派の争は書院に起原する」では「書院はもと先儒の遺跡に就きて之を祀り、其徒の名望あるものを選びて其事を主らしめ、暇日には經典を研究し道義を講習する所なりしが、其後遂に朝政を議するに至り、凡朝廷に一除拜ありて其人衆望に適はざれば、論議沸騰して除拜することを得ざるに至る。是を清議と曰ふ。されば大臣宗戚も亦清議を畏れて節操を磨勵せしが、後には私怨を以て互に相攻撃し、黨派をなして争ふことゝなれり 朝鮮政鑑」と、朝鮮社会の構造と関連して党派の争いの説明をしている。論拠となつた史料『朝鮮政鑑』すなわち朴齊綱¹²撰『近世朝鮮政鑑』上巻は1886年に那珂通世の訓点にて出版された。

K 日本外交史料の誤りについて「外交志稿年表に、正宗の後に王愷九年・純祖十五年・翼宗五年・純祖復位四年とせり。是甚だ誤れり。愷は莊獻世子にて英祖三十八年に卒せしんなれば、正宗の後まで存することなし。又翼宗は政事を代理せしまでにて王位に即きしには非ず。大抵朝鮮にては國王の生父を追尊して德宗成宗の父元宗仁祖の父眞宗正宗の父翼宗など云ひて、繼続の君主と同様に記載したれば、頗混じ易し」と、外務省記録局編『外交志稿』(1884) 年表の誤りを指摘しながら、朝鮮王朝において慣例化していた国王の生父に対する「追尊」について解説を付している。『外交志稿』編纂は、北澤正誠と谷口一學と石幡貞が担っている。

以上のような『朝鮮近世史』をもって、林の「朝鮮史」はいちおう完成をみるのだが、とくに『朝鮮近世史』にみられる林の考証の成果は、朝鮮史学史上、重要な意味を持つものと考えられる。ここで一つだけ触れておきたいのは、林

が朝鮮王朝の官職を表にまとめた《東班職官表》《西班職官表》や、支配階級権力争いの人的構成や流れをまとめた《黨派分裂表》の存在である。このほか、林が作成したさまざまな表は、林の「朝鮮史」研究の学問性の高さを物語る記念碑的ものといえよう(《附表1》をも参照)。ちなみに、韓国の代表的歴史事典の一つである李弘植編『国史大事典』(1987:新改訂増補版)収録の《東班職官表》《西班職官表》は、林の表と同様の形式で作成されたものである。

3. 『近世朝鮮史』

『近世朝鮮史』の文体が講義口述体になっているのは、当時早稲田大学史学科通信教材として執筆されたためである。書名の通り、近世の朝鮮王朝時代に重点がおかれた記述になっている。

ここでは、通信教材であるがゆえに新たに書かれた部分である、「歴代の沿革」(第一節)を紹介するに止めた。朝鮮の歴史を総括する「歴代の沿革」からは、林が通信教育を受ける人々へ伝えようとした朝鮮史の全体像をうかがうことができると思うからである。『近世朝鮮史』の内容は、前著『朝鮮近世史』を敷衍したものであるが、のちの『朝鮮通史』に多く反映されていて、その草稿のようなものになっている。『近世朝鮮史』の全体像は、《附表3》の『朝鮮通史』との目次と頭書の対照表でうかがえるので、それを参照されたい。以下、本文の欄外にある頭書は〔 〕をつけて引用する。

A まず地理上の位置、歴史、領域に関するつぎのような記述より始まる。

朝鮮は亞細亞大陸の東邊に位し、その國小なりと雖も、開創以來、年を経ること甚だ久し、支那は東亞の最舊國にして、少なくとも今を距ること五千年を下さざるべし、朝鮮は固よ

り之に及ばずと雖も、亦三千年以上にあることは疑なし。支那唐堯の時に當りて檀君の太伯山（平安北道妙香山）に降りしといへることは、後人の附會にして信するに足らずと雖も、周の初に當りて、殷の箕子が地を朝鮮に避けたりといへることは、必ずしも無稽の談に非るべし。是時に當りて、箕子は決して荒漠無人の地に來りしには非るべく、又長白山の近傍には、肅慎人も居りたれば、朝鮮地方にも、人民既に蕃殖せしことは明かなり。たゞ當時の所謂朝鮮は、今日の境域とは同じからずして大抵今の黃海道以北より遼東までを含みしものゝ如し、而して箕子の來り住せしは、恐くは遼東地方なるべし。

朝鮮は、三千年以上の歴史があり、檀君による建国神話は信用できないものの、いわゆる箕子の朝鮮は「必ずしも無稽の談に非るべし」と断言する。だが、「今日の境域とは同じからずして大抵今の黃海道以北より遼東まで」と述べ、林は前著の平壤都説を修正する。ここでも半島の南半分についての言及は、ない。

B 〔箕子〕〔上代の境域〕では「是より後、箕子の子孫相繼ぐこと數百年、次第に南遷して、平安道に入りしが、箕準に至り、燕人衛満に逐はれて南に奔り、衛氏之に代りて國を治ること八十餘年、滿の孫右渠の時に至りて、漢の武帝に滅ぼされて郡縣となる。蓋この時に至るまでは、常に漢人種の制を受けたりしが、その内部には、濊、貊、沃沮、高句麗等の部族あり、北方の扶餘種族は、漸く南進して、既に來り住せり」と述べ、〔衛満〕では「又朝鮮の南部、即ち漢江以南には、馬韓・辰韓・弁韓あり、所謂三韓なり、大抵馬韓は、今のが全羅、忠清、京畿の三道に跨り、辰韓は慶尚道にして、弁韓は慶尚道の南邊に介居せり。蓋この三韓は、北方朝鮮とは全く別種族にして、當時にありては、その

由來する所、誠に遠しといふべし」と述べた後に、〔三韓〕について述べる。

C 〔高句麗新羅百濟〕では「是に於て、新羅は終に百濟及び高句麗の南邊を領有し、其地を統一して、又二百餘年を保ちたり。是時北方に渤海國起りしかば、今の大同江以北は、皆その有に歸したりと雖も、新羅の狡猾なる、嚮に任那の日本府を顛覆し、又或は唐に抵抗して、百濟高句麗の故地を蠶食せしを以て、南方三韓の地と北方朝鮮の地とを合せて一團となしゝことは實にこの時より始まれり。此の如くにして、新羅は頗隆盛を極めたりしが、その末に及びて、國政大に亂れ、甄萱、弓裔の徒、各一方に割據せり」と述べ、新羅統一の意義を強調している。ここにも渤海、任那日本府が明記され、新羅の「狡猾」「隆盛」とも言及している。

D 〔三韓と朝鮮との合一〕では、「弓裔…高麗を抑制せり。その後蒙古起りて、支那を統一するに及びては、その壓迫を受ること愈甚しく、一國の政教號令より王位の廢立に至るまで、悉くその命を奉ぜざることなきに至れり。高麗の時、更るべく大國の壓迫を受ること此の如く甚しきに及びて、到底その力の抵抗すること能はざるを以て、卑屈攝服たゞその鼻息を伺ふて、一日の安を貪れり、後來朝鮮人の事大心の牢乎として抜くべからざるに至りしものは、實にこの時に胚胎せり」と、蒙古の支配下にあった高麗以来、朝鮮人の抜くことのできない事大心の存在を論じている。そして〔事大心は高麗の時に胚胎す〕と歴史的由来を断言する。

以上のように、歴代沿革を述べた後に、本論となる朝鮮王朝のことを記述していくのだが、ここに一つ付け加えておきたいことは、『近世朝鮮史』では、前著『朝鮮近世史』の《東班職官表》《西班牙職官表》や《黨派分裂表》をも参照するよう、案内記述もあり、林の「朝鮮史」研究

の連続性をうかがえるという点である。『朝鮮通史』へつながる『近世朝鮮史』は、林の「朝鮮史」研究の推移を考える際に、重要な節目に位置する著書なのである。

4. 『朝鮮通史』

『朝鮮通史』の概容は、《附表3》の『近世朝鮮史』と『朝鮮通史』の目次と頭書の対照表においてうかがうことができるので、内容の紹介や考察は略することにし、以下では、『朝鮮通史』において特記すべき点のみ取りあげたい。なお、本文の欄外にある頭書は〔 〕をつけて引用する。

『朝鮮通史』の場合、大きな特徴としては、関連史料や遺物の写真掲載が多い点に注目したい。ここでは、読者の理解に資するために収録された史料や史蹟、遺物の写真を中心に紹介しておきたい。史料名とそれにつけた林の説明である。

「魏母丘儉の碑」 19p.

清光緒三十一年(明治三十八年)満洲盛京省輯安縣治の西北なる板石嶺に於て、知縣某氏の發見せられたるものなり。

「廣開土王の碑」¹³ 30p.

滿州盛京省輯安縣洞溝にあり、四角形の花崗石にして、高さ一丈八尺、南北の両面は廣さ五尺六七寸、東西の両面は、四尺四五寸、四面に皆字を刻せり、高句麗長壽王二年(皇紀一千〇七十四年)の建立なり。

「唐劉仁願紀功碑」 38p.

忠清南道扶餘郡の北にあり、高さ七尺五寸、廣さ二尺二寸、その建立年代は詳かならざれども、蓋し當時の物なるべし。

「武列王陵の碑」(東洋藝術資料¹⁴に據る) 44p.

慶尚道慶州の西にあり、今は螭首と龜趺とを存するのみで中間の碑身は失へり、螭首

の高さ三尺六寸、廣さ四尺八寸、中央部に中宗武烈大王之碑の八字を刻せり、龜趺は頭より尾に至るまで十一尺、高さ二尺八寸六分、花崗石を以て作る、文武王元年(皇紀一千三百廿一年)の建立なり。

「瞻星臺の圖」(東洋藝術資料に據る) 47p.

慶尚北道慶州にあり、善德女王十六年(皇紀一千三百〇七年)の建築にして、高さ三十尺七寸、直徑、下部に於て十七尺二寸、上部に於て十尺六寸、その南面に方三尺四寸の開口あり、花崗石を以て之を作る、内部は空虚にして中より昇降し天文を候ひしものなり、上部井桁の上には屋形の如きものありしなるべし。

「女眞文字鏡」(李王家博物館¹⁵藏) 66p.

高麗にて女眞文字を傳習せしことは、史籍に見えたれども、之を記載に登したるものには存せざるが如し、この鏡は蓋し使節往復の際、彼より携へ來りしものなるべし。

「陶器の圖」(朝鮮美術大觀¹⁶) 70p. と71p. の間 一、二は酒瓶、三は酒煎子なり。

「禹倬敢諫高麗」(三綱行實忠臣圖¹⁷所載) 91p.

禹倬忠宣王を諫むるに、白衣を着、斧を持し、藁席を荷へ、闕に詣りて上疏す、然るに左右疏を讀むに難かりしを以て、倬聲を厲まして之を叱責せしかば、左右震慄し、王慙る色ありといふ、後、退老するに及びて、忠肅王その忠義を嘉みし、再び召せども起たず、忠穆王三年卒す、年八十一。

「鄭夢周の像」(圃隱集所載) 161p.

「測雨器の圖」(韓國觀測所學術報文¹⁸に據る) 211p.

慶尚道大邱宣化堂の前庭にありしが、今は移して仁川觀測所にあり、深さ二十一釐七、内径十四釐七、黃銅製にして臺石あり、英祖四十六年(乾隆丙寅)世宗の制に倣ひて作りしものなり。

「高麗版大藏經」 222p.

高麗大藏經の刻板は、慶尚南道陜川郡海印寺にあり、その雕造年代は顯宗、文宗、宣宗、高宗等の諸説ありと雖も、初版は蒙古入寇の際に兵燹に罹りたれば、今日現存のものは、蓋し高宗の時(鎌倉時代)再刻せしものにて、足利氏の要求せしは即ちこの本なり。

「龜船の圖」(李忠武公全書¹⁹所載) 333p.

一は全羅統制營にありしもの、二は全羅左水營にありしものなり、両船共に大約長さ一百十三尺、頭の廣さ十二尺、腰の廣さ十四尺五寸、尾の廣さ十尺六寸なりといふ。

「宋時烈の書牘」(桂湖村氏²⁰藏) 417p.

庚戌は顯宗十一年なり。

「景福宮平面圖」 517p.

この建築は、堂宇殿門等の配置、總て太祖の時の舊制に據れり、これ蓋し支那宮城の制度を模して、之を縮小せしものなり。

「大院君の像」(大院君傳²¹に據る) 550p.

清國保定府滯在中、畫工をして寫さしめるものなり。

以上でみるように、読者の理解に資するため、当時朝鮮に関するさまざま研究調査の成果を有效地に活用している『朝鮮通史』は、教科用図書として教養書として完成度の高いものになっているといえる。

そのいっぽう、『朝鮮通史』で注目すべきは、日本との関係がより密接になっていく日清戦争以後韓国併合までの政府記録や報告書、当時の出版図書、そして新聞や雑誌の記事などを涉獵した記述になっている点である。これは、同時代を生きる学者として林の歴史認識や時代認識をうかがえる材料でもある。なお、『朝鮮近世史』の「引用書目」にある当時出版物24種²²の存在からも林の使用史料の質と量の程度をうかがう

ことができる。

まず、林の時代認識をうかがえる一例としてデニー(Owen N. Denny: 德尼)とその『清韓論』(原著China and Koreaは上海で1888年刊)²³に関連する記述を取りあげてみてみたい。「諸外國との關係」(第15章)「英露清の關係」(第4節)のなかでデニーと関連して、つぎのように述べている。文中の年は、朝鮮国王高宗紀年である。

露國と條約を締結せしは、即ち金玉均の亂ありし年なりしが、この亂より後、政權は事大黨に歸せりと雖も、當時、別入侍(外國に遊び、その事情に通ぜし人にて、君側に侍するものをいふ)の徒、或は王に説きて曰く、清は恃むに足らず、日本は怨を朝鮮に構へ、且つ清とは非を干戈に訴へんとす、今に及びて早く露國の保護を仰ぐに如かずと。而して別入侍金鏞元は、王命と稱して浦鹽斯徳に往き、黒龍江總督コルフに就き、日清兩國朝鮮に於て事ある時は、救援せられんことを請ひたりしに、露國は之を承諾し、廿二年(明治十八年、西紀一千八百八十五年)日本駐箚公使館書記官スピールを遣して、之が條約を結ぶべきことを迫りたるも、これ固より外衙門の與り知れる所に非ず、又日清の交渉も、平和に局を結びたれば、スピールは強硬なる談判をも爲さずして止み、その後金鏞元は、王命を矯るを以て流竄せられ、この議は終に消滅せり。

されども此時恰も英國が巨文島を占領して、朝鮮の人望を失ひたる際なれば、露國は勉めて朝鮮の歡心を求める所とし、王妃は閔氏の一族と共に王を擁して、露國の保護に頼らんとするの形迹あり、且王妃の所爲は、往々清の意向に反することもなきに非ず、之に反して大院君は久しく清に拘留せられて、その厚遇に感じ、且、外夷排斥は、その最も喜ぶ所な

れば、清は大院君を放還して、王妃の黨を抑へ、且、露國を疎隔せしめんことを圖れり。かくて廿四年（光緒十三年、明治二十年）に至り、袁世凱は大院君と相謀り、王を廢して、王の兄載冕の子を立てゝ世子となし、大院君として政を攝せしめんとせしが、閔泳翊は初めその謀に與りて、事情を知悉し、窃に之を王に告げしに因て、逆謀遂に敗れたり。

露國はこの間にありて、益々その勢力を伸張せんと欲し、條約締結の後、追加條約草案を提出し、特に露國人の爲めに、陸路貿易を開かんことを要求し、穆麟徳は、亦内にありて、百方力を盡したりしが、清の李鴻章は、書を王に送り、七條の問答を設け、反覆その利害を論じて、忠告する所あり。且、李鴻章が穆麟徳に欺かれしことを悔いて、之を清國に召還せんとせしに、ヴェーベルは王に對して、大にその不可を爭へり。是に於て王はヴェーベルと穆麟徳との關係を察し、益々追加條約案の危険を包藏することを悟りて、その事一時中止せられたり。

李鴻章は遂に穆麟徳を召還し、更に米人デニーを王に薦めて顧問たらしむ、蓋し穆麟徳のなしゝ所に反して、清の爲めに盡力せしめんことを圖りしなり。然るにデニーも亦穆麟徳の如くにして、その京城に至るや、首として清韓論を著し、清廷の行爲と袁世凱の施設とを痛斥し、朝鮮の清の屬國に非ずして、獨立の實を表すべき所以を切論す、その言公平なるが如しと雖も、實は露國に依りて、其志す所を成さんと欲するにあり。ヴェーベルの慧黠なる、争でかこの機を逸すべけんや、再び追加條約草案を提出せしかば、朝鮮はまた之を謝絶すること能はずして、廿五年（西紀一千八百八十八年、明治廿一年）陸路通商條約九條を定め、明年、遂に慶興（咸鏡北道）を開きたり。されども初の草案には、圖們江岸百里の地を

開くべきことを要求せしに、是に至りて慶興のみに止め、且、特に露國人のみに要求せしことをも削除したるは、清の干渉、その功を奏せしなるべし。

廿八年（光緒十七年、西紀一千八百九十九年）に至りて、清の李鴻章は、書を王に送り、位を世子に譲らしめんとす。王之を大臣に問ひしに、領議政沈舜澤、左議政鄭範朝等、清の意に背かんことを恐れ、王と世子と並びに南面して、政を聽かんことを請ひしが、禮判李裕翊深く之を非とせしを以て、沈舜澤等出でて罪を門外に待つ。既にして廷議又變じ、世子の代理は前例なきに非ざるが故に、其制を定め、李裕翊は却て竄せらる。清の干渉、此の如くにして實に堪ふべからざるものありしかば、閔應植、閔泳駿等は、露國に對して、また保護密約を求めたりといふ説あれども、その信否は、未だ詳かならず。要するに當時清露に於ける關係は、陰雲慘憺、殆ど測り知るべからざるものあるなり。 ((小文字) は割注：權)

以上の引用でみると、林は、当時の様々な情報や資料に基づき、外国人外交顧問の親露路線の模索、それに対する李鴻章の干渉の実態、それに対応する朝鮮政府高官の苦惱をも詳細に記述している。ここで林は「清が大院君を操る」<清⇒大院君>と「閔妃がロシア勢に頼る」<閔妃⇒ロシア>の構図分析のもと、「自主独立の邦」朝鮮の外交政策におけるロシア頼りの路線や、清の甚だしい干渉の実態を、告発するかのように、克明に述べているのである。そのような外交力学の原点にある日本の圧力に対する言及はもちろん無い。

そして「日清戦争及び朝鮮の独立」（第5節）と、最終章「日露衝突の影響及び日韓の併合」（第15章）と続く。〔日本改革を勧告す〕〔日本兵王宮を占領す〕〔朝鮮の向背未だ定まらず〕〔王

妃閔氏害せらる] そして [満韓交換論] とあるように、日清戦争後、日本の外交的優位がより一層顕在化して行くなか、韓国併合に至るまでの国内外状況が詳述される。

もう一つの例として、この時期の政治団体に関する記述を取りあげておきたい。ここに、「独立協会」に対する言及が全く無いことに留意されたい。

[日露協商成る]において「又米人は日清戦役の末頃、所謂貞洞俱楽部なる政社的團體起りし時には、その政事運動の中堅となりしことあり、露國勢力の暴横なるに及び、王室を輔けて之が排斥に務め、或は急激なる政治論をなしゝものあれども、固よりその國家の擁護を受けたるにあらざれば、甚だしき勢力はあらざりき」とアメリカ人との団体「貞洞俱楽部」への言及に止まっていたが、大韓帝国政府内に日本人顧問を置くこととした〔日韓新協約〕に際して〔一進会〕を取りあげるところでは、つぎのようにいう。

是に於て、日韓兩國官民の輯睦を圖るが爲めに、大東俱楽部は設立せられ、その他一進会、進歩會、共進會等の政治的團體起りしが、共進會は頗る暴行を爲したるを以て、その領袖は獄に投ぜられて、忽ち衰頽せり。されども一進會は、尹始炳、宋秉駿、李容九等によりて組織せられ、進歩會も之に合同して、三十餘萬の會員を有し、皇室の尊榮、施政の改善、生命財産の安全、軍備の整理の四條を以て綱領とし、日本の行動に對しては、頗る援助を與へたり。

共進會の暴行より韓兵も亦暴行を爲したるを以て、日本駐箚軍司令官長谷川好道は、軍事警察を京城及びその附近に施行し、又丸山重俊を警務顧問とし、警務補佐官を各道に配置して、人民の保護を圖れり。この内外多事の秋に當りて、大臣の更迭尤も頻繁を極め、

趙秉式、沈相薰、申箕善、閔泳煥、趙秉鎬、韓圭高等、更るへ參政となり、李容翊の如き露國派も、盛にその間に活動せしが、形勢日に非なるより、遂に海外に逃れたり。而して顧問の傭聘、及び軍制の改革、財政の整理も、着々實行せられ、日本の要求せる通信機關の委託、河川沿岸の航行自由等の問題も、次第に決定せらるゝに至る。

政治団体の親日化、啓蒙運動リーダーの亡命、内政改革や文明化をうたう侵略の実態をも読み取れる記述になっている。

この後、統監府設置後の「教育制度の改革、金融機関の発展、警察の刷新、及び道路修築、水道拡張」などを述べ、それを喜ばない〔閔宗植崔益鉉等亂を作す〕ことにも言及し、「その勢頗る猖獗なりしが、軍司令官長谷川好道は、兵を遣して之を剿滅せり」と記している。後に〔日韓合邦論〕が出ると、〔一進会の上書〕があり、さらに深まる韓国内輿論の混乱の隙に、日韓併合条約は締されるのである。

このようにして、日韓併合により朝鮮總督府が發足し、「統監寺内正毅を總督となすに及びて、内治は益々整頓に趨けり」こととなり、「是に於て、朝鮮は東洋禍亂の淵源を杜塞するのみならず、李王家は萬世の尊榮を全うし、その人民は文明の惠澤を被りて、長へに前古未會有の幸福を享くべきなり」と結んでいる。

第二章 林泰輔の「朝鮮史」研究の史学史上の意義

以上、林泰輔の「朝鮮史」著書の内容をみてきたが、林の「朝鮮史」研究においては、現実を追認する視覚や、日本中心の觀点の存在も明らかであるが、學問性の高い歴史記述がなされ

た点も十分確認できたと思う。林の「朝鮮史」研究の史学史上の先駆的存在意義は、その高い学問性において認められよう。たとえば、データを表にして簡単明瞭に整理してみせる手法もさることながら、むしろ、史料の対比と考証による日本や中国との比較の観点の堅持こそ注目すべき林の「朝鮮史」研究の特徴であると考える。朝鮮王朝の科学技術、文化に関する記述は、とくに注目に値する。これは、前稿で紹介したように、併合後、「文化」に基づく「朝鮮人同化」論へ展開していく。林の学問がもつ政治性、啓蒙的性格を如実に示している例といえる。

さて、ここでは、林の「朝鮮史」研究の特徴を浮き彫りにするためのいくつか例を取りあげて論じたい。

1. 時代区分について

上古史・中古史・近世史の区分は、他の歴史書も採っていたのだが、当時の「国史」においては必ずしもこのような時代区分が適用されていたのではない。たとえば、当時の国史教科書の見本のようなものであったという重野安繹・久米邦武・星野恒同纂『稿本国史眼』(1890)の場合、「神人無別ノ世」「神人有別ノ世」「韓土服屬ノ世」「大和ノ盛世」「大臣大運擅權」「律令修定」「奈良ノ朝」と続く総21紀による区分がなされている。

林の『朝鮮史』とほど同じ時期に出た有賀長雄編『帝国史略』(4冊: 1892-1893)をみてみると、「凡例」にあるように「本書ハ主トシテ國民變遷ニ於ケル原因結果ノ次第ヲ明ニセンコトヲ務メ、事實ハ成ル可ク正史ニ據リ、カテ新奇ノ臆説ヲ加ヘテ舊傳ヲ紛更セントスルコトヲ避ケタリ。」とし、全編をつぎのように七期に区分している。

- | | |
|-----|--------------------------|
| 第一期 | 國民興起ノ代：神武建国ヨリ起リ三韓征服ニ至ル |
| 第二期 | 國民隆盛ノ代：三韓征服ヨリ起リ佛法傳來ニ至ル |
| 第三期 | 佛法傳來ノ代：佛法傳來ヨリ起リ大化改新ニ至ル |
| 第四期 | 唐制摸倣ノ代：大化改新ヨリ起リ藤氏攝政ニ至ル |
| 第五期 | 藤氏攝關ノ代：藤氏攝政ヨリ起リ保平戰亂ニ至ル |
| 第六期 | 前記武家爭權ノ代：保平戰亂ヨリ起リ徳川幕府ニ至ル |
| 第七期 | 後記武家爭權ノ代：徳川幕府ヨリ起リ王政維新ニ至ル |
- 附録今代

以上でみえるように、むしろ国民国家建設に励んでいた時代的要求にふさわしい時代区分になっている。本稿の課題と関連して、以上の「国史」書にみられる「神人無別ノ世」と「神人有別ノ世」に続く「韓土服屬」の存在や、「國民興起ノ代」から「國民隆盛ノ代」への転機を成す「三韓征服」の存在に注目せざるを得ない。このような歴史の語りは、近代日本の国民教育、言い換えれば、近代日本人の歴史的アイデンティティ形成において重要な要素となり、その後の日本人の民族意識・歴史認識に植えつけられていくことになる。近代的歴史記述の時代区分は、「万世一系」の天皇の支配する大日本帝国の歴史記述には馴染まないものと思われた傾向がうかがえる。

いっぽう、林とは同学²⁴である市川瓊次郎・瀧川龜太郎著『支那史』(全六巻: 1889-90)²⁵は、以下の「例言」でみるように、林の『朝鮮史』と類似していることが分かる。

一、此書ハ、從來世上にて教科書に用ひ居る

支那歴史の不完全なるを憂ひて著ハシト者なれハ、勉めて社會の現象を網羅せり。故に唯帝王將相の事を叙せしのみならず、政治・風俗・文學・技藝の類をも併せ記し間論斷をも加へたる所あり。然れども其簡略に過ぐる者あるハ紙數に制限あると以てなり。

一、書中に上古といへるハ周の世以上を指し、中古といへるハ秦より宋に至るまでを指し、近古といへるハ元より清に至るまでを指せり。
一、紀元ハ、日本紀元を本となせり。然れども對照の便を得せしめんか爲めに、耶蘇紀元をも併せ記したる所あり。

一、繪圖ハ、史上の事實を參照する爲めなれハ、重に土地沿革の圖・器物の圖・風俗の圖等を主となせり。但古器物の圖ハ古書に見えたるを轉載せし者なれハ、其眞贋の責ハ著者の任せざる所なり。

一、此書ハ、著者大學に在りし頃より稿を起しシ者にて、歲月を閱するト既に久しく参考に供せし書類も亦少なからず。然れども素淺學寡聞なるが故、誤謬の事・支吾の説なきを保せず。讀者もし示教を賜ハシ幸甚し。

明治二十一年十二月 著者識 (句読点: 権)

その序文²⁶で西村茂樹が「東洋の古体を変えて西洋の新体を取る」ことの難しさを述べているが、西洋史学に倣った時代区分による歴史記述・歴史研究が流行りつつある時に、「政治・風俗・文学・技芸」への論断をも含み「社会の現象」を網羅する、いわゆる近代的歴史記述は、むしろ「支那史」と「朝鮮史」において深められていったと考えられる。

2. 「太古史」における解釈の独自性

ここでは、林の「朝鮮史」研究の特徴、とくに「太古史」における解釈の独自性を浮き彫り

にするため、落合直澄の『帝国紀年私案』を取りあげて、その檀君解釈の全容と、彼の「朝鮮史」認識すなわち「韓史」論、そして彼の古代史像を考察していく。

(1) 檀君

前述したように、林が檀君について記述する際、特に意識していたのが、落合の檀君論であったのである。すなわち、『帝国紀年私案』の「檀君」条²⁷と、「追加」の「檀君」条²⁸がそれである。まず、それぞれの全文を引用しておく。

檀君ハ太祈〈タキ〉ナリ。渾君、一二昆支ニ作ル。君字ヲ支ト云例。素盞鳴神ノ御子五十猛〈イタケシ〉神ナリ。五十猛、一名伊太祈曾、一名韓神曾保利〈カラカミソホリ〉、一名坐韓國伊太氏〈カラクニトマスイタテ〉ト云ヘリ。素盞鳴神、天降後、萬國ヲ經歷スル間ニ生ミ玉ヘル子ナリ。出雲風土記、神須佐乃鳴命、天壁立廻坐〈アメノカベタチメグリマシ〉トアリテ、紀一書ニ、素盞鳴尊、帥其子五十猛神、降到新羅國居曾戸茂梨之處。紀一書ニ、乃共逐降去于時霖也。素盞鳴尊、結束青草、以爲笠蓑、而乞宿於衆神。衆神曰、汝是躬行濁惡、而見逐謫者、是以風雨雖甚、不得留休、而辛苦降矣トアリテ、素盞鳴神ノ其御子檀君〈タキ〉ヲ率テ萬國ヲ經歷シ玉ヒシ時代ハ、唐堯ノ大洪水ノ時ニ當レルカ。素盞鳴神、東行ヘ新羅ニ至ル。紀一書ニ、素盞鳴尊、帥其子五十猛神、降到新羅國居曾戸茂梨之處トアル、是ナリ。檀君ノ朝鮮ニ王タルハ、唐堯二十五年戊辰也。今商武丁八年ヨリ千四十八年ヲ逆算レハ、顚頊七十五年甲寅ナリ。唐堯ノ世トスルモノ誤カ、又ハ千四十八年トスルモノ誤カ、何レ誤謬アルベシ。此時、素盞鳴神ハ檀君ヲ朝鮮ニ残シ玉ヒテ、本邦ニ渡海セラレタリナリ。其後、檀君、木種ヲ齎シ本邦ニ渡海シ大八洲ニ繁植セシメラレヌ故ニ、此神

ヲ木〈キノ〉神トモ、功神〈イサヲシノカミ〉トモ云フ。韓ノ或書ニ、檀君名ヲ王儉ト云。儉ハ我邦木〈ケ〉ナルベシ。終ニ紀伊國ニ居住セラレタリ。後、此神靈ヲ鎮祭シ社ヲ建ツ。伊太祈曾〈イタケソノ〉神社、是ナリ。通鑑ニ、入阿斯達山爲神トアリ。又我古史ニハ、本邦ニ渡海セリト傳フ。是ハ第一世ノ檀氏ニハ非スシテ、數世ノ後ノ檀氏ナル歟。トニカク一人ニハ非ザルベシ。
以上、論スル所ヲ以テ、五十猛神ト檀君トハ、同神ニシテ素盞鳴神ノ御子ナルヲ知ルベシ。古史及韓史、此時代ノ事跡ハ、甚僥漏ニシテ、見ルニ足モノ鮮シト雖トモ、韓史ニ由テ時代ヲ知ルヲ得ルハ、幸ト云ハサルヲ得ズ。

姓桓氏、桓ハ本邦神〈カム〉ト訓通ズ桓ハクリヌ・カニノ音ナレトモ、カミニ通ズベシ。ニ・ミ、通音也。任ハニムノ音ナレモ、任那ヲミマナト云ニテ知ベシ。又桓・韓、通音ナレバ、三韓ハ桓氏ノ裔也。桓因ハ神伊弉諾〈カムイザナギ〉ノ畧、桓雄ハ神須佐之男〈カムスサノヲ〉ノ畧雄・男、音訓相通、神市在世理ノ市在ハ須佐ニテ、即須佐之男ナルベシ。古事記ヲ案ズルニ、神須佐之男ノ女ニ須世理毘賣アリ、市在世理ノ名似タリ。是ハ、父名ヲ襲ヒタルカ、或須世理ノ女ノ義カ。紀一書ニハ、素盞鳴尊、帥其子五十猛神、降到新羅國トアレトモ、此書ニハ、率徒三千、降于太伯山トアリテ、異ナリ。東國通鑑、新羅南解、號次々雄〈ザザイウト〉或云慈充、方言巫。蓋神而敬畏之稱。按ニ、次々雄ハ、王德、須佐之男ノ如シト云意ナルベシ。今朝鮮ニテ王ヲ稱テ、スサノート云ト、信カ。築壇于海島中、祭天トアルハ、我邦ニ渡航セシ傳ニヤ。天神ヲ祭祀スルハ、我國風ナリ。然レトモ、葬于松壤トアレハ、強チニハ云難シ。東國通鑑、入阿斯達山爲神トモアレハ、彼國ノ古説モ一定セザルガ如シ。後嗣云云、傳世凡一千五百年

トアルモ、東國通鑑ニ壽千四十八トアルニ勝レルガ如シ。（小文字は割注、〈 〉はルビ、下線は原文。句読点：權。以下同）

以上の落合の見解は、つぎのように要約できる。

- ①「檀君」は「太祈〈タキ〉」だ。「渾君」を「昆支」ともいい、「君」字を「支」という例がある。「五十猛」に「伊太祈曾」「韓神曾保利〈カラカミゾホリ〉」「坐韓國伊太氏〈カラクニ・マスイタテ〉」という別名とも通じる。だから、「檀君」は「素盞鳴神ノ御子五十猛〈イタケシ〉神」である。
- ②「檀君」は、「木種ヲ齎シ本邦ニ渡海シ大八洲ニ繁植セシメラレヌ故」に、「木〈キノ〉神」とも「功神〈イサヲシノカミ〉」ともいう。「檀君」の名前「王儉」の「儉」は「木〈ケ〉」ともいう。「伊太祈曾〈イタケソノ〉神社」の神がそれである。
- ③「桓」は「神〈カム〉」と訓が通じる。「桓」は「クリヌ」・「カニ」の音だから、「カミ」に通じる。「ニム」任と「ミマナ」任那のよう「ニ」と「ミ」は通音である。
- ④「桓」と「韓」は「通音」だから、「三韓」は「桓氏ノ裔」か、と推測をも示す。
- ⑤「桓因」は「神伊弉諾〈カムイザナギ〉」の略であり、「桓雄」は「神須佐之男〈カムスサノヲ〉」の略である。「雄」と「男」は音訓とも通じる。「神市在世理」の「市在」は「須佐」であって、「須佐之男」である。
このような解釈に基づき、落合は『出雲風土記』と『日本書紀』の記事を解釈し、「檀君=五十猛〈イタケシ〉神」説を主張するのである。ちなみに、前章でみた林の引用は、③と⑤と①によるものであった。

さて、この『帝国紀年私案』は、「凡例」（明治21年）に「予、明治八年上世年表ヲ、十二年

上世年歴考證ヲ、十八年訂正紀年ヲ、十九年一月此書ヲ編纂スト雖モ、未タ脱稿ニ至ラサリシヲ、此頃上古年代論ノ世上ニ囂々タルニ逢ヒ、遽ニ取捨ヲ加ヘ、一篇ノ書トナシ、帝国紀年私案ト名ク」とあるように、落合の長年にわたる古代紀年研究のほぼ最終版といえるが、注意すべきのは、彼の古代年代の訂正に際して、「三韓史」がその「標準」として重視されていた点である。すなわち、①「古本古事記ノ年代ニヨルベキコト」、②「錯簡ヲ訂正セシムトセバ、日本紀ノ數字紀年ヲ干支紀年ニ改メ、古事記ノ年代ニ對照挿入シ、又日本紀ノ干支紀日ヲ改メテ、數字紀日トスヘキコト」、③「韓史ヲ以テ、古史ヲ完全ナラシムル標準トシ。唐史ヲ以テ、参考ニ備フベシ」と、三つの基準を示しているのである。

なお、「凡例」の前書きにおいて本居宣長(1730～1801)の「古事記年立」をもって「先生ノ功、實ニ大ナルト云ベシ」²⁹と評価している。じつは、江戸時代の日本古代紀年をめぐる議論には、古代日本文化の「韓国由来」説を唱える藤貞幹(1732～1797)の『衝口發』(1781)に対する、本居宣長の『鉗狂人』(1785)の存在が知られている。藤は、「日本紀を讀ば、先此國の事は、馬辰の二韓よりひらけ、傍弁韓のことも相まぢはると心得、それを心に忘れず讀ざれば、解しがたし。古來、韓より事起りたることを、掩たることをしらず。此國きりにて、何事も出來たると思ふ故、韓の言語を和訓とす。様々な説を立、終に其意を得ることなし」(「国史」)³⁰と述べるのである。藤のような古代日本文化に対する解体的観点よりも、むしろ宣長によって構築された国学の継承者による研究成果の一つが『帝国紀年私案』であったのである。

参考のために、『帝国紀年私案』の「韓史論」を引用しておく。

我古史ヲ訂正セムトセハ、他ニ標準ヲ取ラザ

ルヲ得ズ。他ニ標準トナルベキハ、唐・韓ノ外ニハ非ルナリ。然ルニ唐ハ、韓ノ如ク其地我邦ニ接近セズ。古代ニ於テハ、關係甚少シ。史ニ記ス所モ、自ラ訛傳多シ。韓ハ、我地ニ接近スルノミナラス、其國初檀君ヨリシテ緣故甚深シ。後世ニ至リ、新羅百濟ノ如キハ、實ニ我屬國ナリ北史、新羅百濟、皆以倭爲大國多珍物、竝仰之、恒通使往來。皇明世法錄云、其屬有五十餘國、新羅百濟莫非屬國、皆以倭爲大國多珍物、恒通使往來。高麗ハ屬國ノ實ナシト雖、時々聘物ヲ通シタリ。雄畧紀表文ニ、高麗王、教日本國トアルガ如キハ、彼却テ我ヲ屬視スル也。トニカク韓ノ我邦ニ關係スル、甚大ナリ。然シテ韓史ノ本邦ニ傳來スルモノ、數種アリト雖モ、三國史記宋紹興十六年ニ成東國通鑑明成化二十一年ニ成ノ上ニ出ルモノナシ。此二書ヲ以テ百濟記・百濟新撰日本紀ニ引用ニ比較スルニ、我ニ對スル其文、甚不遜ニシテ、新羅・百濟、更ニ屬國タルノ實跡ヲ見ハサス。是レ彼國、後世ニ至テ、古史ヲ私削スルモノニシテ、實ヲ失ヘル所爲ナリ。其中ニ新羅史ハ我邦トノ關係ヲ載スルコト多シト雖、百濟史ハ十中ノ一モ存セザル如ク、高麗史ニ至テハ更ニ我邦トノ關係ヲ載セズ。然レモ高句麗碑文ニ由テ之ヲ見レハ、我邦ノ關係少カラザルナリ。是百濟・高麗史ノ實ヲ失ヘル所爲ナリ。元豐類稿ニ由テ之ヲ見レハ、後世ニ至テ、韓史ハ漸々ニ訂正ヲ加ヘタルモノト見エタリ。東國通鑑序云、吾東方、自檀君歷箕子、以至三韓、載籍無徵。下逮三國、僅有國乘、粗略大甚、加以無稽不經之説。後之作者、相繼纂述、有全史焉、有史略焉、有節要焉。然復襲本史之疎漏トアルヲ以テモ、韓史ノ古史ニ杜撰アリシトハ著シ。白石遺文ニ、東史多訛論ヲ載セテ、二三ヲ辨セラレタリ。其論未タ盡サズト雖、訛傳多キハ著明也トス。然シテ之ヲ我史ニ比較スレハ、百濟記・百濟新撰等ノ書ハ、古事記・日本紀ニ比スベ

ク、三國史記・東國通鑑ハ、大日本史ニ比スベシ。彼二史、後世ニ成ルト雖、又古史ニ由ルモノナレハ、古今ヲ以テ其書ノ可否ヲ論スベカラサルナリ。然レハ彼二史ノ如キモ、上古史ノ名稱ヲ附シテ可ナリ。唯彼二史ノ紀年ニ至テハ、記紀ノ如キ大錯乱ヲ見ズ。彼史ヲ以テ、我ガ史ノ標準トシテ對照スルニ足レリ。若シ世ニ韓史ナカリセハ、千萬歳ヲ經ルモ、我史ノ紀年ヲ訂正シ、其實ヲ見ルコト能ハザルナリ。學者、豈唯彼史ヲ排斥スルヲ得ムヤ。

(下線：権)

この引用でみるように、落合の「韓史」研究においては、新井白石（1657～1725）の「東史多訛論」にも拘らず、「唯彼二史ノ紀年ニ至テハ、記紀ノ如キ大錯乱ヲ見ズ。彼史ヲ以テ、我ガ史ノ標準トシテ對照スルニ足レリ。若シ世ニ韓史ナカリセハ、千萬歳ヲ經ルモ、我史ノ紀年ヲ訂正シ、其實ヲ見ルコト能ハザルナリ」と、日本古代史を完全にする「標準」としての「韓史」の重要性が闡明されている。これはあくまで日本古代紀年を完全にするための、自国中心史観の典型ともいえる。ゆえに、檀君との「甚だ深い縁故の主張とともに「新羅・百濟属国」説³¹に展開されていく。

以上でみたように、日本古代紀年確定のため、落合は、朝鮮建国神話を日本の神話の中にはめ込んで解釈しているのであるが、固有名詞表記漢字の音や訓の類似性にその論拠を求めているのが特徴といえよう。

ついでに、「朝鮮」の建国神話に出る「檀君」をめぐる当時の議論のうち、白鳥庫吉の研究「朝鮮古伝説考」（『史学雑誌』明治27年12月）を紹介しておきたい。

白鳥庫吉は、「此の傳説は、佛法東流の後、僧徒の捏造に出でたる妄誕にして、朝鮮の古傳に非ざる事は、一見して明かなり」として「僧侶

の妄説史學に益なし」といった那珂通世（「朝鮮古史考」『史学雑誌』明治27年3月）に対して、同意を示しつつも、仏教の經典に基づき、「朝鮮國の祖先にあらずして、高句麗一國の祖先なることを知るべし」と論じる。この論文の中で林の解釈が批判されているのはいうまでもない。いずれにせよ、伝説であるがゆえに、文字通りに信用することができないのは言うまでもないが、落合のような解釈は、次元を異にしていて、これらの当時の歴史研究者に認められるはずもなかったことは明らかである。

このように考えると、前章でみたように「或人」の〈檀君=太祈=五十猛神〉説を林が紹介したのは、その恣意的解釈に対する批判の意思表明のほか、「国学」研究の存在確認とも考えられる。

（2）古代史像と解釈論

「朝鮮ノ太古」においては「三韓ハ又自ラ別種」といい、それぞれと日本との関係を述べている点が注目されるのだが、すでに述べたように、「載籍闕略」により詳細な言及の出来ない「太古史」の日朝関係の事案として林は、「彼我互ニ相證」できる事実のほかに、「我史籍」にみえる代表的事例として、「新羅ノ國主」とする「素盞鳴尊」と「稻冰命」、また「辛國ヨリ來ルト云う「忍穗耳尊」の存在を示し、これらを「兩國互ニ往來シテ、其關係ノ繁接ナリシコト」の証しという解釈を示したのである。

ここでは、このような林の解釈の持つ意味を、落合の『帝国紀年私案』での記述との比較を通じて検討してみたい。

『帝国紀年私案』では、取りあげている「以上檀君・稻飯命・脱解・神功皇后征韓・腆支末斯欣等ノ紀事ハ、韓史中、彼此對照、最注目すべき條タリ。輕忽ニ看過セザラムコヲ望ムナリ」³²と述べているのだが、たとえば「稻飯命」

については「按ニ、姓氏錄、稻飯命者、新良國王之祖也トアルニ由テ、常世國海原ト云ハ、韓ヲ指セルコト著シ。然シテ御母御姨ヲ以テ海神ノ御女トス。海神綿津見〈ワタツミ〉ト云ハ、新羅國人ナルコト著シ。姓氏錄ニ、海原造〈ウナハラノミヤツコ〉、新羅國人進廣肆金加志毛禮之後也トモ有リテ、新羅人ニ海原ノ姓ヲ以テスルモノハ、新羅即海原國ナレバナリ。新羅ヲ海原ト云ヘルハ、我邦ヨリ海原ヲ經テ往來スル國ナレバナリ。然ルニ海原ト云語ヨリ、古人海中ノコトトシテ海魚ヲ集ムル等ノ奇怪ナル一談柄トナリシナルベシ。之ニ由テ之ヲ觀レバ、綿津見神ノ綿ハ、任那ノ地名ニシテ、繼軸紀ニ安多委陀、敏達紀ニ和陀トモ有ル、是ナルベシ」とあり、基本的に日本史料による一方的解釈であることがわかる。

「檀君」解釈においてみたように、落合は、その根拠を両国の古代語音の類似性に求めていた。最後に彼の古代言語認識をうかがうことのできる『帝国紀年私案』のつぎの文を引用しておきたい。

韓史中、地名・王名等ハ、惣テ古代韓語或ハ日本語ヲ以テ記セルヲ、漢字ヲ以テ史ヲ編纂スルニ至リ、字義ヲ取テ附會セルコト多シ。譬ヘバ百濟初以鳥于等十人從行、故號十濟。後以百姓樂從、改百濟トアレトモ、百濟ハクダラノ畧語ナリ。クダ・クサ、音通ズ。百〈ハク〉ヲクノ音ニ用井タルハ、音ノ下ヲ取レルナリ。韓ニテハ、漢字ノ音ノ下ヲ取テ一音ニ用ルコトアリ。諺文ノ字母ニ當テタル漢字ニ由テ知ルベシ。ヲ役〈クヨク〉、レ隱〈ヌウンヌ〉、ニ末〈ツクツ〉ノ類也。高句麗碑文ニ、百殘トモ書ケリ。是レ韓語ニシテ字義ニハ由ラザルナリ。本邦ニ所謂假字ナリト知ルベシ。脱解、解韻讀而出、宜脱解トアレトモ、一名吐解トアルヲ如何セム。齒理三姓、以齒長、相嗣トアレトモ、儒理トモアルヲ如何セム。檀君モ我邦太祖〈タキ〉

ナリ。後檀字ノ義ニ附會シ、降檀木之下ノ説アリ。此類ノ牽強附會、甚多シ。一モ取ルニ足ラザル也。

ここにみえるように、「檀君」説とともに、落合の諺文すなわちハングル理解は独特である。このように古代における「韓語」と日本語の併用を立証しようとする落合において、前述した平田の『神字日文伝』の諺文=ハングルの神代文字由來說が見え隠れしている。じつは、落合の『日本古代文字考』(1888)において、諺文の神代「阿比留字」由來說・同一文字説を主張している。

以上でみたように、独特な言語解釈に依拠して、朝鮮建国神話の中心である檀君を日本建国神話のなかに取り込み、日本の属国という朝鮮史像を描き主張しているのが、明治時代に再生強化された「国学」の一面であることは、これを見ても明らかである。確かに、日本古代研究において朝鮮史料が欠かすことの出来ない資料ではあるものの、このような雰囲気の中、朝鮮の「太古史」を記述しようとする林のスタンスは、改めて確認されてしかるべきであろう。

3. 明治期の「朝鮮史」

明治期、新たな両国関係の展開のなかで高まっていった朝鮮に対する关心は、朝鮮歴史への关心をも呼び起こしていった。ここでは、関連する歴史書の例を取りあげ、その概要をみるとより、林の「朝鮮史」研究の位置づけを浮き彫りにしておきたい。一つは、「朝鮮史」著書の一群であり、いま一つは、「国史」のなかの「日韓」関係史である。

まず、「朝鮮史」の例をみてみよう。たとえば、菅原龍吉編『啓蒙朝鮮史略』(全7冊:明治8年序)

は、その「凡例」で「此ノ書、専ラ朝鮮國ノ古今ノ沿革、理亂ノ事實ヲシテ、一讀了然タラシメントヲ要ス。故ニ首ヨリ尾ニ至ルマテ盡ク編年體ヲ以テ記載シ、豪モ私意ヲ挿ンテ縛文ヲ用ヒズ」、または「此ノ著、僅カニ二閱月ニシテ成ヲ告ケ、未タ全ク校正スルニ及ハズシテ、書肆既ニ剞劂ニ附セシモノナレハ、謬誤スル者少カラズ。凡ソ卷中〔 〕ヲ區畫スルモノ間(マヽ)コレアリ。是レ原書ニテハ素割注ナルカ、倉卒ノ間、筆者誤テ之ヲ本文ニ載ス。看ル者請フ、之ヲ記セヨ」と言っているように、「原書」からの訳述したものであることがわかる。「原書」とは、早くから日本で流通していた『東国史略』³³であろう。

このほか、博文館の「萬國歴史全書」第四篇の北村三郎著『印度史 附朝鮮安南緬甸暹羅各國史』(明治22年)に附録された「亞細亞小國史」に「朝鮮」が含まれているが、内容が簡略であることはいうまでもない。同じ博文館の「帝國百科文庫」に久保天隨著『朝鮮史』(1905)があることをもつけ加えておく。

また、林の『朝鮮史』より2年後、西村豊著『朝鮮史綱』(上下:1895)が出版される。「歷代王朝一覽表」「歷代建都一覽表」「朝鮮國全圖」を載せ、その概要はつぎの目次からうかがうことができる。「發端」(地理政體・人種王統)、「前朝鮮」(開國の傳説・箕子の教化・箕氏の末路・衛氏の興起)、「後朝鮮」(衛氏の統一・漢廷の關係・漢武の四郡・昭帝の二府)、「三韓」(位置風俗・箕子の裔)、「三國」の以上が上巻であり、「高麗」と「朝鮮」が下巻となる。

つぎに、「国史」のなかの「日韓」関係史の例をみてみたい。前述の『橋本国史眼』や『帝国史略』の例でみたように、当時「国史」関係図書において「朝鮮」関係記述が特に古代史に多く、「国史」の研究や教育現場で「朝鮮」は欠かさずに登場していた。古代「日韓」関係史の代表的

例としては、吉田東伍の『日韓古史断』(1893)³⁴をあげることができる。

第一編「太古紀」: 年表・筑紫及び韓鄉之島・半島諸国(韓・朝鮮)

第二編「上古上紀」: 年表・筑紫・韓(新羅・伽耶・馬韓及び百濟)・朝鮮扶餘及び鮮卑(朝鮮・扶餘及び鮮卑)

第三編「上古下紀」: 年表・筑紫・韓(新羅・任那・百濟)・高句麗及び遼東鮮卑(高句麗・遼東・鮮卑)

第四編「近上古上紀」: 年表・筑紫・新羅・任那・百濟・高句麗及び鮮卑

第五編「近上古下紀」: 年表・筑紫・任那・百濟・高麗・新羅

以上の目次に見るように、<太古・上古・近上古>の「日・韓」の古史研究に専念した吉田の問題関心がどこにあったのか。それは、つぎの「緒言」よりうかがうことができる。

一、嘗て之を思ふ、襲峰渓海は半嶋に連接し中世鎖國の詩想として猶「舟出せし博多はいつこ對馬には、知らぬ新羅の山も見江ける」と歌へり。而て半嶋はなほ末梢暴露の端にして其の根幹盤屈の處は北、黒水白山に在るを知らざるべからず。而て今を距ること二千年前、半嶋諸小國の布置は大別して南北の二種と爲すべく、其の南なるハ辰(之利)又は韓と稱せられし新羅加羅國にして筑紫出雲と相交通し之を嶋種と名づく。其の北方には燕齊に接せる朝鮮王國と肅慎に連れる濶貊は扶餘高句麗沃沮と同種、皆肅慎に出づ、之を陸種と名づく。此の南北二種の興亡是れ本篇の首尾を爲す者とす。漢武の海東を開通するや、朝鮮亡び他の濶貊陸種は皆一時燕齊の屬郡となれり。而て嶋種は之に屈伏する所なく、當

時燕齊朝鮮の亡民多く韓に流歸するも偶技巧を以て却て韓の用を爲し、頗嶋種の文明を催進せりと雖、遂に之が剛強を挫折する能はざりしに似たり。然るに幾もなく鮮卑の大に北に興りしに驚動せるにや、扶餘高句驪の再遷を生じ漢の四郡忽焉摧破して部種相逼り半島此に汎濫して筑紫又沸騰す。此の間の大淘汰、七百餘年にして嶋種の存立を示す。是れ何等の現象ぞ。爾後千二三百年前、半島を掩有する者、其の言語は本邦と式を同ふし假字は本邦と源を共にし、体相風儀もなほ同趣を失はず。是れ本邦同種の嶋種が進取勝利の氣力を表せるに非すして何ぞ。斯くて予は天智帝援韓の師、利なく諸將西征の目的、功を奏せざりしを憾むと雖、而も千年の興亡として看來れば、其の新羅加羅人が我が兄弟として屹と半島の獨立と國民の團結を建成せるを喜ばざるべからず。若し之に反し、北方の陸種却て新羅を覆滅し、嶋種は全く絶ゆと假想せよ。何等の不祥ぞ。同胞少弟を失ふに比すべし。又中世以降半島離立多く本邦に好からず。是れ憎むべきが如しと雖、其の常に北虜南侵の衝に居り、なほかつ自己の性格を保持し且胡塵の飛揚せば、直に筑紫に至るを遮斷せるの功なしと爲すべからず。亦憐むべきかな。近時徳川覇府の末年にあたり露人の頻に唐太を圖るや、邊吏は「失燕直受北風寒」の句に感し、渡嶋の守禦は唐太に在り唐太失へは藩籬亡ふと曰へりとかや。

一、「兄弟牆に鬭くも外其の侮を禦く」日韓が同質の種國に非すして、單に邦國布置の形勢上、遠く交り近く攻むるの必要あらば、相憎まんと一時、相好くも一時のみ。すでに今日世界の大勢は同に盟し異を排し、國民種姓の關係に據り利害消長を判するの秋にあたり、中世以降千年の迷夢いまにさめやらず。猶相鬭くも一時と放言するあらは、恐らく事理の

眞にあらざるべし。且本邦にして亞細亞東方の絶東に於ける第一の開明富強を望むへくんば、半島たる者もまた振はゝ第二の日本たるを得んは自然の數なるへし。故に予は信ず。韓人を提携摧進せざるは友情に缺くのみならず、自邦の藩籬を失ふ也。而て我は韓人に望む所なしと云ふあらば、是れ本邦自信を侮るに非すして何そと。但今日韓人が衰弱起らざるは中世近世の歴史其の病源を詳にするを得ん。故に此に極言せず。

(句読点、ゴシック体、下線：権)

ここにみえるように、吉田は、半島にあった古代の諸小国をなす種族を南北に分けて「陸種」と「嶋種」としたうえ、漢の武帝の朝鮮侵攻による朝鮮亡民の韓への流入、鮮卑族の興りと扶餘・高句驪の再遷という連鎖的な種族移動により「半島の汎濫」「筑紫も沸騰」の状況を来たしたという。このような人口移動により「嶋種の文明化」が進み、言語や文字、そして「体相風儀」も同様の文化をもつようになったというのである。このようにして、北の「陸種」と南の「嶋種」の対立の歴史像を示したうえ、「新羅・加羅人が我が兄弟」「同胞少弟」と述べるのである。

ようするに「南北二種の興亡」の歴史像を描こうとする吉田の『日韓古史断』は、「中世以降半島離立」そして「今日韓人が衰弱起らざるは中世近世の歴史其の病源」との診断の上、「本邦にして亞細亞東方の絶東に於ける第一の開明富強を望むへくんば、半島たる者もまた振はゝ第二の日本たるを得んは自然の數なるへし」と、「日韓古史像」の再現を提案しているのである。

以上でみたように、吉田における北の「陸種」と南の「嶋種」という区分は、林が「三韓ハ又自ラ別種」といい「朝鮮」と区分する見方と共通する部分はある。だが、重要な相違点は、林

においては、あくまでも「朝鮮」史が中心をなしているということである。つまり、林の「太古史」は「朝鮮」史であり、「韓」が登場する「朝鮮」の「上古史」は、それぞれが新たな国々として競い合う「三国」の歴史がその中心をなしていることの意味を見過ごしてはいけないのである。

ちなみに、「朝鮮日本居留地高等小学の教科書」として、<上世史・中世史・近世史>の両国の交流の史実を記した服部徹『日韓交通史』

(1894) の存在や、この服部に『東学党』(1894)という「政治小説」があることをもつけ加えておきたい。

むすび

以上、林泰輔の「朝鮮史」研究の内容と、その史学史上の意義についてみてきた。「支那史」と「朝鮮史」をもって取り急ぎ「東洋史学」構築³⁵が叫ばれつつある時、西洋近代史学の研究方法をもって「朝鮮史」研究に取り組んでいた林は、当時の「国史」研究状況との学問的関連を意識しなければならなかつたと同時に、在野の国学者の示す朝鮮史像にも対応しなければならなかつたのである。

日本近代学術の生成期、日韓関係が深刻さを増していく中での林の「朝鮮史」研究の持つ意義について、さらなる考察を加える必要を感じつつ、稿を終えるに際して、ひとまず指摘しておきたいことは、以下のようなことがらである。

第一、「朝鮮人種由来」説から展開する林の朝鮮史像についてである。基本的に林が唱える<橐離→高麗>の北方由来说は、高句麗始祖の東明王伝説をもってその証明をしているが、このような北方からの住民移動は、様々な部落形成や箕子東来による朝鮮始興へつながり、朝鮮

古代文化形成論に展開されていく。こうした林の「朝鮮史」研究の特徴の一つは、その地政学的関係から「朝鮮ハ殆ド支那ノ屬國タルモノゝ如シ」といいつつも、各部落独自の風俗や歴代王朝の沿革について記述し、「事大心は高麗の時に胚胎す」としつつも、その文化の発達程度と日本への伝来・影響に言及している点である。ようするに、林は、「朝鮮人種由来」や古代文化形成において朝鮮の独自性を前提にした朝鮮史像を示しているのである。

第二、本文すでにみたように、林は、「朝鮮人種由来」と関連して「三韓ハ又自ラ別種」とするだけで、それ以上の言及がないものの、その南方由来の可能性への示唆は注目に値する。林自身が「前人未道」とした駕洛と古代インドとの関連の主張は、日本史料を中心とした当時の古代史解釈への追従を拒む林の苦悩の表れとも読み取れる。つまり、朝鮮の古代においては、北方の中国文化と南方のインド文化の流入があった、そして日本の古代においては、南方のインド文化と朝鮮を経由した中国文化の流入があった、と想定していた林は、むしろ古代インド文化伝来の可能性をもって、古代におけるより豊かな文化交流の実態と共有文化の存在を明らかにしようとしたのではないか。つまり、林は、地域それぞれの固有文化を基礎にしつつ、普遍的文化を共有する文化共同体のような新しい世界を古代に託して示そうと試みたのであり、ここに林の朝鮮古代史像の独創性があると考えるのである。

第三、もう一つの林の「朝鮮史」研究の特徴は、服制や印刷術に関する記述にみられる朝鮮文化の先駆性について指摘している点である。「支那の属国」と言い続ける林だが、制度や科学技術における朝鮮文化の優秀さを、日本だけでなく中国とも比較して明らかにしているのである。

第四、このように科学的合理的文化要素に注目しそれを高く評価する林であるゆえに、落合の「檀君」解釈を「或人」の説として取りあげて批判しているのは当然のことであり、本文で見たような落合の「韓史」認識も林には容認できないものであったと思う。そしてこれは、勃興しつつある近代「国学」の存在に対する警戒の証してあると考えられる。

第五、林の一連の著書において関心が、古代から近世へ推移していることも、林の「朝鮮史」研究の特徴として指摘しておきたい。この推移の存在は『朝鮮史』『朝鮮近世史』『近世朝鮮史』『朝鮮通史』という書名からも推測できようが、『朝鮮通史』に即してみると、「古朝鮮三国高麗時代」を「前紀」とし、近世の「李朝時代」を「正紀」としたことに端的にあらわれている。ようするに、「韓国併合」により大日本帝国の一方となつた「朝鮮」の全歴史が『朝鮮通史』であり、そして宮内大臣の管理に属する「李王職」が世話する「李王」朝の歴史が『朝鮮通史』の「正紀」となっているのである。林にみられる「朝鮮史」研究中心の近世への推移は、同時代の両国関係の変遷を反映したものであり、現実を追認する林自身の学問姿勢のあらわれでもある。朝鮮文化の独自性や優秀さを強調する林の文化重視の姿勢が「韓国併合」後、「朝鮮人同化」論に傾いていったのも同様である。

第六、もう一つ触れておきたいのは、その近世への推移のなか、想像力の富んだ「朝鮮人種由来」に関する記述が『朝鮮通史』において完全に消えてしまっているが、それを即ち、林の示していた朝鮮古代史像の放棄とみるか否かの問題についてである。林は『朝鮮史』を絶版にしたのでもなく、『朝鮮通史』の草稿といえる『近世朝鮮史』では、前著『朝鮮史』と『朝鮮近世史』の参照を明記しており、林の一連の「朝鮮史」著書には連続性が認められる。また、そ

の後の甲骨文字研究が物語るように、「古代」や「文明・文化」に対する関心が林において消えたわけではない。これらを踏まえて考えると、林の朝鮮古代史像は、復活の可能性を秘めたまま、棚上げ状況に置かれてしまったといえる³⁶。

第七、「韓国併合」後、東京帝国大学において「朝鮮史」は、あやぶまれながらも「東洋史学」のなかで存在していくが、一時「国史学」のなかで開講されたこともあり、一般的には常に「国史」の一部分になることを強いられたがゆえに、「朝鮮人同化」論と『朝鮮通史』にみられる林の朝鮮史像の変異が、林自身が示していた朝鮮古代史像や朝鮮文化評価にも変質をもたらさざるをえなかったという点に、林の「朝鮮史」研究の限界とゆがみがあることをも指摘しておかなければならない。

最後に、近代的「朝鮮史」著述の嚆矢と評される『朝鮮史』をはじめとした林の一連の「朝鮮史」研究が、明治期にあったほかの「朝鮮史」著書とは比較のできないほど、群を抜いたものであったことは、本稿によって具体的に証明できたと思う。現実追認の学問姿勢から明白になった限界はあるものの、林の「朝鮮史」研究は、那珂通世や市川瓊次郎らの「支那史」とともに近代日本の「東洋史学」草創期の双璧をなしたのである。

注

1 『那珂東洋小史』(1903)は<総論、上古史・中古史・近古史・近世史・今代史>となる。

2 第2章に引用した「凡例」を参照。なお、市川瓊次郎・瀧川龜太郎著『修正増補支那史』(1890)は<総叙、上世史・中世史・近世史>となり、市川『支那史要』(1893)は<総説、古代史・上世史・中世史・近世史>となる。

3 後述の『朝鮮近世史』Gを参照。文禄慶長の役=

- 壬辰倭乱の際に活躍された「龜船」についての記述のなかで、「高麗」と「朝鮮人」が使われるが、そこで紹介するアメリカ新聞記事に「高麗」とある。Chinaを「支那」と称したように、Corea/Koreaを「高麗」と称したものと思われる。
- 4 後に1897年に木浦、鎮南浦、1899年に馬山、1909年に郡山が開港する。
- 5 箕子と関連して、吉田東伍は『日韓古史断』(富山房、明治26年)で「支那の史書箕子朝鮮を開くと云ふも三千年前の事とす、子孫相續き四十世、一千年の久しきを経、漢初に及ひて亡ふ、史書の録する所、唯此の興亡の二事のみ。其間の沿革蕩盡知るべからず。箕子の東遷するや文物製作の具、百工技藝之に従ふと稱すと雖、後光餘烈殆見るべからず。蓋し箕氏の國、其の初め今遼河の東、謂はゆる遼東是也。…」と史料欠乏の問題を指摘しつつも、箕子の東遷を認め、その朝鮮の位置を遼東に比定している。林は『近世朝鮮史』で《歴代王都表》にある元来の平壌説を修正する。一方、白鳥庫吉「朝鮮古代諸国名称考」(『史学雑誌』明治28年7・8月)では、『尚書大傳』洪範にある箕子の朝鮮への逃亡と武王の朝鮮侯に封じた記録と『史記』「朝鮮列伝」の存在を紹介するだけで、解釈などは示さなかったのだが、日本の韓国併合公表(8月29日)直後に発表された『東京日日新聞』(明治43年8月31日。白鳥庫吉全集)第三巻、岩波書店、昭和45年に収録)掲載の「箕子は朝鮮の始祖に非ず」は「抹殺論」の一つともいえよう。また参謀本部の委嘱による西川権著『日韓上古史ノ裏面』上(東京偕行社、明治43年12月)も「所謂箕子朝鮮國ナルモノニ關シテモ我國從來ノ學者ハ唯韓史家ノ捏造説ヲノミ信用シタリ、近日之ニ關シテ多少疑惑家ノ生シタルハ大ニ進歩セル現象ナリト雖モ大多數ノ思想家ハ今猶昏醉情態ニ在ルヲ免カレサルナリ、是レ主トシテ支那古史ニ於テ箕子ノ國ヲ夷狄取扱ト爲シ鄭重ナル記述ノ勞ヲ執ラサリシヨリ事體不明ニ歸セシカ故ナリ、……箕子ノ如キハ其ノ八百年ノ史實一字モ傳ハラス、全然暗黒裏ノ談ニ過キス、隨テ李朝史家カ之ヲ李氏朝鮮半島ノ國祖ト爲スノ變造材料トシテハ極メテ好都合ノ情況ヲ呈露シタルモノナリ」といい、「箕子朝鮮國に関する韓史の偽造」説を主張する。
- 6 落合直澄『帝国紀年私案』「神功皇后征韓及畢彌乎ノ論」には「神功皇后ノ征韓ノ事跡タル、我ガ古史中著名ナル事件ニシテ、虚事トスペカラザルハ、勿論ナリ。然ルニ韓史ニ此事件ヲ載セズトテ、人ノ疑フ所トナレリ。是ハ我ガ古史ノ年紀ニ誤謬アルニ心付カザレバナリ。今古史ノ年紀ヲ訂正シテ之ヲ韓史

ニ比較スレハ、一年ノ差異モナク符合スルナリ。皇后ノ征韓ノ役ハ、祇摩尼師今ノ十一年ニシテ、三國史記、夏四月、大風東來、折木飛瓦、至夕而止。都人訛言、倭兵大來、爭遁山谷。王命伊殮翌宗等、諭止之トアルニ當レリ。訛言トアルハ誤ナリ。皇后ノ新羅ヲ征シ玉ヒシヤ、天助ヲ得テ戰ハズシテ、新羅王伏罪セシトハ、記紀ニ詳ナリ。此時人民ハ倭ノ大軍ヲ見テ山谷ニ遁逃セシナラン。然ルニ戰モナク事濟トナリシ故ニ人民ニ諭告シテ其遁逃ヲ止メシメシナリ。後世ニ至リ、此諭告ノ理由ヲ知ラズ、訛言ノ字ヲ攬入セリ。其證ハ、十二年春三月、與倭國講和ニテ知ルベシ。阿達羅尼師今立五年春三月、倭人來聘。二十年夏五月、倭女王畢彌乎遣使來聘魏志卑彌呼トアル畢彌乎ハ、姫子ニシテ皇后ノ慰問ヲ云ヘルニテ、畢彌乎ハ皇后ヲ指セルコト疑ナシ」とある。関連した議論の一端は、注7にもうかがうことができる。

7 日本古代紀年の誤謬を正そうとする場合、日韓關係の史実の確認が中心的作業となるので、韓国古代史への言及が多く登場する。那珂通世の「上古年代考」は、三宅米吉主宰の『文』第1巻第8号と第9号(1888)に連載されるが、第9号掲載の論文の前書きに「現今我ガ國ニテ普通ニ用フル所ノ紀年ハ全ク日本書紀ノ年立ニヨリテ起算シタルモノナリ。然ルニ書紀ノ年立ニ往往誤謬アリ、中ニハ故意ヲ連貫シテ相互ノ順序關係ヲ確ムルモノナレバ、史學ノ研究ニハ此ノ紀年ノ正確ナランコト尤大切ナリトス」とい、『那珂氏今ヲ去ルコト十年以前既ニ此ノ論ヲ草シテ一雜誌(明治十一年一月發刊洋洋社談第三十八號)ニ載セラレタリ。氏ハ今其ノ原文ノ漢文ナルヲ翻シテ假名交り文トナシ更ニ増補添削シテ之ヲ寄セラレタリ。氏ガ此ノ説ヲ洋洋社談ニ投ゼラレタル頃ニハ世間未コレラノ事ヲ論ズルモノナク、氏ノ説モ世人ノ注意ヲ引クコト少クシテ止ミタリシガ、近頃氏ノ説ニ相似タルモノノ往々諸雜誌ニ見ハルルニ至レリ、是レ我ガ文世界ノ稍振興セル一徵ニモアルベシ。故ニ余輩ハ更ニ氏ノ説ヲコニ公ニシ以テ氏ノ説ニ就テ世人ノ意見ヲ請ハント欲スルナリ」として、学士諸君に弁論を要すべき点として「日本紀ノ年代ハスベテ信用スペキモノナリヤ。信用スペシトナラバ其ノ正確ヲ證明スルヲ得ベキカ。信用スペカラズトナラバ如何ナル誤謬アリヤ。那珂氏ノ枚舉シタル誤謬ハスベテ誤謬ナリヤ。那珂氏ノ枚舉シタルモノノ外ニ猶誤謬アリヤ。日本紀ノ年代正シトセバ、韓史及ビ漢史ノ年代ハ如何。辛酉革命ノ説如何、神功皇后卑彌呼ノ異同如何。上古ノ長壽ノ多キハ如何、普通ノ世數ヲ以テ年代ヲ推スコトノ可否如何」の設問を投げかけて議論を促した。論文を贈呈し意見を請う

た朝野の学士大家90余氏及び外国人数名（同第11号）の内、たとえば「紙上ノ登録ハ見合スペキ旨」の津田真道、「別ニ異論ナキ」との神田孝平、「其論旨ノ當否ハ老生ニハ判断シ致兼候」との西村茂樹、「洋人ノ眼ニテハ疾クヨリ其妄ヲ看破致居候由モ承リ候ヘドモ、韓史ト比較ノ點ニ至リテハ是迄全ク心附不申…那珂氏ノ論説ニ對シ別ニ啄ヲ容ル所無之ト存候」という西周がある一方、関連して「征韓考」を投稿した阿部弘臧、「一見シテ其卓説ナルニ驚嘆シ、圖ラズ予ガ持論ニ暗合セル益友ノ説ヲ得タルヲ喜ベリ、其考中第五節、古史ノ記事ハ史家ノ妄撰ニ成レリト云フニ至テハ實ニ千古ノ奇論ト云フベシ、…今ヲ去ルコト百餘年前ニ藤原貞幹首トシテ此事ヲ唱ヘタリ、彼ノ國學者ニテ有名ナル本居宣長ハ、一旦貞幹ノ説ヲ破レリト雖、其後古事記傳ヲ著ハシ、日本史ト韓史トノ年歴ヲ比較シテ百二十年ノ差アルコトヲ擧ゲ、是ハ彼ノ方正シカラント論ゼリ、是レ其ノ蓋ヲ可ラザルコトナレバナリ、近來ニ至レ詳カニ此事ヲ論ゼシモノハ、那珂氏ノ説ト予ガ説トヲ以テ嘴矢トス…」と回答した橋良平の「日本紀元考概略」

（『博聞雑誌』昨年11月）を転載している。（以上12号）さらには『古事記』『万葉集』を英訳した「ちやんべれん先生回答」には、「昨年十二月日本亞細亞協會ニテ講演セラレ、同會報告書第十六卷第一篇ニ登載有之候日本上古史ト申ス論文」を書いたアストンの研究に対する紹介があり、またアストン的回答もあり、「あすとん氏日本上古史ノ大意」が次回（14号）掲載される。本稿（第2章）との関連では、落合直澄の「那珂通世君ノ上古代考ハ先年洋洋社談ニ拝見致候、上古代ノ記紀共ニ錯誤致居候ハ、サル事ニ御座候ヘドモ、其錯誤ニ依テ年代ヲ短縮致候ハ甚不服ニ御座候、此義ニ付テハ來年愚考候事モ有之、拙著帝國紀年私案ナル者モ御座候ヘバ那珂君ニ對シ一篇ノ文章ヲ貴雑誌ニ掲載仕度候ヘドモ、御承知ノ通年代論ナル者ハ甚錯雜ナル者ニテ反テ其意ノ徹底セザルヲ恐レ別ニ御答モ不致候、尤モ右拙著近日上木ノ運ニ御座候ヘバソレニテ愚説ノアル所ヲ御承知被下度云云」という回答文とともに「追テ田中頼庸氏モ直澄ト略同論ニ付別ニ御返書モ不仕旨ニ候云云」と紹介し、また星野恒の「日本書紀ノ年代ニ誤謬アルハ本居宣長ノ古事記傳〔應神記百濟國主照古王貢馬ノ條同記漢直祖等渡來ノ條〕清宮秀堅ノ新撰年表題言ナドニ之ヲ辨ジアレバ先輩モ早クヨリ心附キシモ勅撰ノ正史ナレバ顧慮スル所ナリテ大抵ニ看過セント見エタリ去リナガラ方今ニ在リテハ十分ニ考究シテ其ノ曲折ヲ悉サザレバ海外各國ノ史志ニ參シ文物發達ノ度ヲ徵スルアタハズ因リテ修史局嘗テ

唐土三韓ノ歴史ニ就キ本邦ノ事蹟ヲ載スル者ヲ抄シ一考察ヲ附シ書紀ノ合ハザル箇所ハ子細ニ推究シテ其ノ誤謬ヲ訂セリ、其ノ説那珂氏ノ年代考ニ比スルニ大抵同一途ニ歸シタゞ詳略ノ別アルノミナレバ今繹述ヲ煩ハサズ時ニ其ノ言及バザル所若クハ苛論ト覺シキ者ニ對シ異見ヲ附シテ左方ニ開陳ス亦同氏ノ説ヲ補完セント欲スルノミ」と始まる長文を掲載する。（以上13号）吉田東伍の「本月刊行文第一巻ニ那珂氏日本上古代考ト云者出ヅ。余嘗云日本上古ノ紀年ハ學者必疑フベキ筈ナルニ、其ノ然ラザルハ所謂憚ルト云フコトアレバ或ハ左モアルベシト。今ヤ氏ノ考證ニ接シ、余輩ハ氏ニ對シ、其ノ大膽ニモ疾聲大呼シテ千古紀年ノ乖謬ヲ指摘論駁セラレシヲ快トスルノミナラズ、進デ同意ヲ表シ」つつ「那珂氏年代考ニ據リテ征韓ノ年次ヲ證ス」を投稿し、小中村義象の「紀年ハ歴史上ノ標準タルノミナラズ國體ノ輕重人民開化ノ遲速ニ關係スルモノニシテ、其レノ正否差異ハ啻ニ紙上ノ文字ヲ增減スルノミニ止マラズシテ、事、國家ニ及ブモノナレバ浮薄ノ想像トニ三ノ史書ノミニ徵シテ容易ニ斷定スベキモノニアラズ…」と始まる「第一章總論・第二章上古ノ年紀及ビ數語ハ今日ト同シ・第三章我邦上古天皇ノ御長壽ナルハ其ノ理アル事」の「日本紀年ヲ論ジ併セテ那珂氏ノ説ヲ駁ス」を投稿（以上15号）、これらの議論に対して那珂は「日本上古代考餘論」で「第一章内藤、星野、高崎三君ノ答書ヲ評ス」「第二章ちやんべれん君ノ答書及ビあすとん君ノ日本上古史論ヲ評ス」（20号）、「第三章小中村義象君ノ駁論ヲ駁す」（21号）を発表、次号「寄書」欄に落合直澄の「拜啓直澄先年來上古代考ノ調査ニ心緒ヲ盡クスト雖微力未好結果ヲ得ルニ至ラズ一ハ良友ヲ得ザルニ在リ一ハ珍書ヲ得ザルニアリ然ルニ貴雑誌ノ出ルニ逢ヒ幸ニ諸賢ノ高説ヲ聞クヲ得タル是レ全ク貴雑誌ノ贈與ノ恩惠ニヨル仍テ厚謝ス就中修史局諸先生ノ那珂氏ノ説ニ左袒セラレタルガ如キハ世人ノ耳目ヲ驚カシ直澄等ノ肝膽ニ銘ス直チニ同局説明ヲ乞ハントセシモ身病床ニアリ遂巡今日ニ至レリ今ヤ其ノ局廢レラレタリト雖諸先生ハ猶存ス直チニ示教ヲ乞ハントセシモ倩案ズルニ我歴史ハ 皇統ノ係ル所ニシテ其ノ事重大ニシテ世人モ亦其ノ秘説ヲ聞カソコトヲ企望スルナラン願クハ貴雑誌ノ餘白ヲ假リ世人ト共ニ其ノ説明ヲ聽聞センコトヲ」とした後、五節を示し、「此ノ他説明ヲ乞ハントスル條多キト雖事多端ニ亘ルヲ以テ後日ニ讓ラントス。右諸先生ハ修史ノ當局者ナレバ徒ラニ虚喝ヲ以テ世人ノ耳目ヲ驚カザルニ非ザレバ勿論萬國ニ耻チザル修史ノ目的有テ内外ノ史ヲ参考シ年代短縮ノ論ヲ起コサレタルハ一朝

一タノコトニ非ザルハ始終ノ文ニテ明瞭ナリト雖如何セン吾ガ輩寡聞固陋ノ身ニ在レハ其ノ蘊奥ヲ窺フ能ハズ遺憾ニ堪ヘズ庶幾クバ詳細ニ示教アランコトヲ」と説明を求めたことに対して、星野が「落合直澄君ノ質問ニ答フ」(24号)において「文第二十二號ニ落合直澄君ノ寄書ヲ載セリ其書ニ舊修史局員ガ那珂氏日本考古年代考ニ左祖セシハ世人ノ耳目ヲ驚カセシトテ五節ヲ條舉シテ其説ヲ乞ハレタリ是ヲ是トシ非ヲ非トシ公正無私ニ事理ヲ考究スルハ學者ノ本分ナレバ何人ノ説ニ拘ハラズ當然ト考ヘタル者ハ同意ヲ表スルニ怪訝スペキ限リニ非ズ殊ニ那珂氏ノ説ニ同意スル者續々文ニ登載セシニ世上ニハ修史局員ノミニ注目駭聽スルハ決シテ此理ナカルベシ既ニ中村不能齋君ノ如キハ吾輩ノ古事記ニ據リテ年代ヲ推算セシヲ賛成セラレタレバ文第十六號見合君ノ推測ノマニモ非ザルカ(但落合君ハ修史局員ガ那珂氏ノ説ニ左祖セシト云ハレタリ抑左祖右祖ハ兩黨アルヨニ限リタル處置名目ニシテ吾輩ハ從來上古代ノ誤アルト考ヘシ末ニ那珂氏ノ説ヲ見テ其先獲ヲ喜ヒテ同意セシマデニテ那珂氏ニ反対者アリテ兩説交争ノ際ニ一方ニ荷擔セシニハ非ス吾輩ハ兼々學者門戸ノ私見ヲ去ラント欲スルノミナラズ和漢洋ノ學者ガ各所見ノ執リテ相下ラス甚シキハ相敵視スルモノアルヲ見テ快カラズ思ヒ何卒其所得ノ蘊奥ヲ隱サス惜マズ公平ノ心ヲ以テ相接シ彼我共同融通シテ學理ヲ研究シタキト切望スル者ナレバ落合君ノ詞咎メヲスルハ氣ノ毒ナレトモ或ハ一方ニ苛擔セル如ク誤認セラルトキハ不本意ノ至リナレバ茲ニ一言ヲ贅スルノミ」と始まる長文で反論し、落合から四節の追加説明を求める文も同号に掲載され、論争が始まるが、この論争は、國学者側の修史局員への攻撃の端緒となり、後1892年の久米非職事件へ展開されるものと考えられる。星野恒論文は『國史叢説第一集』(富山房、1909)に収録されている。久米の筆禍事件は、林の『朝鮮史』が世に出る直前のことであったので、これが林の古代記述に如何なる影響を与えたか否か、詳細な検討が要するようにも感じる。なお、那珂は1897年「上世年代考」『史学雑誌』第八編第8, 9, 10, 12号に連載、発表した。これが『明治史論集(二)』(明治文学全集78、筑摩書房、1976)に収録されている。

8 廣開土王については、酒匂景信が碑文の拓本を日本に持ち帰ったのが明治17年。明治22年刊行の『会余録』第五輯に「高句麗古碑文(寫眞石版)」と「同碑出土記」「同古碑考」「同古碑釋文」が掲載。明治24年菅政友の「高麗好太王碑銘考」『史学雑誌』2、明治26年那珂通世の「高句麗古碑考」同4などの研究が発表されていた。林も『会余録』によっている。

- 9 「朝鮮」の国名などの名称に関する研究は、林の『朝鮮史』より1年後出版された吉田東伍の『日韓古史断』(富山房、明治26年)や那珂通世「朝鮮古史考」(『史学雑誌』明治27年3月、同29年10月)においてもなされており、その後、白鳥庫吉によって本格的に行われる。言語研究を歴史研究の方法とした白鳥の「朝鮮古伝説考」(『史学雑誌』明治27年12月)、「朝鮮古代諸国名称考」(同28年7・8月)、「朝鮮古代地名考」(同28年10・11月、29年1月)、「朝鮮古代王号考」(同29年2月)、「朝鮮古代官名考」(同29年4月)、「日本書紀に見えたる韓語の解釈」(同30年4・6・7月)、「日本古語と朝鮮語との比較」(『國學院雑誌』31年4-12月)などがある。
- 10 印刷術については、すでに「朝鮮にてハ、明時代遂に銅字を發明せり、凡そ東洋にして、銅字を作れるハ、實に朝鮮を以て權輿とす」という内藤燐聚の「東洋の活版術」(『文』第4卷第8号、1891)もあつたが、内藤は「永樂元年癸未(我應永十年)=1403年」を最初としている。
- 11 『史学雑誌』「答問」欄に「吏道」に対する質問への返答として書かれたもので、『白鳥庫吉全集』第三巻に収録されている題名は「吏道・諺文」である。神田信夫による編輯後記を参照。ちなみに、本稿では言及しなかった林の「吏道文字」の詳細な記事(第3編第13章)があることをつけ加えておく。
- 12 李光麟「近世朝鮮政鑑をめぐる若干の問題」『朝鮮學報』第59輯(1971)によると、1882年の修信使朴泳孝の隨員として日本を訪問したことがあり、1884年甲申政変の際に犠牲となった朴齊炯が著者であり、朴齊炯とは、誤字かあるいは変名だと推測している。これにしたがって本稿では、朴齊炯を朴齊炯と正した。
- 13 収録の「廣開土王の碑」写真は、王建群『好太王碑の研究』(雄渾社、1984)収録の「酒匂雙鉤本」第二面4行から9行まで9番目字から22番目字までであるが、別の拓本のものと思われる。
- 14 『東洋藝術資料』は日本美術社より、明治42年9月から44年10月の間に10回に分けて出版されたもので、図版200枚が収録されている。印度の部である第4・第5・第8集と、新羅の部である第7集のほかに、中国の部である。第7集「新羅彫刻建築之部」は閔野貞解説による。閔野貞には『韓國建築調査報告』(東京帝国大学工科大学学術報告; 第6号、1904)や『朝鮮藝術之研究』(度支部建築所、1910)がある。閔野については『新版 朝鮮の建築と芸術』(岩波書店、2005)を参照。
- 15 「李王家博物館」とは、1909年11月1日昌慶宮にて

- 大韓帝国の皇室が保管・所有・収集した書画や遺物を展示したことから始まった「帝室博物館」を改めた名称であり、この「李王家」とは日韓併合により「李王」と格下げられた旧大韓帝国皇帝一家をさす。王族と公族があり、その家務を掌る「李王職」官制（明治43年皇室令第34号）により、宮内大臣の管理に属し、長官・次官や贊侍・典祀などの職員を置いた。
- 16 『朝鮮美術大觀』は、「京城」の朝鮮古書刊行會により1910年に出版された。
- 17 『三綱行實圖』とは、1431年、世宗の命により集賢殿副提学偰循などが君臣・父子・夫婦の三綱の模範になる歴史上の忠臣、孝子、烈女を選び、絵を添えて漢文の説明とともにハングル解釈を載せ、啓蒙書として出版したものである。
- 18 『韓國觀測所學術報文』第1巻は、韓國統監府仁川觀測所が隆熙4年出したもので、日韓併合により『朝鮮總督府觀測所學術報文』第2巻が大正1年朝鮮總督府觀測所編で出される。
- 19 図は、『李忠武公全書』（李舜臣著 丁酉字本 漢城：奎章閣、正祖19(1795) 14巻8冊）巻一「圖說」に掲載されている。藤本幸夫『日本現存朝鮮本研究集部』（京都大学出版会、2006）に収録されている12部のうちに、東京都中央図書館市村文庫本があり、林はこれを参照したかもしれない。
- 20 桂湖村（1868～1938）は漢学者、漢詩人。名は五十郎。越後に生まれる。幼時より漢学を修め、和歌もよくした。明治25年東京専門学校専修英語科を卒業。その後、日本新聞社に入社し、正岡子規と文芸欄を分担。のち中国に留学した。帰国後、早稲田・東洋・国学院の各大学の講壇に立ち、晩年は早稲田大学の名物教授として親しまれた。研究著書に『漢籍解題』（明治書院、1905）がある。森鷗外の漢詩師匠としても有名。どのようにしてこれを入手したのかはわからない。
- 21 「大院君傳」とは、菊池謙譲著『朝鮮最近外交史 大院君傳 附王妃の一生』（京城：日韓書房、1910）であり、「明治人による近代朝鮮論影印叢書」第7巻『大院君・閔妃2』（ペリカン社、1998）に収録されている。
- 22 『朝鮮近世史』「引用書目」にある24種は、明治史要（修史局）・外交志稿（北澤正誠等）・條約彙纂（外務省）・政家年鑑（統計局）・西伯利地誌（參謀本部）・官報・漢城遭難詩紀（石幡貞）・金氏言行錄（鈴木省吾）・漢城之殘夢（井上角五郎）・国史眼（重野安繹等）・大院君實傳（山中峯雄）・日本外戰史（曾根俊虎）・日本西教史（佛クラセ、太政官譯）・朝鮮事情（佛ダレー、榎本武揚譯）・朝鮮開化之起源（米グリフス、水交社譯）・佛國征韓記（佐々木慎思郎譯）・

米国人朝鮮戰記摘要・清韓論（米デニー）・會餘錄・六合雜誌・史學雜誌・東邦協會報告及會報・朝鮮新報・朝鮮全圖である。同時代の朝鮮関係書物については、桜井義之著『朝鮮研究文献誌 明治・大正編』（龍溪書舎、1970）にうかがうことができる。

- 23 原著China and KoreaはKelly and Walsh, Ltd. Printers (Shanghai)にて1888年に刊行。『朝鮮近世史』の「引用書目」にある「清韓論（米デニー）」とは、1890（明治23）年に出版された天野高之助による『清韓論』であり、ここでの言及もこれによっているものだろう。
- 24 林の遺稿集『支那上代史研究』（1926）にある市村の序文には「…余は特に君が從來本邦學者の未だ着手せざりし境地を開拓したる三點を擧げんと欲す。」として、朝鮮歴史の編纂、支那古代史の研究、金石文字の研究の三点を挙げる。「第一は朝鮮歴史の編纂なり。本邦に於ては徳川時代已に東國通鑑の如き書籍の刊行ありたれども、未だ深くこれが研究を試みたるものあるを聞かず。然るに君は明治の廿五年に初めて朝鮮史を著はし、古代より高麗の時代に至るまでを叙したり。今日よりこれを観れば、或は多少の微瑕なきにあらざれども、新式の史體を以て邦文にて記されたる朝鮮歴史は實にこれを以て嚆矢となす。その後、君は朝鮮近世史を編して李氏朝鮮の一代を叙し、最後にその舊著を訂正修補して別に朝鮮通史を著はしたるが、簡明にして整齊、現存の邦文朝鮮歴史の白眉と稱すべきものなり」（ゴシック体：權）と、そして「余は君と同じく古典科に學びしが、學術文章固より君に及ばず。且つ君より弱きこと十余年なれど、常に忘年の交を辱くしたり」とある。滝川の序文には「…余は此に唯その編纂著述の梗概を言はんとす。／第一は朝鮮史の研究なり。博士が山口に赴任せしき、研鑽に熱心なる浩卿は徒に歲月を経過せざるべしとは吾儕同窓の期待せし所なりき。その後數年ならずして朝鮮史（明治二十五年刊）の著ありついで續稿として朝鮮近世史（明治三十四年刊）世に出づ。朝鮮通史（大正元年刊）は二書を筆削補修せしなり。博士自らこの書に叙して曰く、『本邦近時に於ける朝鮮史研究の率先たる事は余の自ら信ずる所なり』と、此れ何事にも謙讓なる博士の自白なり。／第二は日本經解の蒐集なり。我が邦の經解は端を藤原佐世の孝經集解に發し、歷代の儒官研鑽甚だ努む。徳川氏の世に至り、仁齋徂徠の二公出で、各自獨得の見解あり。門下雲の如く、崑陽の七經孟子考文、春臺の詩書古傳は清の阮葵臺の十三經校勘記、詩書古訓の先鞭たり。その後履軒昭陽錦城南陽漁村息軒の諸氏益々發明する所あり、その新解卓見往々乾嘉

諸儒の上に出づ。而してこれ等の著作は間々寫本のみにて傳はり、未だ世に公にせられざるものあり。博士深く之を慨し、蒐集多年その珍奇の書は手自ら謄寫存録し、命じて日本經解といへり。博士没後、遺族之れを東京高等師範學校に寄付せりといふ。／第三は諸子考の編纂なり。周末以來勃興せり儒道楊墨名法兵農陰陽縱横の諸家所謂九流百家の書は、その議論の博宏なる、その文字の雄偉なる、大に研鑽すべき價値あるのみならず、精理名言往々六經を輔翼するに足るものあり。經史の二部につきては朱彝尊に經義考あり、謝啟昆に小學考あり、劉知幾に史通あり、章宗源に隋書經籍志考證あり。その他趙翼の割記、王鳴盛の商榷、錢大昕の考異等詳略同じからずと雖、資益する所極めて多し。獨り諸子の一部に至りては之れに類する著作あるを聞かず。博士は其の缺陷を補はんと欲し、經義考の體裁に倣ひて諸子考を編纂す。余未だ之を見るの機會を得ざりしも、その草稿は今尚ほ林家に保存せざるなるべし。／第四は唐虞三代文獻考の著作なり。博士常に謂へらく、支那の文物思想を研究するには先づ諸を唐虞三代の文獻に徵せざるべからず、唐虞三代の文獻を徵するには經史子集の文書、龜甲獸骨、金石鼎彝の器物はいふに及ばず、徧く禹域を探討してその資材を求めざるべからずと、此に於てか同臭味の人を会合して此れ等の講習研究に從事せり。研經會といひ、吉金文會といひ、商周遺文會といふもの皆是なり。遂に頽老羸弱の身を以て遠く海に涉り、彼の土の古都舊蹟は概ね跋履せざるはなし。而してその研究の一部の世に公にせられたるものを「周公と其時代」とす。天怒めて斯の老を遺さず、唐虞三代文獻考の大著作は遂に之れを完全するに至らず此の世を去りしは斯の文衰頽の今日、誠に悼惜すべきなり。博士の事につきて更に言ふべきはその讀書法なり。博士が大學漢書科に入りしは明治十六年九月なり。余も亦幸にその後に列し、共に一橋寄宿舍第八號室に書籍机案と頓住せり。年齒余より長ずること八九歳、その教室に出でて書を講ずるを聞くに、音吐朗朗解釋明晰、遙に等儕に超越し、既に大家の規模を具せり。如何なる多忙多事の時と雖學課の予習を怠らず。試験前復習の時に至れば教科書を取りて卷初より卷末に至るまで悉く之れを読み、一字一句も省略せず、尚ほ時日あれば再三之れを反覆すること初の如し。その己の爲にして人の爲にせず、學問の爲にして試験の爲にせざる忠誠篤實の讀書法は博士の博士たる所以にして、今の所謂試験勉強を爲し、一時を糊塗して及第をもの目的とする子弟の鑑戒と爲すべきなり。…」とある。

25 1冊（第1・2卷）最後にある「附言」に「本書第二卷ハ本年春季に發児すべき筈なりしか著者不幸にして不得已の事故に遭遇し遂に遷延今日に至りたるハ偏に讀者諸君に向て謝する所なり依て第三卷以下ハ續々發児して讀者諸君の厚意に酬ひんと欲す諸君若し之を諒せられなは幸甚し／明治二十二年十月 著者識す」とあり、奥付には「明治廿二年十月廿五日印刷、同年十一月十四日出版」「發行兼印刷者：林縫之助」とある。2冊（第3・4卷）の奥付には「明治二十三年十月五日印刷、同二十三年十月十一日出版」「発行者：吉川半吉、印刷者：小林真太郎（秀英舎）」とあり、3冊（第5・6卷）には奥付がない。

26 以下、参考のため序の全文を引用しておく。「自西洋之交際開本邦、百般事物莫不爲生變化、有變化而善者、有變化而不善者、若史亦其一、而善變与不善變存乎、著者其人焉、以和漢之史比西洋之史、西洋之史素多優處而和漢之史未可謂全劣、善讀東西之史、平心以比較其優劣、然復取其優處而舍其劣處、是可謂善變者、近年學校課業書之出於世者、日月滋繁、如歴史大抵主簡略、不曰何ゝ史略、則曰何ゝ史要、僅ゝ二三冊書、雖未足以史論、亦不可謂非史、其書率變東洋之史體而倣西洋之史體、比之舊時之史、或有所長、亦不可謂無所短少、友市郷圭卿・瀧川子信、著支那史六卷、其意蓋在充中學課業之用、余當謂支那之史說之易略述之難、如曾子十八史略ゝ述中之最略者、今以課業有一定之期、欲著更略於十八史略者、可謂難矣、於其最略史之中、欲變東洋之古體、採西洋之新體、可謂難中之難矣、苟欲略其文而不漏其事、變其體而擇其優者、非良史之才、不能也、世之教育者、宜以此書施諸兒童之課業、以驗二子果有良史之才與否也。／明治廿一年九月／東洋學會ゝ長西郷茂樹撰」（句読点：權）

27 「東國通鑑外紀、東方初無君長、有神降檀木下、國人立爲君、是爲檀君、國號朝鮮。是唐堯戊辰歲也。初都平壤、後徙都白岳。至商武丁八年乙未、入河斯達山爲神。／臣等按、古紀曰、檀君與堯並立於戊辰、歷虞夏、至商武丁八年乙未、入阿斯達山爲神、享壽千四十八年、云云。前輩以謂、其曰千四十八年者、乃檀氏傳世歷年之數、非檀君之壽也。此說有理、云云。／日本春秋曰、東國通鑑所稱東方神降檀樹下、是謂檀君。治世三千年、政衰、殷箕代王於朝鮮、云云。伊檀君曾（イタリ）、彼所稱檀君、是也。此土稱曰、新羅明神。又曰韓神。／按ニ」（/=改行：權）の後、この引用文が続く。

28 「東國史略青川柳希齡編註、檀君、姓桓氏、名王儉。東方初無君長、有神人桓因之子桓雄、率徒三千、降于太伯山在平安道寧邊府。今妙香山、神檀樹下、謂之神市在

- 世理。化生子、號曰檀君。唐戊辰帝堯二十五載 即位、始稱朝鮮、都平壤今平壤府、移都白嶽在文化縣。○娶非西岬河伯之女、生子、曰扶婁。○丁巳夏禹元年、禹南巡狩、會諸侯于塗山、遣扶婁、朝焉。○築壘城壇于海島中、以祭天。又命三子、築城今俱在江華府。○薨、葬于松壤在江東縣。後嗣避箕子來封、移都於藏唐京在文化縣、傳世凡一千五百年。／此傳記ハ、東國通鑑・朝鮮史略等ニ比スレバ、詳細ニシテ見ルベキ所アリ。仍テ之ヲ再論ス。」に続き、引用文がある。
- 29 「凡例」に「本居内遠先生、嘗テ古事記年立ヲ著シテ、古事記ノ年紀ヲ委ク辨セラテタリ。近來之ヲ見テ益ヲ得ル少カラズ。我説ト合不合アリト雖、古事記ノ年紀ヲ論シタル書ハ、未ダ他ニアルヲ聞カズ。先生ノ功、實ニ大ナルト云ベシ。仍テ茲ニ一言ス」という前書きがある。
- 30 子安宜邦『江戸思想史講義』岩波書店、1998。注7をも参照。
- 31 追加の「韓史ヲ取テ古史ヲ補フ論」には、「韓史ヲ取テ古史ヲ補フニ至テハ、世人ノ議論モアル由ナレトモ、其論ハ偏頗ニシテ取ルニ足ラザルモノト信ズル也。如何トナレバ、古代百濟新羅ハ、我ガ附庸ニシテ、任那ニ日本府ヲ置キ之ヲ統轄セシハ明瞭ナレバ、現今コソ外國ナレ、古代ニ於テハ外國ノ稱ヲ以テスベカラザルナリ。故ニ日本紀編纂ノ時ニ當レ、百濟記百濟新撰等ヲ以テ、之ガ参考ニ備ヘ、時ニ或ハ此等ノ書ヲ取テ文ヲ作セリト思ハルゝモナキニアラズ。我附庸國ノ史ヲ取ラレタルハ、全ク國造記・風土記・百家ノ書ヲ諸國ニ徵収シテ、日本紀ヲ編纂セルト同一ニシテ、徒ニ朝廷ノ記録ノミニヨラザルハ、古人ノ公平無私ナル修史ノ術ニシテ、感佩ニ堪ヘザルナリ。タトヒ外國ノ書タリトモ、我史ノ缺ヲ補フアレバ、参考ニ備ヘテ可ナリ。唯我史ノミニ徵證ヲ取ラムトスルハ、功力甚薄シ。如何トナレバ自國ノ美ヲ擧ゲ他國ニ誇ラムトスルハ人ノ常情ニシテ美ヲ美ンレトモ他國人ヨリ之ヲ見レバ信用甚タ薄キモノナレバナリ。今又彼我ノ古史ヲ見ルニ互ニ得失アリ我ニ缺アルハ彼ヲ以テ補ヒ彼ニ缺アルハ我ヲ以テ補ハヤ両ナガラ其完全ヲ得ベキガ如シ。」とある。
- 32 このほかに参考までに、「田道間守脱解瓠公ノ論」における「三國史記（新羅本紀）始祖姓朴氏、諱赫居世、…辰人謂瓠爲朴、以初大卵如瓠、故以朴爲姓、居西于辰言王（或云呼貴人之稱）…」に対する解釈を引用しておく。「朴氏ノト次ニ云ヘリ。赫居世ハ、朴氏ニシテ、天ヨリ意呂山（蔚山）ニ降ル所ノ天神ノ裔ナリ（筑前風土記ニ由テ云フ）。姓氏錄ニ、天御中主命十一世孫天御梓命トアリ、是レ、梓（ホコ）氏ノ元祖ナルベシ。朱蒙曰、我、天帝子、河伯外甥トアリ、天帝ハ御中主命ヲ指セリ。續紀曰、天帝授籙、惣諸韓而稱王トアレハ、三韓皆同祖ナルベシ。韓ハ、三韓ノ惣稱ニシテ、新羅即辰韓ナリ。新・辰、音通ズ。辰韓六部ハ、新羅中ノ六部ナルベシ。朝鮮箕子ノ徒、此六部ヲ領シテ辰韓六部ト云ヒシナルベシ。其六部ノ高墟村長蘇伐公、朴氏ノ裔ヲ養テ子トス。之ヲ後、赫居世ト云フ。瓠ハ邦音子（コ）ナリ、其子兒ノ姓ヲ朴ト云ノ義ナルベシ。新羅、此時未ダ漢字アラズ、昔脱解及瓠ノ類、字義ヲ以テ解スルハ、後人ノ附會ナリ。又奇怪ニ亘ルノ説ハ、惣テ古代ノ小説ノ歴史ニ混スルモノナルベシ。以下之ニ準ヘ。」
- 33 『東国史略』は、朴祥撰のものと柳希齡撰のものが日本に流通していたようである。両方とも、檀君から高麗滅亡まで記述しているが、朴祥撰は三国を一つにまとめて記述しているのに対して、柳希齡撰は三国を高句麗古墳・新羅の順に分けて記述している違いがある。朴祥撰のものが『朝鮮史略』（昌平坂学問所本）という書名にて流布してもいて、その底本は、『四部叢刊続編三編』収録『朝鮮史略』であるという。桜沢亞伊「『東国史略』の諸本について」（『資料研究』3号、2006）を参照。
- 34 標題紙には、真ん中に書名「日韓古史断 全」を挿んで、つぎのような文がはめ込まれている。この広告宣伝から当時の雰囲気をうかがうことができる。
 「吉田東伍著○亞細亞東方の古史、引幕切て落されたり！ 陸に寄り嶋に居る海山幾多の古國、波に揺られ風にもまれて起きころぶ當年の世界、躍如として現に来る ○何を以て之を言ふ？ 曰く本書は内外の史書、舊新のもの博く采りて参照せざるなれば也、關係の緊密、對比の切實、之を古今に求めて足りるを知らざれば也、其宇宙開拓の原野は「大日本史流」の局促に似ざれば也○故に其題案する所廣く、廣きが故に創見情察自然に生ず、未發の物出て、未詳の跡あらはれ、從來疑惑の聚まる所亦以て解くを得んとす／日韓古史断 全／○其古代紀年の差謬を考定して、黃唐漫々の陋を去り、筑紫韓國の地形を論證して、指點歴々の明を致し、○國勢世運の變轉を判し、種國部族の盛衰を相するに、鐵案斷々の聞きを持する等、必定歴史海近時稀有的一大新潮を漲らすべき者？ 彼舊史の假形偽態、亂擊打破して惜む所なくも、而も破壞に止まらず、古人の精神骨髓、復歸再造して悉く之を收む ○但し是等驚動の處、人各意思あり之を見て惡魔の業となるにや、はた眞忠の功に擬するにや？ 本書の最大疑問、人の定め、天の定め！！ 富山房發児」
- 35 「東洋哲学」の生みの親である井上哲次郎は、1891年9月20日に行った史学会での講演「東洋史學の價

値」で「西洋の學者が日本、支那等に來て、動物學、植物學、地質學、氣象學等の事に就ては、非常に有益の探究をなしました。例令へバシーボルト、トンベルヒ、ライン、リヒトホーヘン、マルテンス、など種々の學者が來て、理學上の穿鑿を遂げて、歐羅巴へ歸つて書を著はしました。然云ふコトは眼に見ゆる事で、…所が東洋の史學となると、中々然うは往きませぬ。鳥渡眼で視るコトが出來ぬ。自分が研究するには、先づ東洋の文字を修めなければならぬ。然るに東洋の文字は極めて困難のもので、西洋人の眼から視ますと、錯雜極つたものと見江る。尤も日本の文體ハ、支那の文體より錯雜して居る。字の形にしても一定して居りませぬ。或ハ平假名あり、片假名あり、漢文字あり、文體にしても和文體、漢文體、日誌體など種々錯雜して居るから、歐羅巴人が容易に東洋の歴史を通覽するコトが出來ぬのであります。…故に東洋の史學を起すのは大切でありますが、唯今申す如く歐羅巴人は十分に力を盡すコトが出來ぬから、能く之を研究するは東洋人の義務です。殊に日本人が仕なければなりませぬ。」（『史學會雑誌』24）といひ、「東洋の學問と申しても廣ゐが其中で最も價値のあるのは史學であります。何故ならば東洋の學問で何が著しいものかと云ふと、歴史とか詩文とか、それから種々なる宗教即ち儒教とか佛教とか道教とか神道とか…併ながら支那の醫學とか藥學のと云ふやうなものハ到底今日に於てハ是を一箇の學術として見るときハ、價値がありませぬ。西洋學術世界に於ては其價値を認識しませぬ。支那の生理學とか製藥學と言へば今日誰も顧る者が無いです。…併ながら此等支那の學科と雖も、歴史上の事實として見るときハ多少價値があります。…學術の歴史として、相當の値を持て居るので、西洋にも醫學の歴史とか天文學の歴史とか數學の歴史もありますが、其中支那及び印度の事も往々書てあります。印度の方ハまだ宜敷ゐが支那の方は十分に穿鑿するコトが出來ませぬから、他に較べて割合に僅かに書てあつて、不十分の事が多いので日本の事は尚更不充分です。…其點から考へても東洋の學者が支那日本の數學の發達、天文學の發達又醫學其他諸學科の發達の歴史を充分に明かに書て之を歐羅巴人に示すハ、決して無用の業でハありませぬ。此業ハ矢張り歴史上の事實としての價値でありますから、寧ろ之は史學の方で隸屬して見るが當然です。…歴史と申しても一般的の歴史のみでハありませぬ。廣く史學を指すので文學・宗教・美術・法制・然云ふ歴史を悉く東洋人が自から任して研究しなければならぬ。…日本人が自から進むて此の衝に當らんければならぬ。支那人が

手を出し初めぬ中にやらんければならぬ。諸君が是れから東洋の學問上に於て大事業を成さむと云ふには其の爲すべき區域は實に廣大であります。朝鮮などのコトは日本の事よりも知れて居りませぬ。朝鮮の歴史を蒐め往昔のコトから現今の事まで悉しく探求し又日本の書物上に散見するコトをも参考して一部の朝鮮歴史を書て歐羅巴人に知らしむるのは實に日本人の力であります。」（同25）と言っている。なお、教科としての「東洋史」は1894年、那珂通世の提唱によって、高等師範学校において「本邦歴史・西洋歴史・東洋歴史」と細分されて始まる。

36 林の『朝鮮史』は『朝鮮近世史』出版の際に再版されただけであり、所蔵する図書館も多くない反面、『朝鮮通史』は再版もされ、今も古書市場に出回っているほど、初版以来多くの人々に読まれていたことがわかる。『朝鮮史』にみられる林の「朝鮮史像」に触れる機会は、その分、少なく難しくなっていたのである。なお、陳清泉訳『朝鮮通史』（台湾商務印書館、1971）があることもつけ加えておく。

《附表1》『朝鮮史』目次

* () 内数は各章の頁数

序 (9)	明治壬辰天長節後三日文學博士川田剛撰
朝鮮史序 (3)	明治二十五年八月 北総 林泰輔
凡例 (3)	(朝鮮國全圖 第一圖)
卷之一目録 (2)	
第一篇 総説	
第一章 地理 (7)	(物産略表)
第二章 人種 (4)	
第三章 歴代沿革ノ概略及ビ政體 (5)	
歴代一覧 (新羅・高句麗・百濟・高麗・朝鮮) (18)	
歴代王都表 (朝鮮・高句麗・百濟・新羅・高麗・朝鮮) (4)	
第二篇 太古史	
第一章 開國ノ起原 (2)	
第二章 箕氏ノ東來及ビ衰替 (4)	
第三章 衛氏ノ興亡及ビ郡縣 (5)	
第四章 三韓ノ建國 (5) (太古地圖 第二圖)	
第五章 政治及ビ風俗 (16)	(卷之一終) [卷一]
第三篇 上古史	
卷之二目録 (1)	
第一章 三國ノ分立 (11)	
第二章 三國ノ中世 (6)	
第三章 三國ノ争亂及ビ新羅ノ隆興 (7)	
第四章 隋唐ノ來侵 (6)	
第五章 百濟高句麗ノ滅亡 (6) 三國殺君表・高句麗王世系・百濟王世系 (4)	
第六章 駕洛任那及ビ耽羅 (12) 駕洛王世系 (1)	
第七章 支那及ビ日本ノ關係 (15) (三國地圖 第三圖)	
第八章 新羅ノ統一 (7) 九州郡縣表 (1)	
第九章 新羅ノ衰亡 (10) 新羅王世系 (4)	
第十章 泰封及ビ後百濟 (6)	
第十一章 渤海 (6) 渤海王世系・渤海府州表 (2)、(新羅渤海圖 第四圖)	[卷二]
第十二章 制度 (21) 新羅官制表 (2)、新羅軍號表 (1)、百濟聖明王第三子琳聖劍表裏四分ノ一 (周防國吉敷郡御塙村興隆寺所藏)	
第十三章 教法文學及ビ技藝 (26) 百濟阿佐太子所畫聖德太子像、新羅墨圖新羅武家上墨 (奈良正倉院藏)	
第十四章 産業 (5)	
第十五章 風俗 (23) 百濟國琳聖冠第一圖側面・第二圖背面 (周防國吉敷郡御塙村興隆寺所藏)	(卷之二終) [卷三]
第四篇 中古史	
卷ノ三目録 (2)	
第一章 高麗太祖ノ創業及ビ成宗ノ治 (6)	
第二章 康兆ノ亂及ビ契丹ノ關係 (9)	
第三章 女眞ノ役 (6)	
第四章 李資謙及ビ妙清ノ變 (7)	
第五章 鄭李ノ兇逆 (8)	
第六章 崔氏ノ專横 (10)	
第七章 蒙古ノ入寇及ビ日本ノ役 (8)	
第八章 元室ノ專制 (12)	
第九章 辛氏ノ兇逆及ビ繼位 (7)	
第十章 北元及ビ明ノ關係 (6)	
第十一章 倭寇 (5) 倭寇表 (7)	
第十二章 高麗ノ滅亡 (4) 高麗王世表 (2) (高麗地圖 第五圖)	[卷四]
第十三章 制度 (47) 文宗官制表 (1)、官制沿革略表 (2)、官階沿革表 (3)、十道十二州 (2)、二軍六衛表 (1)、十二律 唐律对照 (2)、田紫科沿革表 (3)・公蔭田紫表 (2)・公廨田紫科表 (2)、學式 (2)	
第十四章 教法 (8) 佛像圖 (對馬國) (1)	
第十五章 文學及ビ技藝 (14)	
第十六章 産業 (8) 物價表・錢之圖 (2)	
第十七章 風俗 (28)	(卷之三終) [卷五]

《附表2》 倭寇表

	京畿	忠清	全羅	慶尚	江原	感鏡	平安	黃海
忠定 二			順天、又、長興、	固城、竹林、許濟、合浦、固城、會原、東萊、				
同 三	紫燕島、三木島、南陽、雙阜、		南海、					
恭愍 元	窄梁、安興、長岩、喬桐、巴音島、		茅頭梁、萬德社、全羅道、	合浦、	江陵道、			
同 三			全羅道、					
同 四			全羅道、					
同 六	喬桐、昇天、喬桐、							
同 七	窄梁、龍城、喬桐、花之梁、仁州、	韓州、鎮城倉、沔州、	黔毛浦、					
同 八	禮成江、		海南、					瓮津、
同 九	龍城、江華、喬桐、	平澤、牙州、	會尾、沃溝、	泗州角山、				
同 十				南海、固城、蔚州、巨濟、東萊、蔚州、梁州、金海、泗州、密城、				
同 十一				晋州、丘陽、				
同 十二	守安、							
同 十三	窄梁、海豐、阻江、			河東、固城、泗州、金海、密城、梁州、				
同 十四	喬桐、江華、喬桐、江華、東西江、							
同 十五	深嶽、喬桐、陽川、							
同 十六	江華、							
同 十八		寧州、溫水、沔州、禮山、						
同 十九			內浦、				宣州、	
同 二十	禮成江、						海州、鳳州、	
同 廿一	陽川、	洪州、楊廣道、	順天、長康、耽津、道康、	盈德、	江陵、鎮溟倉、	德原、安邊、咸州、安邊、咸州、北青、		白州
同 廿二	陽川、江華、漢陽、喬桐、			龜山、河東、				海州
同 廿三	紫燕島、			慶尚道、合浦、慶州、蔚州、密城、	江陵、三陟、襄州、淮陽、			安州、又、又、
辛禡 元	德積島、紫燕島、	慶陽、寧州、木州、端州、結城、	樂安、寶城、	密城、金海、				
同 二	江華	林州、扶餘、公州、石城、鴻山、韓州、鎮浦、	全羅道、榮山、羅州、朗山、豐堤、古阜、泰山、興德、泰安、仁義、金堤、長城、全州、臨陂、扶寧、	固城、晉州、溟珍、咸安、東萊、梁州、彥陽、機張、固城、永善、晉州、班城、蔚州、會原、義昌、密城、東萊、合浦、梁州、蔚州、義昌、會原、咸安、鎮海、固城、班城、東平、東萊、機張、				
同 三	窄梁、江華、西江、安城、南陽、安城、宗德、江華、水原、江華、守安、童城、通津、	慶陽、平澤、餘美、洪州、溫水、韓州、寧州、牙州、慶陽、定山、扶餘、鴻山、平澤、又、德豐、合德、	順天、樂安、長澤、濟州、靈光、長沙、牟平、咸豐、咸悅、	會原、蔚州、雞林、蔚州、梁州、密城、彥陽、密城、靈山、密城、岳陽、東萊、金海、義昌、			安州、咸從、三和、江西、	信州、瓮津、文化、永康、長淵、豐州、安岳、豐州、信州、文化、鳳州、安岳、海州、又、平州、

	京畿	忠清	全羅	慶尚	江原	感鏡	平安	黃海
同 四	安山、仁州、富平、衿州、富平、南陽、水原宗德、昇天、水原、龍駒、永新、衿州、陽川、	泰安、林州、韓州、德豐、合德、西州、庇仁、清州、西州木州、寧州、溫水、牙州、端州、連山、尼山、公州、沃州、懷德、青山、林州、	長興、益州、全州、靈光、珍同、全州、潭陽、益州、	河東、晋州、			鐵州、	延安、又、海州、
同 五	安山	餘美、	順天、兆陽、珍原、道康、谷城、南原、順天、樂安、	合浦、晋州、蔚州、雞林、清道、密城、慈仁、彦陽、機張、彥陽、班城、丹溪、居昌、治爐、嘉樹、山陰、	江陵道、武陵島、		龍州、義州、隨州、郭州。	延安、豐川、信州、
同 六		結城、洪城、西州、扶餘、定山、儒城、雞籠山、青陽、新豐、鴻山、沃州、公州、鎮浦、利山、永同、	寶城、富有、順天、光州、綏城、和順、井邑、雲梯、高山、錦州、悅、豐堤、黃潤、禦侮、中牟、雲峯、	永善、化寧、功城、青利、尚州、善州、京山、咸陽、金海、				
同 七		庇仁、端州、保寧、	潘南、	寧海、松生、寧海、盈海、寧海、永州、金海、寧海、梁州、彥陽、金海、固城、永州、臨河、保寧、密城	江陵道、蔚珍、三陟、平海、蔚珍、			
同 八		林州、又、扶餘、石城、丹陽、永春、鎮浦、	南原、	禮安、榮州、順興、甫州、安東、慶山、大丘、花園、雞林、通溝、	平海、三陟、蔚珍、羽溪、寧越、淮陽、			
同 九	加平、	丹陽、堤川、槐州、沃州、報寧、清風、	居寧、長水、任實、	吉安、安康、杞溪、永州、新寧、長守、義興、義城、善州、比屋、義城、榮州、順興、大丘、京山、善州、仁同、知禮、金山、	酒泉、平昌、橫川、春陽、寧越、旌善、江陵、金化、淮陽、平康、洪川、狼川、楊口、春州、歙谷、清平山、洞山、	安邊		
同 十	水原、德積島、	鎮浦、永同、銀山所、永同、青山、安邑、	求禮、朱溪、茂豐、安城所、所川驛、同福、	梁山、清河、咸陽、				芦島、館梁、長淵、
同 十一					交州道、襄州、平海、	端川、咸州、洪原、北青、哈蘭北、		皮串、麒麟島、永康、
同 十三	江華、	林州、韓州、西州、鴻山、	光州、井邑、					
同 十四		鎮浦、楊廣道四十餘郡、連山、清州、儒城、鎮岑、沃州、黃潤、永同、	全羅道、全州、金堤、万項、仁義、光州、樂安、高興、豐安、求禮、南原、	慶尚道、巨濟、晉州、				椒島
恭讓 元		都屯串	求禮、	咸陽、				
同 二	陰竹、安城、竹州	陰城、槐州、	全羅道					
同 三	南陽							

*原注：「高麗史ニアリテ通鑑ニナキハ右傍ニヲ加ヘ、通鑑ニアリテ高麗史ニナキハニヲ加フ。」

(傍線を下線に改めた：権)

《附表3》 『近世朝鮮史』と『朝鮮通史』目次・頭書対照表

* () 内数は各章の頁数

『近世朝鮮史』明治39年（本文384頁）	『朝鮮通史』大正元年（本文608頁）
	自序(4)
目次(4)	目次(6)
緒言(3)	緒言(4)
	朝鮮の国名、箕氏衛氏、馬韓辰韓弁韓、高句麗新羅百濟、高麗、李氏朝鮮、面積及び人口、正紀前紀
	前紀 古朝鮮三國高麗時代
第一章 李朝以前の概勢(28)	第一章 古朝鮮の開発(8)
第一節 歴代の沿革	第一節 箕氏衛氏の興亡
箕子、上代の境域、衛氏	檀君、箕子の東來、箕否秦に服属す、箕氏朝鮮亡ぶ、衛滿王となる、衛氏亡ぶ
	第二節 漢魏の郡縣及び三韓
三韓	漢武帝四郡を置く、昭帝四郡を併せて二郡とす、帶方郡を置く、高句麗濱貊東北沃沮等の部落あり、三韓、馬韓、辰韓、弁韓、三韓と我邦との關係
	第二章 三國の分立及び統一(38)
	第一節 三國の分立及び争亂
高句麗新羅百濟、三韓と朝鮮との合一	三國の位置、新羅始祖朴赫居世立つ、昔脱解立つ、國號を雞林と改む、金昧鄒立つ、新羅建國の年代、高句麗始祖鄒牟立つ、高句麗都を國內城に徙す、王莽高句麗を侵す、都を丸都に徙す、吳孫權使を遣す、(魏毌丘儉の碑)、魏毌丘儉來り侵す、鮮卑慕容廆來り侵す、百濟始祖溫祚立つ、馬韓を滅す、駕洛、任那、慕容皝高句麗を伐つ、高句麗王始めて支那の封冊を受く、高句麗始めて百濟を侵す、高句麗佛教傳來の始、百濟始めて使を晋に遣す、百濟佛教傳來の始、百濟日本に服属す、高句麗後魏と和親を修む、神功皇后新羅を討つ、(廣開土王の碑)、新羅任那を滅す、高句麗百濟を攻む、百濟都を津津に徙す
	第二節 隋唐の來寇
	隋文帝高句麗を伐つ、隋煬帝高句麗を伐つ、隋軍潰走す、煬帝再び高句麗を攻む、唐太宗高句麗を伐つ、太宗師を班す、唐高宗百濟を伐つ、百濟亡ぶ、百濟福信等兵を起す、百濟人日本に歸化す、高句麗王唐に降り高句麗亡ぶ
	第三節 新羅の統一及び衰亡
	新羅國號を定む、官制を定め年號を稱す、佛教の隆興、女子王統を嗣ぐ、武烈王、文武王、金庾信、新羅百濟の故地を取る、新羅と日本との關係、渤海起る、瞻星臺、吏道、九州を定め官號を改む、王を弑して自立するもの多し、新羅益衰ふ、甄萱自立て倭百濟と稱す、弓裔王と稱し泰封と號す、王建、甄萱景哀王を弑し敬順王を立つ、敬順王高麗に降り新羅亡ぶ、新羅の世を分ちて三代とす
	第三章 高麗の興亡(88)
	第一節 高麗の創業及び守成
高麗、事大心は高麗つ時に胚胎す	王建位に即き國を高麗と號す、新羅後百濟皆降る、政誠、百僚を誠むる書、訓要、道詵、契丹起る、契丹渤海を滅す、王

	室未だ鞏固ならず、成宗官制を定む、成宗意を風教に留む、崔承老の上疏
	第二節 契丹及び女眞の役
	契丹來寇す、契丹の正朔の奉じ宋と交を絶つ、太后政を攝す、康兆穆宗を弑す、契丹康兆の罪を問ふ、憲宗南幸す、宋の年號を行ふ、契丹入寇す、契丹の正朔を奉ず、北境の關防を置く、文宗心を政治に用ふ、文運漸く進歩す、契丹國號を遼と改む、高麗遼の封冊を受く、東女眞、西女眞、尹瓘等女眞を伐つ、北界の九城を築く、九城を女眞に還す、女眞阿骨打立つ、女眞國號を金と改む、宋と金と約し遼を滅す、宋と金とに臣事す
	第三節 権臣及び武人の專横
	仁宗立つ、李資謙權威を震ふ、李資謙を流す、毅宗立つ、鄭襲明死す、毅宗奢侈を尚ぶ、鄭仲夫等亂を作す、鄭仲夫毅宗を放ち明宗を立つ、金甫當兵を起す、李義収毅宗を弑す、文教衰頽す、趙位寵兵を起す、趙位寵を斬る、鄭仲夫を殺す、崔忠獻李義収を弑す、崔忠獻明宗を幽し神宗を立つ、都房、恩門相國、崔忠獻神宗を廢し康宗及高宗を立つ、崔忠獻四王を立て二王を廢す、都を江華に還る、崔氏國を擅にすること四世六十餘年、元宗立つ、金仁俊を殺す、朴衍の廢立、都を舊京に復す、三別抄
	第四節 蒙古及び日本の關係
	蒙古成吉思汗帝位に即く、契丹の餘黨来寇す、蒲鮮萬奴東眞と號す、蒙古重幣を徵す、蒙古太宗立つ、蒙古來り侵す、蒙古雙城總管府を置く、蒙古忽必烈立つ、蒙古使を日本に遣す、東寧府、蒙古都を燕京に定め國を元と號す、蒙古高麗の軍日本を侵す、忠烈王立つ、征東行中書省、蒙古高麗再び日本に寇し敗績す、蒙古哈丹侵入す、元世祖崩す、忠烈王父子乖離す、征東行省、忠宣王立つ、忠宣王位を忠肅王に傳ふ、忠宣王萬卷堂を燕邸に構ふ、宋儒性理の説始めて行はる、高麗王室の結婚、開剃辯髪して胡服を襲ふ、宦者を元に獻ず、忠宣王吐蕃に流さる、忠惠王立つ、忠惠王揭陽縣に流さる、恭愍王立つ、元衰ふ、婆娑府を破る、伊板嶺以南を復す、紅頭軍入寇す、恭愍王南幸す、鄭世雲等紅賊を平ぐ、金鏞を誅す、元衰へて關係漸く薄し、倭寇
第二節 高麗末の形勢	第五節 高麗の衰亡
恭愍王弑せらる、辛禡の來歴、高麗衰亡の一原因、禡の來歴に就ての一説、外國との關係、元衰へて明興る、金義明の使を殺す、北元に事へ其の冊封を受く、明に事ふ、歲貢、明の冊封を受く、鐵嶺以北境界の紛議、倭寇、藤原經光、霸家臺萬戸、都を遷すを議す、使を日本に遣す、鄭夢周、李成桂倭寇を荒山に破る、倭人咸鏡北道に入る、對馬を擊つ、倭寇を禦ぐ能はざる理由、内部の腐敗、辛禡の狂妄淫泆、李仁任池齋の專横、煙戸政、池李の隙、池齋を誅す、林堅味廉興邦を誅す、李仁任を流す、王室の孤立、財政の紊亂	恭愍王弑せらる、辛禡の來歴、辛禡立つ、辛禡の來歴に就ての一説、元衰へて明興る、北元、金義明の使を殺す、北元に事へ其の冊封を受く、明の年號を行ふ、歲貢、明の冊封を受く、鐵嶺以北境界の紛議、倭寇、藤原經光、崔萬戸、霸家臺萬戸、倭寇に對する方法、使を日本に遣す、鄭夢周、李成桂倭寇を荒山に破る、倭人咸鏡北道に入る、對馬を擊つ、倭寇を禦ぐ能はざる理由、内部の腐敗、辛禡の狂妄淫泆、李仁任池齋の專横、煙戸政、池李の隙、池齋を誅す、林堅味を誅す、林堅味廉興邦の專横、王室の孤立、財政の紊亂、李成桂遼東を攻め軍を回す、辛禡を廢す、辛昌立つ、辛昌を廢し恭讓王を立つ、三軍都總制府を立つ、鄭夢周を殺す、恭讓王を廢し高麗亡ぶ

正紀 李朝時代	
第二章 朝鮮太祖の創業(57)	第四章 朝鮮太祖の創業(71)
第一節 太祖の來歴及び性行 太祖生る、李氏興隆の始、桓祖咸州以北を收復す、太祖勇力あり、射術に長ず、文學に通ず、九族を敦睦す、風水祥瑞圖讖等の説を信ず	第一節 太祖の來歴及び性行 太祖生る、李氏興隆の始、桓祖咸州以北を收復す、太祖勇力あり、射術に長ず、文學に通ず、九族を敦睦す、風水祥瑞圖讖等の説を信ず
第二節 鴨綠の回軍 李成桂始めて東北面上万戸となる、東寧府を擊つ、倭寇を荒山に破る、安邊の策を献ず、倭寇を兎兒洞に破る、明鐵嶺衛を立つ、李成桂遼を攻るを諫む、曹敏修李成桂を遣して遼を攻む、左右軍鴨綠江を渡る、李成桂軍を回す、王業開創の基礎定る、崔瑩を除く、回軍の容易なる所以、南閭趙仁沃等成桂を推戴せんとす	第二節 鴨綠の回軍 李成桂始めて東北面上萬戸となる、東寧府を擊つ、倭寇を荒山に破る、安邊の策を献ず、倭寇を兎兒洞に破る、明鐵嶺衛を立つ、李成桂遼を攻るを諫む、曹敏修李成桂を遣して遼を攻む、左右軍鴨綠江を渡る、李成桂軍を回す、王業開創の基礎定る、崔瑩を除く、回軍の容易なる所以、南閭趙仁沃等成桂を推戴せんとす
第三節 回軍以後に於ける李黨の經營 辛氏王氏の廢位、尹紹宗廢立を勧む、辛禡を廢す、辛昌を立つ、文武の權李成桂の手に歸す、辛禡李成桂を害せんとす、辛昌を廢す、辛禡辛昌を殺す、大臣の誅竄、崔瑩、曹敏修、李穡、鄭夢周、金震陽等李成桂の羽翼を殺がんとす、鄭夢周を殺す、田制の改革、高麗の田制、田制の紊亂、趙浚田制改革を論ず、田制改革に對する贊否の趨勢、田制改革を遂行せし事情、李氏勢力の扶植、李成桂趙浚を擧ぐ、言論の職は李黨に歸す、八道の兵權李成桂に歸す、李成桂三軍都總制使となる、李黨彈劾せらる、鄭夢周を擊殺す、李氏の勢力内外に扶植す、閔開の上疏	第三節 李黨の經營 辛氏王氏の廢位、尹紹宗廢立を勧む、辛禡を廢す、辛昌を立つ、文武の權李成桂の手に歸す、辛禡李成桂を害せんとす、辛昌を廢す、恭讓王を立つ、辛禡辛昌を殺す、大臣の誅竄、崔瑩、曹敏修、李穡、鄭夢周、金震陽等李成桂の羽翼を殺さんとす、鄭夢周を殺す、田制の改革、高麗の田制、田制の紊亂、趙浚田制改革を論ず、田制改革に對する贊否の趨勢、田制改革を遂行せし事情、李氏勢力の扶植、李成桂趙浚を擧ぐ、言論の職は李黨に歸す、八道の兵權李成桂に歸す、李黨排斥せらる、李成桂三軍都總制使となる、李黨彈劾せらる、鄭夢周を擊殺す、李氏の勢力内外に扶植す、閔開の上疏
第四節 太祖の即位及び其諸政 恭讓王李成桂の第に幸す、恭讓王を廢す、李成桂王位に即く、趙浚を都統使とす、太祖即位の情状、國號を朝鮮と改む、宗系の辨訛、明朝鮮を責む、權近明に使す、事大主義、内治を整ふ、遷都、漢陽の來歴及び選定、新宮成る、都を開城に遷す、高麗王氏の處置、王氏を海に沈む、王氏待遇の刻薄、高麗の遺臣、李穡、李穡害に遇ふ、季種學、吉再、元天錫、趙狷、南乙珍、不朝峴社門洞、忠節の士輩出の理由	第四節 太祖の即位及び其諸政 恭讓王李成桂の第に幸す、恭讓王を廢す、李成桂王位に即く、趙浚を都統使とす、太祖即位の情状、回軍以後明との關係、明の承認を求む、國號を朝鮮と改む、宗系の辨訛、明朝鮮を責む、權近明に使す、事大主義、内治を整ふ、遷都、漢陽の來歴及び選定、新宮成る、都を開城に遷す、高麗王氏の處置、王氏を海に沈む、王氏待遇の刻薄、高麗の遺臣、李穡、李穡害に遇ふ、李種學、李崇仁、吉再、元天錫、趙狷、南乙珍、不朝峴社門洞、忠節の士輩出の理由
第五節 王位繼承の紛争 芳碩を世子とす、鄭道博諸王子を去らんとす、鄭道傳南閭を斬る、芳蕃芳碩を殺す、太祖位を定宗に傳ふ、私兵を罷む、朴苞亂をなす、芳幹を配し朴苞を誅す、芳遠を世子とす、定宗位を太宗に傳ふ、太祖咸興に奔す、太祖都に還る、太祖薨す	第五節 王位繼承の紛争 芳碩を世子とす、鄭道傳諸王子を去らんとす、鄭道傳南閭を斬る、芳蕃芳碩を殺す、太祖位を定宗に傳ふ、私兵を罷む、朴苞亂をなす、芳幹を配し朴苞を誅す、芳遠を世子とす、定宗位を太宗に傳ふ、太祖咸興に奔す、太祖都に還る、太祖薨す
第三章 太宗世宗の治績(20)	第五章 太宗世宗の治績(27)
第一節 太宗の繼述 太宗の政治、都を漢陽に遷す、外戚封君の制を罷む、敦寧府を設く、四學を設く、活字印刷、鑄字所を置き活字を作らしむ、活字版事業の隣邦との比較、圖讖の妄誕を斥く、再嫁の女の子孫は仕版に上るを禁ず、庶孽の子孫の正職に叙するを禁ず、世子禪を廢す、太宗位を世宗に傳ふ、太宗朴習沈澑を殺す	第一節 太宗の繼述 太宗の政治、都を漢陽に遷す、外戚封君の制を罷む、敦寧府を設く、四學を設く、活字印刷、鑄字所を置き活字を作らしむ、活字版事業の隣邦との比較、圖讖の妄誕を斥く、再嫁の女の子孫は仕版に上るを禁ず、庶孽の子孫の正職に叙するを禁ず、世子禪を廢す、太宗位を世宗に傳ふ、太宗朴習沈澑を殺す

第二節 世宗の文治	第二節 世宗の文治
集賢殿を置く、宗學を設く、書籍の編纂、孝行錄、農事直説、五禮儀、三綱行實、資治通鑑訓義、治平要覽、龍飛御天歌、高麗史歴代兵要、樂律曆象、大小簡儀渾儀等を作る、欽敬閣、測雨器、諺文を作る、諺文は蒙古字に本づく、世宗意を政治に用ふ、刑獄を恤む、租稅を定む、祿科、經國大典の基礎を定む	集賢殿を置く、宗學を設く、書籍の編纂、孝行錄、農事直説、五禮儀、三綱行實、資治通鑑訓義、治平要覽、龍飛御天歌、高麗史歴代兵要、樂律曆象、大小簡儀渾儀等を作る、欽敬閣、測雨器、諺文を作る、諺文は蒙古字に本づく、世宗意を政治に用ふ、刑獄を恤む、租稅を定む、祿科、經國大典の基礎を定む
第三節 外國の關係	第三節 外國の關係
明との關係、歲貢、野人、世界の變遷、金宗瑞を咸吉道都節制使とす、北邊の六鎮を定む、野人の入寇、四郡を置く、太祖使を日本に遣す、對馬を擊つ、對馬を侵し敗績す、對馬と約條を定む、海東の堯舜	明の關係、歲貢、野人、北界の變遷、金宗瑞を咸吉道都節制使とす、北邊の六鎮を定む、野人の入寇、四郡を置く、太祖使を日本に遣す、對馬を擊つ、對馬を侵し敗績す、對馬と約條を定む、海東の堯舜
第四章 世祖の纂立及び大典の制定(22)	第六章 世祖の事蹟及び大典の制定(28)
第一節 世祖纂立の狀態	第一節 世祖の纂立
文宗立つ、端宗立つ、首陽大君珠人材を求む、金宗瑞を殺す、珠は領議政となり内外の兵馬を掌る、李澄玉の叛、端宗位を世祖に禪る、成三問等上王を復せんトを謀る、成三問等の計畫敗る、六臣を殺す、上王を魯山君に降封し寧越に放つ、錦城大君魯山を復せんトを謀りて殺さる、魯山を殺す、魯山の詩、魯山の位を復して端宗と號す、金時習等隠る	文宗立つ、端宗立つ、首陽大君珠人材を求む、金宗瑞を殺す、珠は領議政となり内外の兵馬を掌る、李澄玉の叛、端宗位を世祖に禪る、成三問等上王を復せんことを謀る、成三問等の計畫敗る、六臣を殺す、上王を魯山君に降封し寧越に放つ、錦城大君魯山を復せんことを謀りて殺さる、魯山を殺す、魯山の詩、魯山の位を復して端宗と號す、金時習等隠る
第二節 世祖纂後後の施政	第二節 纂立後の施政
世祖は治を圖り學を講ず、軍政を振興す、佛典に通ず、李施愛の亂、龜城君浚等を遣して施愛を討せしむ、李施愛を斬る	世祖は治を圖り學を講ず、軍政を振興す、佛典に通ず、李施愛の亂、龜城君浚等を遣して施愛を討せしむ、李施愛を斬る
第三節 大典の纂修頒布及び其概要	第三節 大典の纂修頒布及び其概要
世祖經國大典を纂修せしむ、世祖薨じ睿宗立つ、經國大典成る、大典の頒布、大典續錄を頒つ、五禮儀を續成す、大典頒布後の修正補續、大典の概要、官制、東班西班牙、官階、堂上官、堂下官、東班の京官職、議政府、六曹、義禁府司憲府司諫院、東班の外官職、觀察使、九班の京官職、中樞府、五衛都總府、西班牙の外官職	世祖經國大典を纂修せしむ、世祖薨じ睿宗立つ、經國大典成る、大典の頒布、大典續錄を頒つ、五禮儀を續成す、大典頒布後の修正補續、大典の概要、官制、東班西班牙、官階、堂上官、堂下官、東班の京官職、議政府、六曹、義禁府司憲府司諫院、東班の外官職、觀察使、西班牙の京官職、中樞府、五衛都總府、西班牙の外官職
第四節 成宗の治	第四節 成宗の治
睿宗薨じ成宗立つ、弘文館、湖堂、東國輿地勝覽東國通鑑等の編纂、成宗身を以て率先す、善く人を用ふ、紀綱の頗弛、風俗の奢淫、尹氏を殺す	睿宗薨じ成宗立つ、王后政を與る、弘文館、湖堂、東國輿地勝覽東國通鑑等の編纂、成宗身を以て率先す、善く人を用ふ、紀綱の頗弛、風俗の奢淫、尹氏を殺す
第五章 士林の禍(31)	第七章 士林の禍(38)
第一節 戊午甲子の禍及び廢立	第一節 戊午甲子の禍及び廢立
成宗薨じ燕山君立つ、戊午の禍、金宗直の屍を斬り金駟孫以下を殺す、甲子の禍、剖棺斬屍碎骨飄風の刑、燕山の荒淫、洪貴達金處善の忠死、燕山を廢し中宗を立つ	成宗薨じ燕山君立つ、戊午の禍、金宗直の屍を斬り金駟孫以下を殺す、甲子の禍、剖棺斬屍碎骨飄風の刑、燕山の荒淫、洪貴達金處善の忠死、成希顥等廢立を謀る、燕山を廢し中宗を立つ
第二節 己卯の禍及び三奸三凶の誅竄	第二節 己卯の禍及び三奸三凶の誅竄
王妃愼氏を廢す、金淨等廢妃愼氏を復せんとす、中宗趙光祖を信任す、趙光祖の強請、南袞等趙光祖を讒す、趙光祖等を拿致す、趙光祖を殺す、辛卯の三奸、金安老の專横、丁酉の三凶	王妃愼氏を廢す、金淨等廢妃愼氏を復せんとす、中宗趙光祖を信任す、賢良科を設く、趙光祖の強請、南袞等趙光祖を讒す、趙光祖等を拿致す、趙光祖を殺す、辛卯の三奸、金安老の專横、丁酉の三凶
第三節 母后外戚專横の禍害	第三節 母后外戚專横の禍害
大尹小尹の軋轢、中宗薨じ仁宗立つ、仁宗薨じ明宗立つ、母	大尹小尹の軋轢、中宗薨じ仁宗立つ、仁宗薨じ明宗立つ、母

后政を聽き外戚事を用ふ、尹元老を竄す、尹元衡李芑等尹任柳瀧等を除かんとす、尹任柳瀧等を殺す、乙巳の難、丁未の禍、文定王后的驕慢、李樸を竄す、文定皇后薨じ尹元衡官爵を削らる	后政を聽き外戚事を用ふ、尹元老を竄す、尹元衡李芑等尹任柳瀧等を除かんとす、尹任柳瀧等を殺す、乙巳の難、丁未の禍、文定王后的驕慢、李樸を竄す、文定皇后薨じ尹元衡官爵を削らる
第四節 士林の風尚	第四節 士林の風尚
士林の隆盛及び其學風、金宗直、金宏弼、鄭汝昌、趙光祖、金安國、李彦廸、李滉、賜額書院、李珥、徐敬德、曹植、盧守慎、鄭汝立、鄭介清、世宗世祖佛教を信じ士林其非を論ず、文宗成宗中宗皆佛教を排斥す、普雨佛教を擴張す、普雨を殺す	士林の隆盛及び其學風、金宗直、金宏弼、鄭汝昌、趙光祖、金安國、李彦廸、李滉、賜額書院、李珥、徐敬德、曹植、盧守慎、鄭汝立、鄭介清、世宗世祖佛教を信じ士林其非を論ず、文宗成宗中宗皆佛教を排斥す、普雨佛教を擴張す、普雨を殺す
第六章 壬辰以前の外交及び内政(20)	第八章 壬辰以前の外交及び内政(24)
第一節 明及び野人との關係	第一節 明及び野人の關係
世祖以後明との關係、宗系の辨誣、宗系の辨誣始めて決す、野人との關係、浪ト兒哈を殺す、申叔舟野人を征す、李滿住を斬る、尹弼商野人を征す、沈思遜野人に殺さる、尼陽介の入寇、申砬野人を破る	世祖以後明の關係、宗系の辨誣、宗系の辨誣始めて決す、野人の關係、浪ト兒哈を殺す、申叔舟野人を征す、李滿住を斬る、尹弼商野人を征す、沈思遜野人に殺さる、尼陽介の入寇、申砬野人を破る
第二節 日本との關係	第二節 日本の關係
成宗書幣を對馬に致さしむ、三浦の亂、對馬と和を講ず、倭船全羅道に寇す、備邊司の制を定む	成宗書幣を對馬に致さしむ、三浦の亂、對馬と和を講ず、倭船全羅道に寇す、備邊司の制を定む
第三節 宣祖の初政	第三節 宣祖の初政
宣祖位に即く、宣祖の初政、生父を追尊して大院君となす、宣祖政を怠る、鄭汝立の叛、吉三峯、鄭汝立自殺す、鄭介清、崔永慶	宣祖位に即く、宣祖の初政、生父を追尊して大院君となす、宣祖政を怠る、鄭汝立の叛、吉三峯、鄭汝立自殺す、鄭介清、崔永慶
第四節 東西黨論の分裂	第四節 東西黨論の分裂
李浚慶遺割を上る、沈義謙金孝元の寝具を発見す、東人西人、沈義謙金孝元を外官に補す、李珥郷に歸る、士類皆東西黨に入る、李珥卒す、李珥の上疏	李浚慶遺箋を上る、沈義謙金孝元の寝具を発見す、東人西人、沈義謙金孝元を外官に補す、李珥郷に歸る、士類皆東西黨に入る、李珥卒す、李珥の上疏
第七章 壬辰丁酉の亂(35)	第九章 壬辰丁酉の亂(44)
第一節 壬辰の亂	第一節 壬辰の亂
秀吉路を朝鮮に假りて明を伐んとす、黃允吉等を日本に遣す、黃允吉等日本の情状を報す、倭報の情状を明に奏す、防禦の策を議す、行長清正等兵を率みて海を渡る、釜山より京城に至るに三路あり、三路の防禦、忠州陥り申砬死し李鑑走る、京城の防備を修む、光海君を世子とす、王子を諸道に分遣す、王京城を出づ、道路の困難、王開城に至る、京城陥る、王平壤に入る、使を明に遣して援を乞ふ、王平壤を發す、平壤陥る、三都皆陥没す、王義州に至る、李洸金暉尹國馨等の軍皆潰走す、二王子擒せらる、李舜臣等倭船を破る、李舜臣龜船を創造す、權慄李廷馳等の戰勝、金時敏晋州城を固守す、各地の義兵	秀吉路を朝鮮に假り明を伐んとす、黃允吉等を日本に遣す、黃允吉等日本の情状を報す、倭報の情状を明に奏す、防禦の策を議す、行長清正等兵を率みて海を渡る、釜山より京城に至るに三路あり、三路の防禦、忠州陥り申砬死し李鑑走る、京城の防備を修む、光海君を世子とす、王子を諸道に分遣す、王京城を出づ、道路の困難、王開城に至る、京城陥る、王平壤に入る、使を明に遣して援を乞ふ、王平壤を發す、平壤陥る、三都皆陥落す、王義州に至る、李洸金暉尹國馨等の軍皆潰走す、二王子擒せらる、李舜臣等倭船を破る、李舜臣龜船を創造す、權慄李廷馳等の戰勝、金時敏晋州城を固守す、各地の義兵
第二節 明軍の救援及び和議の交渉	第二節 明軍の救援及び和議の交渉
明の内情、祖承訓の來援、祖承訓敗走す、明遊説の士を募り沈惟敬之に應す、沈惟敬行長に會して和を議す、明宋應昌を經略とす、李如松を東征提督とす、明軍鴨綠江を渡る、沈惟敬の來往、李如松平壤を圍む、行長京城に遁る、李如松碧蹄の敗績、和議復た興る、日本軍慶尚道に退く、和約七條を議す、日本二王子を還す、清正等晋州を陥る、宣陵靖陵の發掘、	明の内情、祖承訓の來援、祖承訓敗走す、明遊説の士を募り沈惟敬之に應す、沈惟敬行長に會して和を議す、明宋應昌を經略とす、李如松を東征提督とす、明軍鴨綠江を渡る、沈惟敬の來往、李如松平壤を圍む、行長京城に遁る、李如松碧蹄の敗績、和議復た興る、日本軍慶尚道に退く、和約七條を議す、日本二王子を還す、清正等晋州を陥る、宣陵靖陵の發掘、

李如松還る、王京城に還る、官爵を賣る、斬首及第、講和に於ける黨人の争論、楊方亨等を日本に遣す、和議敗る	李如松還る、王京城に還る、官爵を賣る、講和に於ける黨人の争論、楊方亨等を日本に遣す、和議敗る
第三節 丁酉の亂及び講和	第三節 丁酉の亂及び講和
日本再び師を興す、李舜臣を獄に下す、元均敗死す、明楊鎬邢玠等來援す、各道の防禦、南原陥る、全州潰ゆ、稷山の戦、日本軍慶尚道に退く、楊鎬蔚山を攻む、楊鎬京城に還る、楊鎬罷めらる、楊鎬の冤を辯す、萬世徳經理となり兵を四路に分つ、新寨の敗、明人和を議し質を送る、秀吉薨ず、日本軍還る、李舜臣戦死す、李德馨黃慎等對馬を討んと請ふ、家康媾和を圖る、僧惟政を日本に遣す、和議成る、己酉約條、内部の疲弊、朋黨の軋轢、北人と南人との争、大北と小北、骨北と肉北、西人朝に満つ、北人と西人との争、媾和の成りし理由、明の恩誼に感ず	日本再び師を興す、李舜臣を獄に下す、元均敗死す、明楊鎬邢玠等來援す、各道の防禦、南原陥る、全州潰ゆ、稷山の戦、日本軍慶尚道に退く、楊鎬蔚山を攻む、楊鎬京城に還る、楊鎬罷めらる、楊鎬の冤を辯す、萬世徳經理となり兵を四路に分つ、新寨の敗、明人和を議し質を送る、秀吉薨ず、日本軍還る、李舜臣戦死す、李德馨黃慎等對馬を討んと請ふ、明軍還る、家康講和を圖る、僧惟政を日本に遣す、和議成る、己酉約條、内部の疲弊、朋黨の軋轢、北人と南人との争、大北と小北、骨北と肉北、西人朝に満つ、北人と西人との争、講和の成りし理由、明の恩誼に感ず
第八章 満洲の入寇及び朝鮮の降服(41)	第十章 満洲の入寇及び朝鮮の降服(50)
第一節 光海の亂政及び廢立	第一節 光海の亂政及び廢立
宣祖世子を易んとす、李爾瞻等光海を立んとす、宣祖薨ず、光海位に即く、明使に賄賂を贈る、臨海君を殺す、金悌男を殺す、永昌大君を殺す、大妃を廢するの端緒、大妃を廢す、大妃を害せんとして成らず、綾昌君を殺す、種々の秕政、金介屎事を用ふ、李爾瞻國柄を竊弄す、満洲愛親覺羅氏興る、後金國汗と稱す、明の楊鎬満洲を伐つ、姜弘立兵を率ゐて明を助く、姜弘立満洲に降る、明と満洲とに對して形勢を觀望す、李貴等廢立を謀る、李貴等義兵を擧ぐ、光海を廢す、仁祖位に即く、靖社の功を録す、廢立の理由、李适の不平、李适反す、仁祖公州に奔る、李适を殺す、韓潤等満洲に奔る	宣祖世子を易んとす、李爾瞻等光海を立んとす、宣祖薨ず、光海位に即く、明使に賄賂を贈る、臨海君を殺す、金悌男を殺す、永昌大君を殺す、大妃を廢するの端緒、大妃を廢す、大妃を害せんとして成らず、綾昌君を殺す、光海の秕政、金介屎事を用ふ、李爾瞻國柄を竊弄す、満洲愛親覺羅氏興る、後金國汗、明の楊鎬満洲を伐つ、姜弘立兵を率ゐて明を助く、姜弘立満洲に降る、明と満洲とに對して形勢を觀望す、李貴等廢立を謀る、李貴等義兵を擧ぐ、光海を廢す、仁祖位に即く、靖社の功を録す、廢立の理由、李适の不平、李适反す、仁祖公州に奔る、李适を殺す、韓潤等満洲に奔る
第二節 満洲第一回の入寇	第二節 満洲第一回の入寇
満洲太宗立つ、姜弘立等太宗に勧めて朝鮮に侵さしむ、阿敏等來侵す、仁祖江華に遁る、開戦の理由書、原昌令を遣して和を請ふ、媾和の約條を議す、誓文、仁祖京城に還る、明の救援、日本援兵を出さんとす、戦後の疲弊、李仁居の叛、柳孝立の叛、仁祖朋黨を破らんとす	満洲太宗立つ、姜弘立等太宗に勧めて朝鮮に侵さしむ、阿敏等來侵す、仁祖江華に遁る、阿敏等書を送りて朝鮮を責む、原昌令を遣して和を請ふ、講和の約條を議す、誓文、仁祖京城に還る、明の救援、日本援兵を出さんとす、戦後の疲弊、李仁居の叛、柳孝立の叛、仁祖朋黨を破らんとす
第三節 満洲第二回の入寇及び朝鮮の降服	第三節 満洲第二回の入寇及び朝鮮の降服
満洲は兄弟の盟を革めて君臣の約を結ばんとす、満洲諸貝勒太宗に尊號を勧めんとす、満洲の使書を拒絶す、満洲太宗皇帝と稱し國を清と號す、清太宗朝鮮を侵す、嬪宮王子を江華島に遷す、仁祖南韓山城に入る、清軍南韓山城を圍む、諸道の援軍皆敗績す、糧食の缺乏、和好を清に求む、江華城陥落す、降服を議す、降服の條件、歲貢、仁祖降服の禮を行ふ、京城蕩殘す、斥和の臣を清に送る、三田渡の碑を建つ	満洲は兄弟の盟を革め君臣の約を結ばんとす、満洲諸貝勒太宗に尊號を勧めんとす、満洲の使書を拒絶す、満洲太宗皇帝と稱し國を清と號す、清太宗朝鮮を侵す、嬪宮王子を江華島に遷す、仁祖南韓山城に入る、清軍南韓山城を圍む、諸道の援軍皆敗績す、糧食の缺乏、和好を清に求む、江華城陥落す、降服を議す、降服の條件、歲貢、仁祖降服の禮を行ふ、京城蕩殘す、斥和の臣を清に送る、三田渡の碑を建つ
第四節 朝鮮降服以後の状態	第四節 朝鮮降服以後の状態
事大の禮、冬至使、清を助けて明を伐つ、獨歩を明に遣す、清を惡み明を思ふ、清世祚都を燕京に定む、仁宗薨じ孝宗立つ、孝宗清を伐んことを計畫す、金自點清に密告す、李景奭を竊す、宋時烈李浣を信任す、北伐の準備、孝宗薨ず、清を助けて羅禪を征す、顯宗立つ、羅碩佐の上疏、大報壇、北伐の議消滅す、紀年の書法	事大の禮、冬至使、清を助けて明を伐つ、獨歩を明に遣す、清を惡み明を思ふ、清世祖都を燕京に定む、孝宗立つ、孝宗清を伐んことを計畫す、金自點清に密告す、李景奭を竊す、宋時烈李浣を信任す、北伐の準備、孝宗薨ず、清を助けて羅禪を征す、顯宗立つ、羅碩佐の上疏、大報壇、北伐の議消滅す、清と疆界を定む、紀年の書法
第九章 黨派の軋轢(40)	第十一章 黨派の軋轢(50)

第一節 東西南北の紛争	第一節 東西南北の紛争
顯宗肅宗以後黨論甚だ盛なり、爭論の問題、護黨の心頗堅し、宣祖以來分裂の概略、慈懿大妃服制の議、服制論の分れし理由、尹鑄の異説、李景奭と宋時烈との乖離、慈懿大妃服制の議また興る、顯宗薨じ肅宗立つ、宋時烈金壽恒竄せらる、南人大に用ひらる、南人分れて清南濁南となる、南人と西人の争、清南擯斥せらる、許積職を辭す、南人斥けられ西人之に代る、甲申の大黜陟	顯宗肅宗以後黨論甚だ盛なり、争論の問題、黨派を保護するの心頗る堅し、宣祖以來黨派分裂の概略、慈懿大妃服制の議、服制論の分れし理由、尹鑄の異説、李景奭と宋時烈との拂貳、慈懿大妃服制の議また興る、顯宗薨じ肅宗立つ、宋時烈金壽恒竄せらる、南人大に用ひらる、南人分れて清南濁南となる、南人と西人の争、清南擯斥せらる、許積職を辭す、南人斥けられ西人之に代る、庚申の大黜陟
第二節 老論少論の分裂及び南人との軋轢	第二節 老論少論及び南人の軋轢
宋時烈朝に入る、尹拯其父の墓文を宋時烈に求む、金益勲益煥をして變を告げしむ、宋時烈金益勲を救ふ、宋時烈太祖に謚號を上らんことを請ふ、朴世采宋時烈に反対す、尹拯宋時烈に反対す、宋時烈郷に歸る、老論と少論との分裂、王子允生る、王子を元子に封す、南人大に用ひらる、金壽恒宋時烈を殺す、肅宗王妃閔氏を廢せんとす、吳斗寅等廢妃を諫む、閔氏を廢し張氏を正妃とす、西人廢妃を復せんとす、廢妃閔氏を復す、南人の政を改む、張氏を殺す、少論衰ふ、林溥李潛を殺す、老論少論共に政を執る、老論要地に占據す、丁時翰の上疏	宋時烈朝に入る、尹拯其父の墓文を宋時烈に求む、金益勲金煥をして變を告げしむ、宋時烈金益勲を救ふ、宋時烈太祖に謚號を上らんことを請ふ、朴世采宋時烈に反対す、尹拯宋時烈に反対す、宋時烈郷に歸る、老論と少論との分裂、王子允生る、王子を元子に封す、南人大に用ひらる、金壽恒宋時烈を殺す、肅宗王妃閔氏を廢せんとす、吳斗寅等廢妃を諫む、閔氏を廢し張氏を正妃とす、西人廢妃を復せんとす、廢妃閔氏を復す、南人の政を改む、張氏を殺す、少論衰ふ、林溥李潛を殺す、老論少論共に政を執る、老論要地に占據す、丁時翰の上疏
第三節 辛壬の土禍	第三節 辛壬の土禍
斯文の處分、李頤命の獨對、世子代理、肅宗薨じ景宗立つ、趙重遇尹志述等の上疏、延祔君を世弟とす、世弟聽政の教を還収す、少論政を執る、睦虎龍變を上る、壬寅の獄、老論の勢力を一掃す、景宗薨じ英祖立つ、李義淵の上疏、睦虎龍斃る、金一鏡を戮す、老論を用ふ	斯文の處分、李頤命の獨對、世子代理、肅宗薨じ景宗立つ、趙重遇尹志述等の上疏、延祔君を世弟とす、世弟聽政の教を還収す、少論政を執る、睦虎龍變を上る、壬寅の獄、老論の勢力を一掃す、景宗薨じ英祖立つ、李義淵の上疏、睦虎龍斃る、金一鏡を戮す、老論を用ふ
第四節 叛黨の誅戮及び黨論の調停	第四節 叛黨の誅戮及び黨論の調停
丁未の換局、李麟佐の叛、李麟佐等を斬に處す、尹志の變、闡義昭鑑、少論を斥く、蕩平の教文、英祖王世孫を立つ、老論は調停説を喜ばず、英祖世孫をして政を聽かしめんとす、金龜柱東宮を危うせんとす、洪麟漢世孫の聽政を妨害す、韓翼暮洪麟漢を罷む、世孫代理、洪麟漢鄭厚謙等世孫の羽翼を殺さんとす、正祖立つ、洪麟漢鄭厚謙を殺す、洪相簡等を殺す、洪國榮を大將とす、世道の始、洪國榮廢黜せらる、正祖調停を務む、四黨永く存す、大院君黨派の名目を一掃す	丁未の換局、李麟佐の叛、李麟佐等を斬に處す、尹志の變、闡義昭鑑、少論を斥く、蕩平の教文、英祖王世孫を立つ、老論は調停説を喜ばず、英祖世孫をして政を聽かしめんとす、金龜柱東宮を危うせんとす、洪麟漢世孫の聽政を妨害す、韓翼暮洪麟漢を罷む、世孫代理、洪麟漢鄭厚謙等世孫の羽翼を殺さんとす、正祖立つ、洪麟漢鄭厚謙を殺す、洪相簡等を殺す、洪國榮を大將とす、世道の始、洪國榮廢黜せらる、正祖調停を務む、四黨永く存す、大院君黨派の名目を一掃す
第十章 文化の復興(27)	第十二章 文化の復興(32)
第一節 學校學風の變遷及び書籍の纂修	第一節 學校學風の變遷及び書籍の纂修
仁祖孝宗以後には活動的氣象あり、書院の性質及び状態、賜額書院、書院の増加、書院の私建疊設を禁ず、禮學の流行、仁祖の時の禮論、金長生の禮學、禮論は朝鮮人の習慣に適合す、禮論は他黨の排擠に便なり、尹鑄朱子の説を難ず、詩文歴史等の學流行す、禮書大に世に行はる、考證學行はれず、技藝を抑ふ、書籍の編纂、祖鑑、肅廟寶鑑、小學訓義、續五禮儀、續兵將圖說、東國文献備考、勘亂錄以下の諸書、大訓、自省編、爲將必覽、祖訓、小學指南、日省錄、國朝寶鑑、日得錄、義牆錄、文苑黼黻、同文彙攷、武藝圖譜通志、惠政年表、協吉通義、奎章全韻、兵學通以下の諸書、八子百選、樂通、朱書百選、四部手圈、五經百篇、大學類義、雅誦、弘齋全書、活字を鑄造せしむ、朝野輯要、朝野會通、燃藜室記述、	仁祖孝宗以後には活動的氣象あり、書院の性質及び状態、賜額書院、書院の増加、書院の私建疊設を禁ず、禮學の流行、仁祖の時の禮論、金長生の禮學、禮論は朝鮮人の習慣に適合す、禮論は他黨の排擠に便なり、尹鑄朱子の説を難ず、詩文歴史等の學流行す、禮書大に世に行はる、考證學行はれず、技藝を抑ふ、書籍の編纂、祖鑑、肅廟寶鑑、小學訓義、續五禮儀、續兵將圖說、東國文献備考、勘亂錄以下の諸書、大訓、自省編、爲將必覽、祖訓、小學指南、日省錄、國朝寶鑑、日得錄、義牆錄、文苑黼黻、同文彙攷、武藝圖譜通志、惠政年表、協吉通義、奎章全韻、兵學通以下の諸書、八子百選、樂通、朱書百選、四部手圈、五經百篇、大學類義、雅誦、弘齋全書、活字を鑄造せしむ、朝野輯要、朝野會通、燃藜室記述、

海東釋史	海東釋史
第二節 制度の沿革及び文物の輸入	第二節 文物の輸入
貨幣、常平通寶、銅錫の貿易、鑛山の採掘を禁ず、大同法、貢案、西洋文物の傳來、暦法の改正、硫黃、焰硝、煙草、眼鏡	西洋文物の傳來、暦法の改正、貨幣の鑄造、常平通寶、銅錫の貿易、鑛山の採掘を禁ず、硫黃、焰硝、煙草、眼鏡
第三節 英祖正祖の治績及び大典の修正	第三節 英祖正祖の治績及び大典の修正
英祖の治績、刑獄の殘酷を除く、逆賊誅戮の方法、正祖の治績、典錄通考受教輯錄の續纂、續大典、大典通編、典律通補、正祖政府の權を復せんとす、英祖正祖直言を納る、太宗より正祖に至る戸口の統計	英祖の治績、刑獄の殘酷を除く、逆賊誅戮の方法、正祖の治績、典錄通考受教輯錄の續纂、續大典、大典通編、典律通補、正祖政府の權を復せんとす、英祖正祖直言を納る、太宗より正祖に至る戸口の統計
第十一章 外戚及び王族の專恣(25)	第十三章 外戚及び王族の專恣(31)
第一節 王室の衰微	第一節 王室の衰微
英祖の末外戚の禍起る、正祖薨じ純祖立つ、金氏簾を垂れ政を聽く、外戚間の軋轢、洪景來の亂、洪景來を殺す、朴孝成亂源を論ず、世子代理、世子薨ず、殺氣朝廷に満つ、惡疫屢行はる	英祖の末外戚の禍起る、正祖薨じ純祖立つ、金氏簾を垂れ政を聽く、外戚間の軋轢、洪景來の亂、洪景來を殺す、朴孝成亂源を論ず、世子代理、世子薨ず、殺氣朝廷に満つ、惡疫屢行はる
第二節 趙氏金氏の専横	第二節 趙氏金氏の専横
純祖薨じ憲宗立つ、政權趙氏子に歸す、憲宗薨ず、哲宗立つ、金汝根大政を協賛す、金氏の權内外を傾く、金左根女色に溺る、金氏と南氏との軋轢、金氏權を爭ひて世子定らず、支那國難の影響	純祖薨じ憲宗立つ、政權趙氏に歸す、憲宗薨ず、哲宗立つ、金汝根大政を協賛す、金氏の權内外を傾く、金左根女色に溺る、金氏と南氏との軋轢、金氏權を争ひて世子定らず、支那國難の影響
第三節 今皇帝の即位及び大院君の新政	第三節 李太王の即位及び大院君の新政
哲宗薨ず、趙妃續統を議せしむ、趙氏洪氏權氏各其力を振はんとす、今皇帝立つ、大院君の待遇を議す、大院君大政を協賛す、大院君の素行、大院君趙妃と結託す、王族はもと政に干るを許さず、大に黜陟を行ふ、景福宮の營建、結頭錢、建築材料の蒐集、大院君の驅使に任せし人物、景福宮成る、圖識を利用す、制度の改革、大典會通、大典條例、衣服の制を改む、書院を毀ち院儒を逐ふ、身布を徵収す、租稅の徵収を嚴にす、大院君の政利害得失並び存す	哲宗薨ず、趙妃續統を議せしむ、趙氏洪氏權氏各其力を振はんとす、李太王立つ、大院君の待遇を議す、大院君大政を協賛す、大院君の素行、大院君趙妃と結託す、王族はもと政に干るを許さず、大に黜陟を行ふ、景福宮の營建、結頭錢、建築材料の蒐集、願納錢、大院君の驅使に任せし人物、景福宮成る、大院君圖識を利用す、制度の改革、大典會通、大典條例、衣服の制を改む、書院を毀ち院儒を逐ふ、身布を徵収す、租稅の徵収を嚴にす、大院君の政利害得失並び存す
第十二章 朝鮮と歐米及び日清との關係(44)	第十四章 諸外國の關係(60)
第一節 天主教徒の誅戮及び佛米の攘斥	第一節 天主教徒の誅戮及び佛米の攘斥
天主教傳來の起源詳ならず、丁李等天主教を信ず、燕京に書を購ふことを禁ず、西教徒を殺す、佛國宣教師京城に入る、大に西教徒を殺す、諺文の聖書を刊行す、西教信徒益衆し、西教徒數千人を誅す、佛船來寇す、佛兵敗北す、史庫、佛兵敗北の理由、石碑を鐘路に立つ、歐米人南延君の墓を發掘す、米船を焚く、米艦を砲撃す、米艦芝罘に還る、西教徒を殺すコト廿餘萬人	天主教傳來の起源詳ならず、丁李等天主教を信ず、燕京に書を購ふことを禁ず、西教徒を殺す、佛國宣教師京城に入る、大に西教徒を殺す、諺文の聖書を刊行す、西教信徒益衆し、西教徒數千人を誅す、佛艦來寇す、佛軍敗北す、史庫、佛軍敗北の理由、石碑を鐘路に立つ、歐米人南延君の墓を發掘す、米船を焚く、米艦芝罘に還る、西教徒を殺すこと廿餘萬人
第二節 大院君の失權及び日本との修好	第二節 大院君の失權及び日本の修好
王妃閔氏を立つ、大院君王妃趙妃及び親族と隙あり、大院君山莊に退居す、大院君勢力を失ふ、鬱陵島の來歴、鬱陵島を朝鮮の屬島と定む、日本との交際を拒絶す、征韓の議日本に起る、大院君京城に還る、日本軍艦を砲撃す、日本と修好條約を定む、支那は朝鮮の屬國に非るトを列國に告ぐ、元山仁川を開く	王妃閔氏を立つ、大院君王妃趙妃及び親族と隙あり、大院君山莊に隠居す、大院君勢力を失ふ、鬱陵島の來歴、鬱陵島を朝鮮の屬島と定む、日本との交際を拒絶す、征韓の議日本に起る、大院君京城に還る、日本と修好條約を定む、支那は朝鮮の屬國に非ざることを列國に告ぐ、元山仁川を開く
第三節 大院君及び金玉均の亂	第三節 大院君及び金玉均の亂
大院君廢立を謀りて成らず、兵卒亂をなす、日本公使館を襲	大院君廢立を謀りて成らず、兵卒亂をなす、日本公使館を襲

ふ、亂兵宮闈を犯す、日本と和を修む、支那大院君を本國に押送す、李鴻章の命を聽て政を爲す、事大黨、獨立黨、金玉均等事大黨を殺す、日本兵王宮を護衛す、清兵宮中を亂入す、金玉均朴泳孝日本に逃る、日本と和議を修む、天津條約、袁世凱京城に留る、事大黨の軋轢、防禦令	ふ、亂兵宮闈を犯す、日本と和を修む、支那大院君を本國に押送す、李鴻章の命を聽て政を爲す、事大黨、獨立黨、金玉均等事大黨を除かんとす、日本兵王宮を護衛す、清兵宮中を亂入す、金玉均朴泳孝日本に逃る、日本と和議を修む、天津條約、袁世凱京城に留る、事大黨の軋轢、防禦令
第四節 英露及び清との關係	第四節 英露清の關係
諸外國との條約、英國巨文島を占領す、英國巨文島を還す、露國と條約を定む、露國の保護を求む、清大院君を還す、袁世凱大院君廢立を謀る、露國と陸路通商條約を定む、李鴻章王の讓位を勧む、清國との貿易章程、朝鮮の獨立に關する矛盾	諸外國との條約、英國巨文島を占領す、英國巨文島を還す、露國と條約を定む、露國の保護を求む、清大院君を還す、袁世凱大院君廢立を謀る、露國と陸路通商條約を定む、李鴻章王の讓位を勧む、清國との貿易章程、朝鮮の獨立に關する矛盾
第五節 日清の争衡及び朝鮮の獨立	第五節 日清の戦争及び朝鮮の獨立
東學黨と金玉均、金玉均殺さる、東學黨起る、清の援兵を求む、清兵牙山に上陸す、日本の出兵、東學黨の解散、日清交渉の不調、閔泳駿の窮困、日本改革を勧告す、清は歐の調停を求む、日本兵王宮を占領す、軍國機務所を設く、日清兩國宣戰を公布す、日本軍平壤を陥る、新に官制を定む、朝鮮の向背未だ定まらず、大院君の政に與るるを罷む、宗廟誓告式を行ふ、朝鮮内部の紛擾、馬關條約成る、國號を韓と改め皇帝と稱す【完】	東學黨と金玉均、金玉均殺さる、東學黨起る、清の援兵を求む、清兵牙山に上陸す、日本の出兵、東學黨の解散、日清交渉の不調、閔泳駿の窮困、日本改革を勧告す、清は歐米の調停を求む、日本兵王宮を占領す、軍國機務處を設く、日清兩國宣戰を公布す、日本軍平壤を陥る、新に官制を定む、朝鮮の向背未だ定まらず、大院君の政に與るるを罷む、宗廟誓告式を行ふ、馬關條約成る、三浦梧樓公使となる、大院君王宮に入る、王妃閔氏害せらる、始めて太陽暦を用ふ、國王露國公使館に行幸す、日露協商成る、國號を大韓と曰ひ帝位に即き年號を改む、日露議定書
第十五章 日露衝突の影響及び日韓の併合(25)	
第一節 日露の衝突と韓國の内治外交	日英同盟成る、露國満洲を占領せんとす、満韓交換論、日露の開戦、露公使京城を退去す、日韓議定書、韓露國交を斷絶、日韓新協約、一進会、日本露國艦隊を全滅す
第二節 日韓協約及び統監府の設置	日露講和成る、日韓新協約、統監府を置く、伊藤博文統監となる、閔宗植崔益鉉等亂を作す、地方制度の改善、日本の制度に倣ふ
第三節 韓皇の讓位及び日韓の併合	海牙密使事件、韓皇の讓位、日韓協約、暴徒の蜂起、太子を日本に留學せしむ、南北巡幸、伊藤博文統監を辭し曾根荒助之に代る、間島問題、間島を清國の領土と定む、伊藤博文暗殺せらる、日韓合邦論、一進会の上書、寺内正毅統監となる、日韓併合條約成る、朝鮮王室の待遇を定む、朝鮮総督府を置く、朝鮮貴族令を定む
附 歴代世系(10)　圖(4)	